

義肢装具士 白書 2019



公益社団法人 日本義肢装具士協会

義肢装具士白書

2019

公益社団法人 日本義肢装具士協会

目次

I 部 補装具（義肢・装具）の需要と供給	1
1 章 医療領域	3
1. 概要	
2. 医療に関連する近年の動向	
3. 統計調査	
2 章 福祉領域	12
1. 概要	
2. 障害者総合支援法	
3. 戦傷病者特別援護法	
3 章 労災保険領域	20
1. 概要	
2. 統計調査結果	
II 部 第 3 回義肢装具士実態調査	39
III 部 協会の活動	59
1 章 義肢装具士の資質向上	61
1 義肢装具士養成教育 WG	
継続教育部	
1 研修委員会	
2 編集委員会	
3 生涯学習委員会	
認定制度関連	
1 認定制度委員会	
2 フットケア足病分野 WG	
3 車椅子シーティング分野 WG	
2 章 義肢装具士業務および関連制度	83
1 倫理委員会	
2 義肢装具業務指針検討 WG	
3 義肢装具士業務対価化検討 WG	
4 義肢装具士白書編集委員会	
3 章 社会的な活動	92
1 地域包括ケアシステム検討 WG	
2 パラスポーツ支援ありかた検討 WG	
3 障がい者、パラアスリート、義肢装具士の啓蒙 WG	
4 大規模災害被災者支援 WG の概要	
5 国際委員会	
4 章 その他の委員会	104
1 学術大会顧問会議	
2 広報委員会	
3 総務委員会	
4 定款・会則検討委員会	

5 章 支部活動	104
----------------	-----

- 1 北海道支部
- 2 東北支部
- 3 東日本支部
- 4 中部日本支部
- 5 西日本支部
- 6 南日本支部

IV部 統計・資料編	125
------------------	-----

1. 医療・保健・福祉の基礎統計	127
------------------------	-----

- 1) 日本の人口ピラミッド
総務省統計局統計調査部国勢統計課「人口推計年報」
- 2) 医療施設調査・病院報告の概況
厚生労働省医療施設調査・病院報告
- 3) 医療施設従事者数
厚生労働省医療施設調査・病院報告
- 4) 身体障害者数の推移
厚生労働省統計表データベースシステム：障害保健福祉部「身体障害者実態調査」
政府統計の総合窓口 e-Stat：平成 18 年度障害者・児実態調査
平成 28 年生活のしづらさに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）結果
- 5) 身体障害児数の推移
厚生労働省統計表データベースシステム：障害保健福祉部「身体障害者実態調査」
政府統計の総合窓口 e-Stat：平成 18 年度障害者・児実態調査
平成 28 年生活のしづらさに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）結果
- 6) 身体障害者の疾患別状況
厚生労働省統計表データベースシステム：障害保健福祉部「身体障害者実態調査」
政府統計の総合窓口 e-Stat：平成 18 年度障害者・児実態調査
- 7) 身体障害児の疾患別状況
厚生労働省統計表データベースシステム：障害保健福祉部「身体障害者実態調査」
政府統計の総合窓口 e-Stat：平成 18 年度障害者・児実態調査
- 8) 年齢階級別にみた身体障害者数
厚生労働省統計表データベースシステム：障害保健福祉部「身体障害者実態調査」
政府統計の総合窓口 e-Stat：平成 18 年度障害者・児実態調査
平成 28 年生活のしづらさに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）結果
- 9) 年齢階層別にみた身体障害者の年次推移
厚生労働省「身体障害者実態調査」および厚生労働省「身体障害児・者実態調査」
平成 28 年生活のしづらさに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）結果

2. 日本義肢装具士協会関連資料	133
------------------------	-----

- 1) 概要
- 2) 会員構成
- 3) 組織図
- 4) 役員名簿
- 5) 倫理綱領

3. 義肢装具士法	137
-----------------	-----

4. 義肢装具士養成施設	146
--------------------	-----

義肢装具士白書 2019 の発刊にあたって

公益社団法人 日本義肢装具士協会
会長 野坂 利也

日本義肢装具士協会は、1993 年設立後、国家資格である義肢装具士の職能団体として、社会、行政、医療関係職種と連携を図りながら、①義肢装具士の資質の向上、②義肢装具をはじめとした福祉用具の普及、発展、③国民の保健・医療・福祉の向上を目的に活動を行ってきました。

2016 年に義肢装具士白書を初めて発刊し、今回は 2 回目の白書発刊となります。構成は 4 つの章に分かれ、第 1 章では補装具の需要と供給、第 2 章では新たに実施した第 3 回目の義肢装具士の実態調査結果、第 3 章では日本義肢装具士協会の活動報告、第 4 章では統計、資料編となっています。

会長が前 坂井一浩会長から私に代わりましたが、以前より取り組んできた事業は踏襲しています。協会の活動報告をご覧いただくとご理解いただけるかとは思いますが、協会にとって大変重要な課題に直面しています。

協会としましては、従前の採型・採寸、適合業務から身体の形状計測、適合・評価技術といった質の高いサービスが提供できる仕組みを進めていきたいと考えております。

最後に、本書の発刊にあたりご協力いただいたすべての方々へ心より感謝申し上げます。

I 部

補助具（義肢・装具）の需要と供給

1 医療領域

1. 概要

1-1. 日本の医療保険制度について

我が国の医療保険制度は国民皆保険制度であり、全ての人が公的医療保険に加入することが義務付けられている。国民皆保険制度の歴史的背景としては、健民健兵政策の一環として医療費の支払いが困難な貧困層や地方の農民を救済するために、1938 年（昭和 13 年）に旧国民健康保険法が制定されたことが始まりである。職域保険と地域保険、後期高齢者医療に分類される。職域保険には協会けんぽ、組合健康保険、法第 3 項第 2 条、船員保険、各種公務員共済保険、私立学校職員共済保険が該当し、一部国民健康保険より医師・歯科医師や建設関係の加入する国保組合が該当する。地域保険には国民健康保険（国民健保）のうち自営業者の加入する市町村国保と、前期高齢者医療が該当する。後期高齢者医療はどちらにも属さない形式で分類され、その保険者は後期高齢者医療広域連合が担っている（表 1）。

表 1 我が国の医療保険の分類

分類		保険者	被保険者
職域保険	健康保険	一般被用者 (協会けんぽ)	健康保険組合が設立されていない事業所 (主に中小企業)の被用者
		一般被用者 (組合管掌健康保険)	健康保険組合が設立されている事業所 (主に大企業)の被用者
		法第 3 項第 2 条	日々雇用されている者・2 ヶ月以内の 一定期間の雇用者
	特定被用者保険	船員保険	船舶に乗り込む者
		国家公務員共済保険	国家公務員
		地方公務員共済保険	地方公務員
		私立学校職員共済保険	私立学校の教職員等
	国民健康保険	国保組合	国民健康保険組合
		市町村国保	市町村
地域保険		前期高齢者医療	市町村
			65 歳以上 74 歳以下の職域保険に属さない者
後期高齢者医療		後期高齢者医療広域連合	原則として 75 歳以上の者 (一定の障がいのある 65 歳以上)

1-2. 補装具の支給について

ここで示す補装具とは、義肢（治療用仮義足）と装具（治療用装具）に限定する。

「補装具費支給事務ガイドブック（テクノエイド協会）」では、補装具の支給には大きく分けて社会福祉系と社会保険系の制度に分けられ説明されている。社会保険系のうち、雇用者責任とされる労災や損害補償、自賠責法が適応とならない疾病や傷病に対して処方される補装具が医療保険の対象となる。補装具は医師の指示により疾病や傷病、機能障害の治療のために必要と判断された際に、療養費支給の対象となる。補装具を購入するにあたり、義肢装具製作会社（以下事業所）に補装具代金の全額を支払い、保険者に対して「医師の証明書」「領収書」「療養費支給申請書（各種医療保険により異なる）」を提出・申請することで償還払いを受ける。

2. 医療に関連する近年の動向

2-1. 治療用装具の療養費支給申請に係る手続き等について

療養費支給申請に係る手続きについて、保医発 0209 第 1 号（平成 30 年 2 月 9 日）にて報告があった。

変更が必要となった項目としては、(3)-②「領収書へオーダーメイドまたは既製品の記入が必要」と、(4)「靴型装具に限り、支給申請書に装具写真を添付」である。(3)-②は、療養費支給となる補装具は基本的にオーダーメイドとされていることと、次項に記載する義肢装具製作会社によって販売価格が異なり、不支給事案として取り上げられたことが発端となり、改訂に至った。また(4)については、一部の企業で、既製品の市販靴に特殊な加工を施したのち、特殊靴として患者に適合し、療養費申請した事例が判明し改訂に至った。

(1) 療養費支給申請に係る手続きについて

- ① 保険医が患者を診察し、疾病または負傷の治療上、治療用装具が必要であると認める。
- ② 保険医の指示（処方）により治療用装具が製作（または購入）される。
- ③ 保険医が治療用装具の装着（適合）を確認する。
- ④ 患者等が治療用装具に係る代金を補装具製作事業者等（治療用装具を取り扱った義肢装具士が所属。以下「事業者」という）に支払う。
- ⑤ 事業者が患者等に対して(4)の支払いに係る領収書を発行する。
- ⑥ 保険者に対して、被保険者等が(1)および(3)について確認できる証明書ならびに領収書を添付した療養費支給申請書を提出する。保険医の診察や義肢装具士への指示を経ずに患者への採型・採寸、装着または販売された治療用装具について、保険者が療養費を支給することは適当でないこと。

(2) 証明書について

支給申請書に添付するために患者が保険医療機関に交付を求め、保険医療機関が交付する証明書には、保険者における審査に資するため、次の事項が記載されていることが適当であること。

- ① 患者の氏名、生年月日および傷病名
- ② 保険医療機関の名称および所在地ならびに診察した保険医の氏名
- ③ 保険医が疾病または負傷の治療上、治療用装具が必要であると認めた年月日
- ④ 保険医が義肢装具士に製作等を指示した治療用装具の名称
- ⑤ 保険医が治療用装具の装着（適合）を確認した年月日

(3) 領収書について

事業者が発行し、支給申請書に添付する領収書については、保険者における審査に資するため、次の内容が記載（または添付）されていることが適当であること、

- ① 料金明細（内訳別に名称、採型区分・種類等、価格を記載）
- ② オーダーメイドまたは既製品の別（既製品の場合、製品名を含む）
- ③ 治療用装具を取り扱った義肢装具士の氏名

(4) 支給申請書への写真の添付について

保険者は平成 30 年 4 月 1 日より、靴型装具に係る支給申請書の提出に際し、原則、当該装具の写真（患者が実際に装着する現物であることが確認できるもの）の添付を求め、療養費の支給にあたっての適正に努められたいこと。

I 部 補装具（義肢・装具）の需要と供給

2-2. 療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について

平成 28 年 3 月より、治療用装具療養費検討専門委員会が設立され、治療用装具をとりまく現状の問題点と今後の課題について検討されてきた。特に既製品の治療用装具について、支給対象となる範囲が検討され、各保険者や義肢装具製作会社、厚生労働省の担当者を交えて、療養費の対象として適当と判断された装具をリスト収載することとなった。平成 30 年 2 月 9 日 209 第 1 号にて、リスト化された既製品の治療用装具が公となった。

(1) 既製品の治療用装具がリスト化された経緯と今後の課題

治療用装具に係る療養費は、「治療用装具の療養費支給基準について」(昭和 36 年 7 月 24 日保発 54 号)において、「障害者総合支援法の規定に基づく補装具の種目、購入または修理に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成 18 年厚生労働省告示 528 号)別表 1「購入基準」中に定められた装具の価格を基準として算定することとされている。しかし、この「購入基準」は支給額を算定する基準であって、支給対象に該当する装具の範囲を示したものではない。また、これに該当する補装具はオーダーメイドで製作されたものが基本とされるが、医師が疾病または負傷の治療遂行上、必要と判断し処方した場合、既製品であっても療養費の対象として保険者へ申請することができる。ただし、支給の対象とされるかについては保険者の判断に委ねられている。

近年、既製品に係る申請が増加しており、保険者判断によって償還払いの対象から除外される事例があった。これは「購入基準」がオーダーメイドの補装具を念頭に作成されており、既製品に則した基準ではないためである。そのため、療養費の支給対象として曖昧なものと判断され、除外されると考えられる。

医師を含む有識者による専門委員会を立ち上げ、治療遂行上必要と認められる既製品の補装具についてリスト化し、保険者の判断を一定とすることを目指した。

(2) リスト化の対象および基本的な考え方

【リスト化の対象】

リスト化の対象として選出されるためには以下の条件を満たす必要がある。

- I. 完成品であること。
- II. 疾病または負傷の治療遂行上必要なものであること。
- III. オーダーメイドで製作したものと同等もしくはそれに準ずる機能が得られるものと認められるもの。

【基本的な考え方】

- I. 対象品目の追加や見直しを随時行っていく予定。
- II. リスト収載された製品であっても、療養費としての採取的な支給の可否は個々の患者の状況に応じて正当な利用目的、必要性の有無および代替品の可否に鑑みて、保険者において判断する。
- III. リスト収載されていない製品であっても、個別の製品および事例に応じて、保険者において、療養費としての支給の可否を判断する。

※リスト収載されていない製品であっても、療養費としての支給対象とすることが適当と認められたものについては、今後随時専門委員会に諮り、リスト収載を行う予定。

- IV. リスト収載された製品については、適正な基準価格の設定のため、どのような方法が考えられるか、今後検討。

3. 統計調査

3-1. 国民医療費の年次推移

国民医療費の推計額および療養費の内訳を表 2 に示す。国民医療費の総計は平成 25 年からの 4 年間で約 3 兆円増加した。詳細より、4 年間で減額となった項目は「入院時・生活医療費」と「(療養費等内の) 柔道整復師」であった。入院期間の短縮に対する取り組みが推進されたことが要因と思われる。

補装具においては、療養費の細目データより平成 25 年より平均 10 億円前後の増加傾向にある。細かな内訳がないため、補装具の種類別に増減を確認することはできない。また表 3 では制度区分別にみた療養費全体の推移をみるが、協会管掌健康保険のみが増加しており、それ以外の制度区分では減少傾向にあった。

表 2 国民医療費の年次推移 (億円)

診療種類	推計学 (億円)				
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
国民医療費	400,610	408,071	423,644	421,381	430,710
医科診療医療費	287,447	292,506	300,461	301,853	308,335
入院医療費	149,667	152,641	155,752	157,933	162,116
入院外医療費	137,780	139,865	144,709	143,920	146,219
歯科診療医療費	27,368	27,900	28,294	28,574	29,003
薬局調剤医療費	71,118	72,846	79,831	75,867	78,108
入院時・生活医療費	8,082	8,021	8,014	7,917	7,954
訪問看護医療費	1,086	1,256	1,48	1,742	2,023
療養費等	5,509	5,543	5,558	5,427	5,287
補装具 (再掲)	442	459	463	473	481
柔道整復師 (再掲)	3,893	3,862	3,828	3,663	3,471
あん摩・マッサージ (再掲)	640	673	703	715	733
はり・きゅう (再掲)	367	382	396	410	416

	構成割合 (%)				
国民医療費	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
医科診療医療費	71.8	71.7	70.9	71.6	71.6
入院医療費	37.4	37.4	36.8	37.5	37.6
入院外医療費	34.4	34.3	34.2	34.2	33.9
歯科診療医療費	6.8	6.8	6.7	6.8	6.7
薬局調剤医療費	17.8	17.9	18.8	18.0	18.1
入院時・生活医療費	2.0	2.0	1.9	1.9	1.8
訪問看護医療費	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5
療養費等	1.5	1.4	1.3	1.3	1.2
補装具 (再掲)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
柔道整復師 (再掲)	1.0	1.0	0.9	0.9	0.8
あん摩・マッサージ (再掲)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
はり・きゅう (再掲)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

I 部 補装具（義肢・装具）の需要と供給

表 3 制度区分別にみた療養費の年次推移

制度区分	療養費（億円）				
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
総数	5,509	5,543	5,558	5,427	5,287
公費負担医療給付分	220	217	216	219	214
生活保護法	76	78	76	80	78
精神保健および精神障害者福祉に関する法律	-	-	-	-	-
障害者総合支援法	-	-	-	-	-
その他	144	139	140	140	137
感染症法（結核）（再掲）	-	-	-	-	-
児童福祉法（再掲）	-	-	-	-	-
特定疾患治療研究費（再掲）	1	1	1	1	1
地方公共団体単独実施（再掲）	143	138	139	139	136
医療保険等給付分	2,616	2,614	2,598	2,502	2,398
医療保険	2,614	2,612	2,595	2,500	2,396
被用者保険	1,330	1,356	1,385	1,376	1,376
被保険者	768	784	809	811	818
被扶養者	541	549	553	543	534
高齢者	21	23	23	22	24
協会管掌健康保険	742	768	787	798	806
組合管掌健康保険	432	434	440	435	432
船員保険	2	2	2	2	2
国家公務員共済組合	34	33	34	30	31
地方公務員共済組合	104	101	103	93	88
私立学校教職員共済	18	18	19	18	18
国民健康保険	1,284	1,257	1,210	1,124	1,020
高齢者以外	881	848	821	780	704
高齢者	403	409	390	345	316
退職者医療制度（再掲）	63	51	39	25	13
その他	2	2	2	2	2
労働者災害補償保険	-	-	-	-	-
その他	2	2	2	2	2
後期高齢者医療給付分	1,585	1,615	1,650	1,656	1,658
患者等負担分	1,037	1,047	1,054	1,021	1,000
全額負担	-	-	-	-	-
公費負担医療給付分・医療保険等給付分または 後期高齢者医療給付分の一部負担	1,037	1,047	1,054	1,021	1,000
軽減特例措置	51	49	41	29	17

3-2. 医療保険別加入者数の推移と補装具の申請件数と金額の推移

本稿の統計調査では、医療調査対象を平成 29 年度末の医療保険加入者数（表 4）より構成比率の高い協会けんぽ、組合健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療に限定し、年次推移については事業年報が確認できた平成 25 年から平成 29 年とする。

【調査内容】

- ① 加入者数（総数、都道府県別（組合健康保険を除く））
- ② 補装具の件数と金額

なお、今回用いられた各種データの引用元は表 5 に示す。

表 4 医療保険加入者数（平成 29 年度末）

	被保険者（千人）	被扶養者（千人）	計（千人）	構成比（％）
総人口	-	-	126,493	100.00
被用者保険（計）	44,290	32,902	77,192	61.02
協会けんぽ	23,203	15,726	38,930	30.78
組合健保	16,486	12,993	29,479	23.31
法第 3 条第 2 項被保険者	12	5	17	0.01
船員保険	58	63	121	0.10
共済組合	4,531	4,115	8,645	6.83
国共済	1,083	1,098	2,180	1.72
地共済	2,875	2,669	5,545	4.38
私学共済	573	348	920	0.73
国民健康保険	31,475	-	31,475	24.88
市町村国保	28,702	-	28,702	22.69
国保組合	2,773	-	2,773	2.19
後期高齢者医療	17,219	-	17,219	13.61
医療保険適応者計	92,984	32,902	125,886	99.52
生活保護法	-	-	2,117	1.67
統計上の不突合	-	-	-1,510	-1.19

※全国健康保険協会管掌健康保険 平成 29 年度 事業年報より引用

※「総人口」とは、総務省統計局「人口推計月報」による平成 30 年 4 月 1 日現在の総人口である。

表 5 引用元一覧

制 度	年 報	名 称	管 轄
協会けんぽ	有	健康保険船員保険事業年報	厚生労働省保険局
組合	有	健康保険組合事業年報	健康保険組合連合会
国民健康保険	有	国民健康保険事業月報等	厚生労働省 保険局調査課
後期高齢者医療	有	後期高齢者医療事業年報	厚生労働省保険局

I 部 補装具（義肢・装具）の需要と供給

（1）加入者数

平成 26 年度を境に、協会けんぽの加入者が約 3,639 万人となり、次いで国民健康保険の 3,593 万人となった。高齢化による国民健康保険の減少に伴い、後期高齢者医療加入者数は増加する。組合健康保険加入者数は横ばいで、10 万人単位で増減を繰り返した。

平成 29 年度末の加入者数は協会けんぽが最も多く約 3,892 万人、次いで国民健康保険が約 3,124 万人、組合健康保険では 2,947 万人、後期高齢者医療が約 1,721 万人となった。

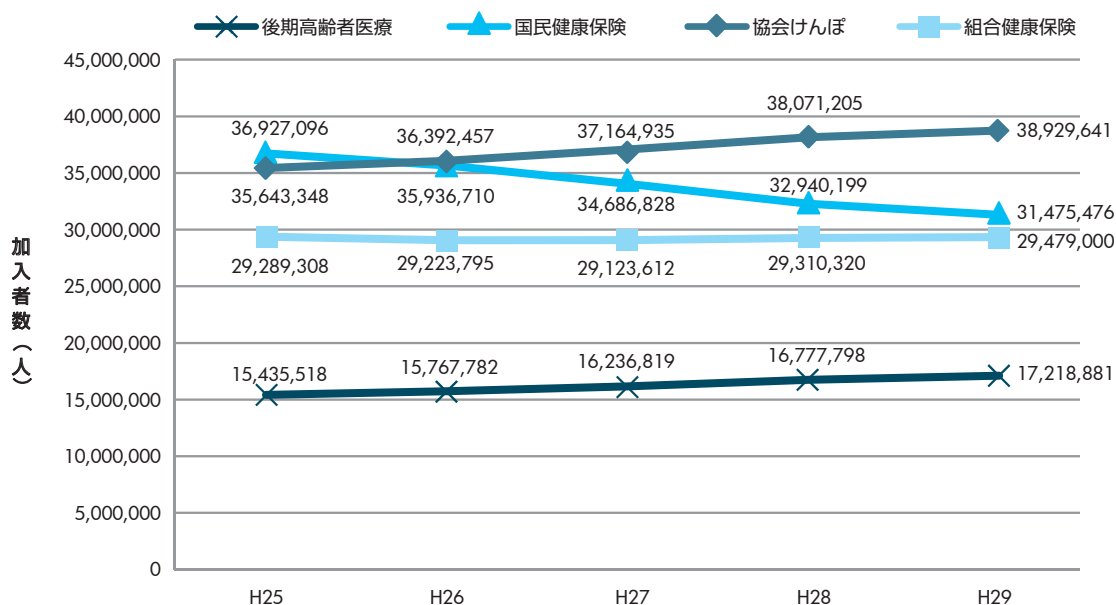


図 1 各保険者の年次推移

※各医療保険 平成 25 年から 29 年度 事業年報より引用、改変

（2）補装具（治療用装具）の申請件数と金額

各医療保険別における補装具の申請件数と金額の年次推移を図 2 に示す。協会けんぽと組合健康保険、後期高齢者医療は申請件数および金額ともに増加傾向であった。国民健康保険に限り、平成 26 年度以降加入者数、申請件数、金額とすべて減少傾向となった。平成 30 年 10 月 1 日の総人口（図 3）からみると男女合計で 200 万人を超える年代までに後期高齢者加入者の増加に伴い、国民健康保険加入者数が減少することは容易に予想できる。

一人当たりの申請件数と金額は、他の保険と比較して後期高齢者医療は申請件数において約 3 倍、金額においては約 6 ～ 8 倍の結果となった（表 6）。

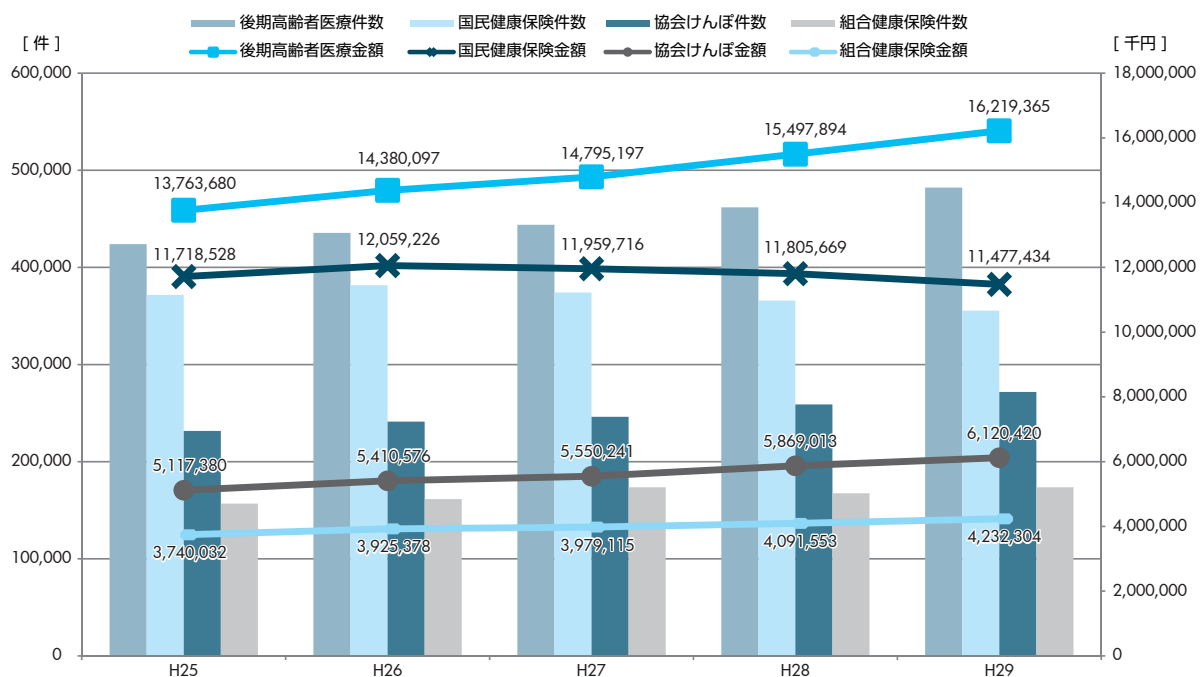


図2 各保険別の補装具申請件数と金額の年次推移
※各医療保険 平成25から29年度 事業年俣より引用、改変

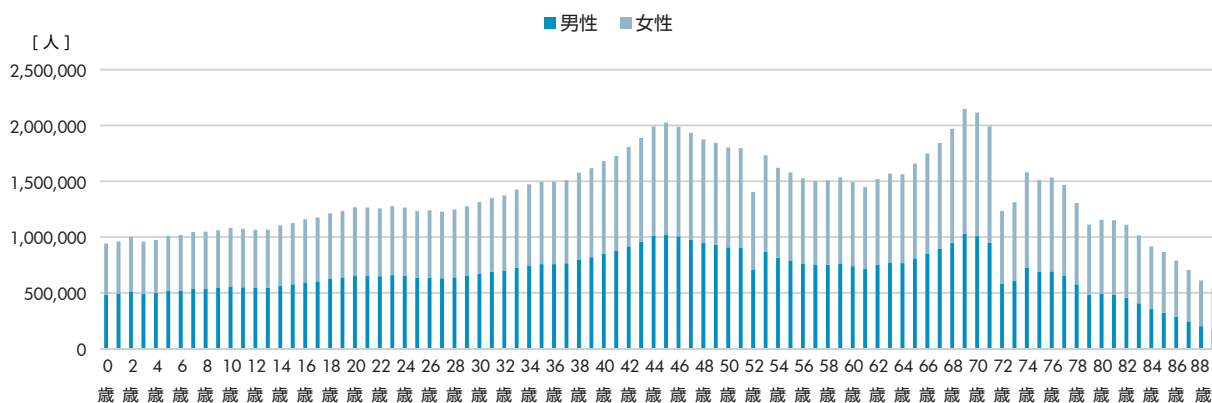


図3 日本の男女別総人口（日本の男女別総人口（平成30年10月1日））

表6 各保険別一人当たりの件数と金額

		H25	H26	H27	H28	H29
1人当たり申請件数(件)	後期高齢者医療	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	国民健康保険	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	協会けんぽ	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	組合健康保険	0.00	0.01	0.01	0.01	0.01
1人当たり金額(円)	後期高齢者医療	0.89	0.91	0.91	0.92	0.94
	国民健康保険	0.14	0.15	0.15	0.15	0.16
	協会けんぽ	0.14	0.15	0.15	0.15	0.16
	組合健康保険	0.13	0.13	0.14	0.14	0.14

引用・参考文献

- 1) 伊藤利之編：補装具支給事務マニュアル，中央法規．
- 2) 「補装具費支給制度の概要」，厚生労働省．
- 3) 「社会保障審議会（医療保険部会治療用装具療養費検討専門委員会）」，治療用装具に係る療養費に関する現状と課題，第 1 回，www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_336720.html（閲覧日 2019 年 5 月 20 日）
- 4) 「社会保障審議会（医療保険部会治療用装具療養費検討専門委員会）」，治療用装具に係る既製品のリスト化について，第 2 回・第 3 回，www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_336720.html（閲覧日 2019 年 5 月 20 日）
- 5) 「社会保障審議会（医療保険部会治療用装具療養費検討専門委員会）」，治療用装具に係る療養費の適正化について，第 4 回，www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_336720.html（閲覧日 2019 年 5 月 20 日）
- 6) 「協会けんぽ医療費統計」，協会けんぽ事業年報・月報，www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat740/（閲覧日 2019 年 5 月 20 日）
- 7) 「国民健康保険統計」，国民健康保険事業年報・月報（平成 25 年～平成 29 年），www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/iryouhoken/database/seido/kokumin_nenpo.html（閲覧日 2019 年 5 月 20 日）
- 8) 「後期高齢者医療事業状況報告」，事業年報・月報，www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/iryouhoken/database/seido/kouki_houkoku.html（閲覧日 2019 年 5 月 20 日）
- 9) 「健康保険・船員保険状況報告」，組合管掌健康保険月次報告（平成 25 年～29 年），www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/iryouhoken/database/seido/kenpo_zyoukyou.html（閲覧日 2019 年 5 月 20 日）
- 10) 「医療保険データベース」，各種医療保険データベース（平成 25 年～平成 29 年），www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryouhoken/database/index.html（閲覧日 2019 年 5 月 20 日）
- 11) 「人口推計」，日本の人口統計，www.stat.go.jp/data/jinsui/new.html（閲覧日 2019 年 5 月 20 日）

2 福祉領域

章

1. 概要

1-1. 日本の社会福祉制度について

社会福祉とは、個人の自己責任による解決に委ねることが困難な生活上の諸問題に関して、社会的に種々のサービスを提供することにより、生活の安定や自己実現を支援する制度であり、わが国では子どもへの保育や、障害者等への福祉サービスなどの提供などがある。税金を財源として運営されており、医療保険のようにあらかじめ制度に加入したり、一定のお金（保険料）を拠出したりすることは必要とされないが、高齢者、児童、障害者、母子家庭というように対象者が特定された上で個別に制度化されている点が特徴的であり、公的扶助と社会保険の中間に位置づけられるともいわれる制度である。

1-2. 障害者福祉とは

障害者福祉とは、身体、知的発達、精神に障害を持つ人々に対して、自立を支援する社会的サービスのことである。日本では戦後の緊急援護と基盤整備のための施策として様々な法律が制定されたが、現在ではノーマライゼーションの考え方や、社会的統合（インテグレーション）、さらに障害者権利条約に拠るインクルージョン教育を理念とし、障害のある人々の自立支援、社会参加に向けて、障害者福祉サービスをはじめとする障害保健福祉制度の改革、施策の検討がなされている。近年では特に障害者の就労支援対策、さらにスポーツ・芸術活動支援も促進されている。

2. 障害者総合支援法

2-1. 概要

障害者総合支援法は、障害児・障害者・難病（対象疾病）患者等の地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等の日常生活および社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずることを趣旨として、2013（平成 25）年 4 月に施行された。障害者総合支援法によるサービスは「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に大きく分かれ、自立支援給付は「介護給付費」、「訓練等給付費」、「地域相談支援給付費」、「計画相談支援給付費」、「自立支援医療費」、「補装具費」などに分けられる。

2-2. 補装具費支給制度について

障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ることおよび障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具について、同一の月に購入または修理に要した費用の額（基準額）を合計した額から、百分の九十に相当する額を支給する。利用者負担は原則 1 割だが、当該補装具費支給対象者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（政令で定める額が基準額を合計した額の百分の十を超えるときは、基準額に百分の十を乗じた額）を控除して得た額（補装具費）を支給する。（※政令で定める額…市町村民税世帯非課税者以外の者：37,200 円、市町村民税世帯非課税者：0 円）支給決定は、障害者または障害児の保護者からの申請に基づき、市町村が行う。

2018（平成 30）年 4 月の改正により補装具費の支給基準に「借受け」が追加された。「購入」を基本とする原則は維持した上で、成長に伴って短期間での交換が必要であると認められる場合など、借受けによることが適当である場合に限り、補装具費の支給の対象となる。

なお、介護保険法で定められている福祉用具貸与制度により対応が可能な場合は、そちらが優先される。

2-3. 障害者の状況

(1) 障害者数と推移

「令和元年度 障害者白書」によると障害者数は、身体障害者が 436.0 万人、知的障害者が 108.2 万人、精神障害者が 419.3 万人で障害者の総数は 963.5 万人と推計されている。総人口 1,000 人当たりの人数で見ると、身体障害者は 34 人、知的障害者は 9 人、精神障害者は 33 人となり、複数の障害を併せ持つ者もいるため、単純な合計にはならないものの、国民のおよそ 7.6%が何らかの障害を有していることになる。

障害者数の推移を見ると、障害者数は増加傾向にあり、2006（平成 18）年では 655.9 万人であったのが、2018（平成 30）年には 936.6 万人と約 10 年間で 1.4 倍になっていることがわかる。この内訳について、2006 年と比べ 2018 年では、身体障害者数が 1.2 倍、知的障害者数が 2.4 倍、精神障害者数が 1.5 倍となっている（図 1）。

身体障害者・知的障害者・精神障害者のいずれの区分についても、在宅で生活している者が大半（身体障害者：98.3%、知的障害者：88.9%、精神障害者：92.8%）である。

(2) 身体障害者数（推計）

在宅の身体障害者 428 万 7 千人の年齢階層別の内訳をみると、18 歳未満 6 万 8 千人（1.6%）、18 歳以上 65 歳未満 101 万 3 千人（24.1%）、65 歳以上 311 万 2 千人（74.0%）となっている。我が国の総人口に占める 65 歳以上人口の割合（高齢化率）は調査時点の 2016 年には 27.3%（総務省「人口推計」2016 年 10 月 1 日（確定値））であり、在宅の身体障害者の 65 歳以上人口の割合（74.0%）は約 2.7 倍となっている。在宅の身体障害者の 65 歳以上の割合の推移をみると、在宅の身体障害者の全年齢のうち 65 歳以上の割合が、1970 年には 3 割程度だったものが、2016 年には 7 割程度まで上昇している（図 2）。

在宅の身体障害者 428.7 万人の障害種類別の内訳を見ると、視覚障害 31.2 万人（7.3%）、聴覚・言語障害 34.2 万人（8.0%）、肢体不自由 193.1 万人（45.0%）、内部障害 124.1 万人（28.9%）となっている。等級別でみると、1・2 級の障害を有する身体障害者は、65 歳未満では 574 千人（53.0%）、65 歳以上では 1,469 千人（45.8%）を占めている（表 1）。

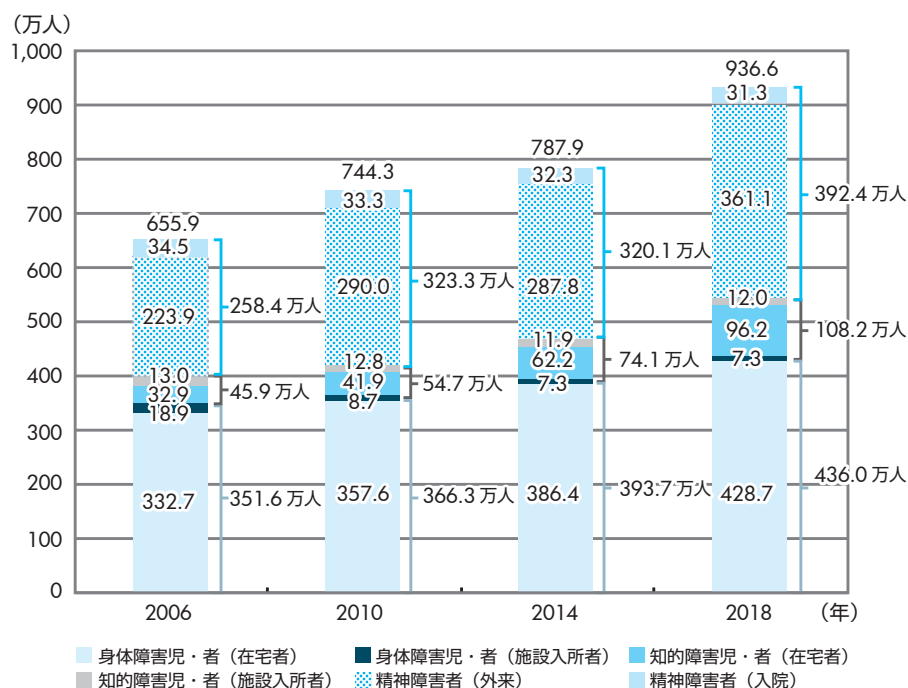


図 1 障害者の推移

（引用 厚生労働省：平成 30 年度 厚生労働白書）

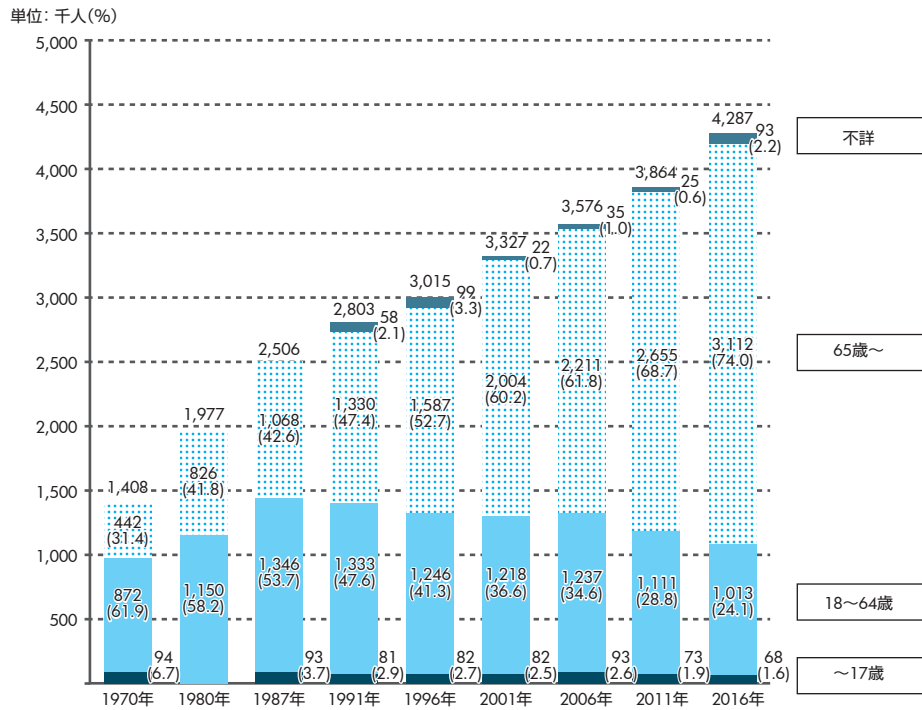


図2 年齢階層別障害者数の推移（身体障害者児・者（在宅））

引用 内閣府：令和元年度 障害者白書

注1：1980年は身体障害児（0～17歳）に係る調査を行っていない。

注2：四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

資料：厚生労働省「身体障害児・者実態調査」（～2006年）、構成労働省「生活のしづらさに関する調査」（2011・2016年）

表1 身体障害者手帳所持者、身体障害の種類・障害等級別（平成28年生活のしづらさなどに関する調査 厚生労働省） 単位：人(%)

	総数			1級		2級		3級		4級		5級		6級		不詳	
	65歳未満	65歳以上	合計	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上
総数	1,082	3,205	4,287	369	1,023	205	446	173	560	178	707	68	173	35	125	54	173
視覚障害	92	220	312	26	93	35	73	6	18	6	13	13	13	5	11	-	-
聴覚・言語障害	71	271	342	6	3	26	68	10	59	19	71	-	1	9	69	-	-
聴覚障害	60	237	297	6	3	26	65	4	38	15	62	-	-	9	69	-	-
平衡機能障害	-	4	4	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-
音声・言語そしゃく機能障害	10	30	40	-	-	-	1	6	20	4	9	-	-	-	-	-	-
肢体不自由	576	1,355	1,931	175	233	123	272	97	304	108	374	52	144	20	39	-	-
上肢	204	419	623	83	136	52	120	29	65	16	47	15	37	9	15	-	-
下肢	244	758	1,002	29	47	44	89	49	196	88	320	24	82	10	24	-	-
体幹	92	120	212	45	23	19	44	14	31	1	-	13	21	-	-	-	-
脳原性運動機能障害・上肢機能	21	31	52	14	11	4	14	4	-	-	5	-	1	-	-	-	-
脳原性運動機能障害・移動機能	14	26	40	4	6	5	5	1	10	3	3	-	3	1	-	-	-
内部障害	237	1,004	1,241	151	657	5	9	44	139	37	199	-	-	-	-	-	-
心臓機能障害	105	625	730	57	474	-	8	31	72	16	72	-	-	-	-	-	-
呼吸器機能障害	10	73	83	6	20	-	-	4	39	-	14	-	-	-	-	-	-
じん臓機能障害	82	171	253	81	151	-	1	1	14	-	5	-	-	-	-	-	-
ぼうこう・直腸機能障害	26	123	149	1	6	-	-	6	13	19	105	-	-	-	-	-	-
小腸機能障害	1	1	2	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	6	1	7	1	1	4	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肝臓機能障害	6	9	15	5	5	1	-	-	1	-	3	-	-	-	-	-	-
障害種別不詳	107	355	462	10	47	15	24	15	42	8	50	4	5	1	5	54	173

65歳以上には年齢不詳も含む

I 部 補装具（義肢・装具）の需要と供給

2-4. 身体障害児・者における補装具

（１）種類別にみた補装具購入件数・金額の推移

厚生労働省実施の福祉行政報告例より 2013（平成 25）年度から 2017（平成 29）年度の補装具購入費の推移をみると、ほぼ横ばいで増減を繰り返している一方、決定件数の総数はわずかながら年々減少傾向にある。そのなかでも全体的に購入費が増加傾向にあるのは座位保持装置・起立保持具であり、減少傾向にあるのは義肢・義眼・車椅子・歩行補助杖である。2016 年度から 2017 年度の増減率は－1.5%であり、この年は義肢の件数が減少しており、特に義足が 371 件、約 1 億 8 千万円減少していることが影響していると考えられる。座位保持装置については、購入費用、件数ともに増加している（表 2）。

種類別決定件数の内訳に関しては大きな変動はなく、2017（平成 29）年度には義肢が全体の 3.6%、装具が 28.6%、座位保持装置が 6.1%、車椅子（電動車椅子を含める）が 15.9%を占めている。義肢のなかでは義足が 8 割、義手が 2 割程度であり、装具のなかでは下肢装具が 7.5 割、靴型装具が 2.1 割、体幹装具が 0.3 割、上肢装具が 0.1 割程度である（図 3）。

表 2 身体障害者・児の基準補装具および特例補装具 購入件数、購入金額、補装具の種類別

金額：千円（決定件数）

	2013(平成25)年度			2014(平成26)年度			2015(平成27)年度			2016(平成28)年度			2017(平成29)年度		
	基準補装具	特例補装具	合計	基準補装具	特例補装具	合計	基準補装具	特例補装具	合計	基準補装具	特例補装具	合計	基準補装具	特例補装具	合計
総 数	20,878,911 (162,462)	895,168 (3,066)	21,774,079 (165,528)	20,680,290 (158,164)	888,024 (3,030)	21,568,314 (161,194)	20,602,989 (157,893)	956,085 (3,444)	21,559,074 (161,337)	20,975,629 (157,933)	1,011,015 (3,330)	21,986,644 (161,263)	20,804,726 (155,269)	1,118,654 (3,615)	21,923,380 (158,884)
義 肢	2,531,824 (6,752)	19,359 (36)	2,551,183 (6,788)	2,561,619 (6,557)	21,414 (32)	2,583,033 (6,589)	2,514,934 (6,218)	42,957 (36)	2,557,891 (6,254)	2,648,784 (6,255)	32,861 (34)	2,681,645 (6,289)	2,445,205 (5,748)	36,705 (35)	2,481,910 (5,783)
義 手	222,586 (1,393)	9,325 (16)	231,911 (1,409)	211,249 (1,247)	13,612 (16)	224,861 (1,263)	219,458 (1,206)	34,502 (22)	253,960 (1,228)	219,350 (1,219)	22,832 (19)	242,182 (1,238)	195,664 (1,080)	31,050 (23)	226,714 (1,103)
義 足	2,309,238 (5,359)	10,034 (20)	2,319,272 (5,379)	2,350,370 (5,310)	7,802 (16)	2,358,172 (5,326)	2,295,476 (5,012)	8,455 (14)	2,303,931 (5,026)	2,429,434 (5,036)	10,029 (15)	2,439,463 (5,051)	2,249,541 (4,668)	5,655 (12)	2,255,196 (4,680)
装 具	3,741,402 (44,558)	11,218 (175)	3,752,620 (44,733)	3,732,050 (43,850)	8,335 (167)	3,740,385 (44,017)	3,761,666 (44,507)	10,503 (176)	3,772,169 (44,683)	3,859,863 (45,723)	8,405 (150)	3,868,268 (45,873)	3,853,327 (45,249)	9,252 (120)	3,862,579 (45,369)
下 肢	2,721,077 (33,302)	6,801 (63)	2,727,878 (33,365)	2,731,117 (32,743)	4,921 (38)	2,736,038 (32,781)	2,785,487 (33,482)	7,033 (113)	2,792,520 (33,595)	2,820,385 (34,229)	6,135 (122)	2,826,520 (34,351)	2,790,431 (34,070)	5,286 (51)	2,795,717 (34,121)
靴 型	880,019 (9,428)	2,055 (80)	882,074 (9,508)	877,706 (9,204)	1,181 (98)	878,887 (9,302)	843,144 (8,987)	1,317 (45)	844,461 (9,032)	899,038 (9,561)	915 (15)	916,061 (9,576)	916,061 (9,273)	2,220 (51)	918,281 (9,324)
体 幹	69,745 (1,156)	646 (6)	70,391 (1,162)	80,202 (1,220)	-	80,202 (1,220)	91,457 (1,336)	228 (2)	91,685 (1,338)	87,797 (1,238)	92 (1)	87,889 (1,239)	86,573 (1,237)	1,174 (6)	87,747 (1,243)
上 肢	70,561 (672)	1,716 (26)	72,277 (698)	43,025 (683)	2,233 (31)	45,258 (714)	41,578 (702)	1,925 (16)	43,503 (718)	52,643 (695)	1,263 (12)	53,906 (707)	60,262 (669)	572 (12)	60,834 (681)
座位保持装置	3,155,971 (9,385)	120,240 (326)	3,276,211 (9,711)	3,136,248 (9,299)	144,492 (325)	3,280,740 (9,624)	3,219,005 (9,326)	150,910 (425)	3,369,915 (9,751)	3,282,880 (9,315)	139,192 (372)	3,422,072 (9,687)	3,413,458 (9,356)	134,969 (328)	3,548,427 (9,684)
盲人安全つえ	40,100 (8,689)	71 (13)	40,171 (8,702)	42,905 (8,871)	22 (4)	42,927 (8,875)	46,702 (9,160)	16 (3)	46,718 (9,163)	46,235 (9,067)	136 (15)	46,371 (9,082)	50,389 (8,851)	18 (3)	50,407 (8,854)
義 眼	83,283 (1,263)	555 (6)	83,838 (1,269)	77,308 (1,158)	-	77,308 (1,158)	83,951 (1,225)	378 (3)	84,329 (1,228)	77,471 (1,156)	763 (2)	78,234 (1,158)	78,154 (1,156)	-	78,154 (1,156)
眼 鏡	198,334 (7,040)	557 (16)	198,891 (7,056)	179,830 (6,516)	754 (13)	180,584 (6,529)	185,380 (6,691)	682 (18)	186,062 (6,709)	176,613 (6,421)	178 (5)	176,791 (6,426)	186,167 (6,558)	302 (8)	186,469 (6,566)
補聴器	3,072,682 (45,487)	105,334 (532)	3,178,016 (46,019)	3,061,684 (44,353)	121,035 (578)	3,182,719 (44,931)	3,019,917 (44,181)	118,207 (598)	3,137,926 (44,779)	3,085,742 (44,672)	144,468 (629)	3,230,210 (45,301)	3,061,865 (44,125)	166,305 (802)	3,228,170 (44,927)
車椅子	5,513,731 (25,224)	133,597 (393)	5,647,328 (25,617)	5,422,204 (24,273)	114,647 (354)	5,536,851 (24,627)	5,257,374 (23,241)	128,349 (390)	5,385,723 (23,631)	5,287,199 (22,332)	120,460 (354)	5,407,659 (22,686)	5,246,531 (21,752)	132,718 (383)	5,379,249 (22,135)
電動車椅子	1,760,048 (3,199)	163,821 (158)	1,923,869 (3,357)	1,718,252 (3,014)	149,112 (150)	1,867,364 (3,164)	1,768,499 (3,113)	133,447 (138)	1,901,946 (3,251)	1,791,223 (3,095)	182,825 (165)	1,974,048 (3,260)	1,736,659 (2,964)	209,662 (177)	1,946,321 (3,141)
座位保持椅子	215,149 (2,139)	37,279 (279)	252,428 (2,418)	207,644 (2,087)	38,631 (296)	246,275 (2,383)	207,665 (2,129)	52,483 (419)	260,148 (2,548)	217,544 (2,186)	53,162 (397)	270,706 (2,583)	211,563 (2,095)	61,656 (480)	273,219 (2,575)
起立保持具	48,167 (235)	142,221 (594)	190,388 (829)	54,841 (268)	154,906 (625)	209,747 (893)	63,002 (319)	156,296 (656)	219,298 (975)	54,765 (233)	171,003 (661)	225,768 (894)	51,975 (224)	174,580 (644)	226,555 (868)
歩行器	178,867 (2,705)	109,670 (448)	288,537 (3,153)	166,611 (2,510)	101,427 (422)	268,038 (2,932)	174,415 (2,518)	111,111 (490)	285,526 (3,008)	164,783 (2,431)	117,539 (472)	282,322 (2,903)	163,524 (2,393)	133,706 (539)	297,230 (2,932)
頭部保持具	3,373 (418)	613 (4)	3,986 (422)	7,814 (533)	37 (3)	7,851 (536)	4,745 (551)	92 (12)	4,837 (563)	4,325 (503)	84 (1)	4,409 (504)	4,251 (480)	399 (10)	4,650 (490)
排便補助具	743 (32)	1,641 (18)	2,384 (50)	1,393 (31)	1,356 (15)	2,749 (46)	923 (32)	848 (17)	1,771 (49)	435 (34)	2,047 (17)	2,482 (51)	582 (24)	1,418 (13)	2,000 (37)
歩行補助つえ	43,059 (4,744)	211 (20)	43,270 (4,764)	40,726 (4,276)	354 (14)	41,080 (4,290)	38,493 (4,170)	142 (22)	38,635 (4,192)	39,002 (3,990)	295 (22)	39,297 (4,012)	37,080 (3,773)	346 (9)	37,426 (3,782)
重度障害者用 意思伝達装置	292,178 (592)	48,781 (48)	340,959 (640)	269,161 (568)	31,502 (32)	300,663 (600)	256,516 (512)	49,664 (41)	306,180 (553)	238,765 (520)	37,597 (34)	276,362 (554)	263,996 (521)	56,618 (64)	320,614 (585)

（厚生労働省 福祉行政報告例）

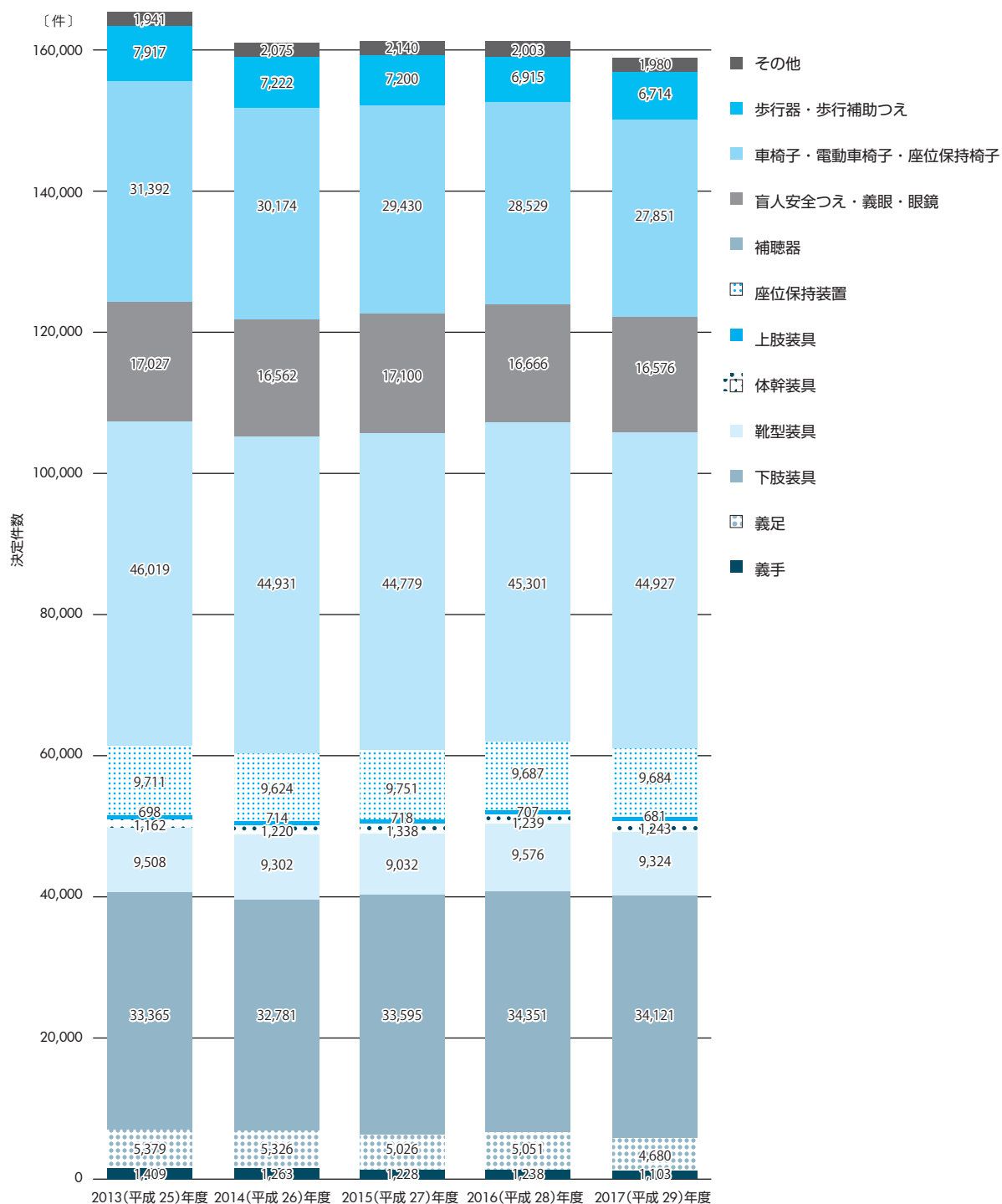


図3 種類別にみた補装具購入件数の推移（福祉行政報告例）

I 部 補装具（義肢・装具）の需要と供給

（2）種類別にみた補装具修理件数・金額の推移

補装具修理件数の推移をみると減少傾向にある一方で、修理金額は 5 年間で増減率 6.9%である。この現象は義肢と座位保持装置に特に顕著にみられ、2016 年度に比べ 2017 年度の義手の修理件数は 27 件減少しているにも関わらず、修理額は約 4 倍に増加している。また靴型装具に関しては、修理件数、修理費用ともに増加傾向にあり、2016 年度から 2017 年度にかけて修理費用が 1.38 倍増加している。なお、購入するのに高額な義肢、車椅子、電動車椅子は購入件数より修理件数が上回っている（表 3）。

種類別修理件数の内訳に関しては、2017（平成 29）年度には義肢が全体の 6.5%、装具が 15%、車椅子等が全体の 46.7%を占めている。義肢のなかでは義足が 9.3 割、義手が 0.7 割程度であり、装具のなかでは下肢装具が 7 割、靴型装具が 3 割程度と購入件数と同じ傾向にある（図 4）。

表 3 身体障害者・児の基準補装具および特例補装具 修理件数、修理金額、補装具の種類別

金額：千円（決定件数）

	2013(平成25)年度			2014(平成26)年度			2015(平成27)年度			2016(平成28)年度			2017(平成29)年度		
	基準補装具	特例補装具	合計	基準補装具	特例補装具	合計	基準補装具	特例補装具	合計	基準補装具	特例補装具	合計	基準補装具	特例補装具	合計
総 数	5,583,456 (122,899)	95,131 (1,856)	5,678,587 (124,755)	5,632,113 (121,332)	112,603 (1,779)	5,744,716 (123,111)	5,638,737 (120,957)	119,708 (1,831)	5,758,445 (122,788)	5,814,598 (119,379)	118,056 (1,951)	5,932,654 (121,330)	5,943,282 (114,611)	126,030 (1,979)	6,069,312 (116,590)
義 肢	1,440,653 (8,137)	9,054 (46)	1,449,707 (8,183)	1,432,212 (8,057)	8,874 (20)	1,441,086 (8,077)	1,404,973 (7,855)	16,269 (43)	1,421,242 (7,898)	1,549,913 (7,929)	10,482 (33)	1,560,395 (7,962)	1,712,206 (7,574)	10,290 (30)	1,722,496 (7,604)
義 手	66,576 (624)	6,709 (31)	73,285 (655)	66,382 (652)	7,074 (16)	73,456 (668)	64,889 (571)	9,220 (26)	74,109 (597)	66,231 (545)	7,278 (23)	73,509 (568)	285,797 (516)	9,366 (25)	295,163 (541)
義 足	1,374,077 (7,513)	2,345 (15)	1,376,422 (7,528)	1,365,830 (7,405)	1,800 (4)	1,367,630 (7,409)	1,340,084 (7,284)	7,049 (17)	1,347,133 (7,301)	1,483,682 (7,384)	3,204 (10)	1,486,886 (7,394)	1,426,409 (7,058)	924 (5)	1,427,333 (7,063)
装 具	330,074 (17,650)	825 (37)	330,899 (17,687)	314,089 (17,110)	303 (12)	314,392 (17,122)	332,365 (17,683)	410 (19)	332,775 (17,702)	339,482 (17,644)	1,087 (27)	340,569 (17,671)	359,681 (17,442)	619 (19)	360,300 (17,461)
下 肢	248,953 (12,908)	695 (31)	249,648 (12,939)	231,964 (12,407)	47 (4)	232,011 (12,411)	246,397 (12,677)	347 (16)	246,744 (12,693)	251,061 (12,641)	733 (21)	251,794 (12,662)	239,652 (12,242)	312 (8)	239,964 (12,250)
靴 型	77,036 (4,473)	50 (3)	77,086 (4,476)	76,477 (4,419)	149 (4)	76,626 (4,423)	80,355 (4,698)	63 (3)	80,418 (4,701)	83,016 (4,666)	341 (5)	83,357 (4,671)	114,687 (4,842)	307 (11)	114,994 (4,853)
体 幹	2,165 (156)	10 (2)	2,175 (158)	3,531 (164)	104 (1)	3,635 (165)	4,042 (195)	- (-)	4,042 (195)	3,309 (216)	13 (1)	3,322 (217)	3,625 (236)	- (-)	3,625 (236)
上 肢	1,920 (113)	70 (1)	1,990 (114)	2,117 (120)	3 (3)	2,120 (123)	1,571 (113)	- (-)	1,571 (113)	2,096 (121)	- (-)	2,096 (121)	1,717 (122)	- (-)	1,717 (122)
座位保持装置	668,843 (8,140)	14,533 (198)	683,376 (8,338)	689,119 (8,363)	23,852 (231)	712,971 (8,594)	683,672 (8,531)	22,953 (209)	706,625 (8,740)	706,851 (8,687)	23,393 (229)	730,244 (8,916)	741,518 (8,620)	22,420 (222)	763,938 (8,842)
盲人安全つえ	648 (124)	- (-)	648 (124)	1,255 (105)	227 (1)	1,482 (106)	429 (126)	- (-)	429 (126)	368 (115)	3 (1)	371 (116)	835 (126)	- (-)	835 (126)
義 眼	4,405 (28)	- (-)	4,405 (28)	228 (6)	- (-)	228 (6)	481 (11)	- (-)	481 (11)	348 (11)	- (-)	348 (11)	1,173 (35)	- (-)	1,173 (35)
眼 鏡	7,567 (488)	- (-)	7,567 (488)	5,836 (386)	- (-)	5,836 (386)	11,440 (370)	- (-)	11,440 (370)	5,569 (368)	18 (2)	5,587 (370)	6,563 (342)	73 (4)	6,636 (346)
補聴器	525,724 (29,180)	18,819 (660)	544,543 (29,840)	520,273 (28,360)	16,973 (571)	537,246 (28,931)	511,025 (27,531)	19,636 (611)	530,661 (28,142)	523,919 (27,356)	20,135 (609)	544,054 (27,965)	508,893 (25,464)	24,152 (727)	533,045 (26,191)
車椅子	1,621,118 (42,846)	17,888 (339)	1,639,006 (43,185)	1,674,325 (42,736)	20,807 (335)	1,695,132 (43,071)	1,662,370 (42,314)	16,989 (323)	1,679,359 (42,637)	1,665,096 (41,382)	15,916 (314)	1,681,012 (41,696)	1,621,317 (39,478)	19,131 (301)	1,640,448 (39,779)
電動車椅子	935,247 (14,735)	20,657 (249)	955,904 (14,984)	945,571 (14,643)	23,617 (265)	969,188 (14,908)	973,652 (14,797)	24,829 (255)	998,481 (15,052)	970,505 (14,224)	29,051 (345)	999,556 (14,569)	938,628 (13,850)	29,212 (279)	967,840 (14,129)
座位保持椅子	13,446 (261)	1,126 (29)	14,572 (290)	13,886 (311)	1,584 (49)	15,470 (360)	21,051 (388)	2,541 (50)	23,592 (438)	20,447 (430)	2,505 (60)	22,952 (490)	18,420 (451)	3,213 (69)	21,633 (520)
起立保持具	5,319 (140)	6,643 (162)	11,962 (302)	5,039 (143)	8,882 (185)	13,921 (328)	6,380 (148)	8,314 (190)	14,694 (338)	4,546 (132)	7,851 (203)	12,397 (335)	4,665 (131)	7,555 (186)	12,220 (317)
歩行器	12,602 (513)	5,336 (123)	17,938 (636)	12,306 (462)	6,358 (96)	18,664 (558)	15,673 (562)	7,023 (113)	22,696 (675)	11,793 (460)	7,118 (115)	18,911 (575)	12,673 (445)	8,129 (126)	20,802 (571)
頭部保持具	19 (3)	30 (1)	49 (4)	324 (7)	- (-)	324 (7)	43 (2)	1 (1)	44 (3)	33 (4)	76 (2)	109 (6)	96 (6)	- (-)	96 (6)
排便補助具	47 (2)	14 (1)	61 (3)	3 (1)	- (-)	3 (1)	123 (5)	149 (3)	272 (8)	46 (3)	48 (1)	94 (4)	67 (1)	173 (2)	240 (3)
歩行補助つえ	524 (184)	6 (3)	530 (187)	637 (179)	12 (2)	649 (181)	668 (192)	17 (2)	685 (194)	459 (170)	7 (2)	466 (172)	438 (166)	- (-)	438 (166)
重度障害者用 意思伝達装置	17,220 (468)	200 (8)	17,420 (476)	17,010 (463)	1,114 (12)	18,124 (475)	14,392 (442)	577 (12)	14,969 (454)	15,223 (464)	366 (8)	15,589 (472)	16,109 (480)	1,063 (14)	17,172 (494)

（厚生労働省 福祉行政報告例）

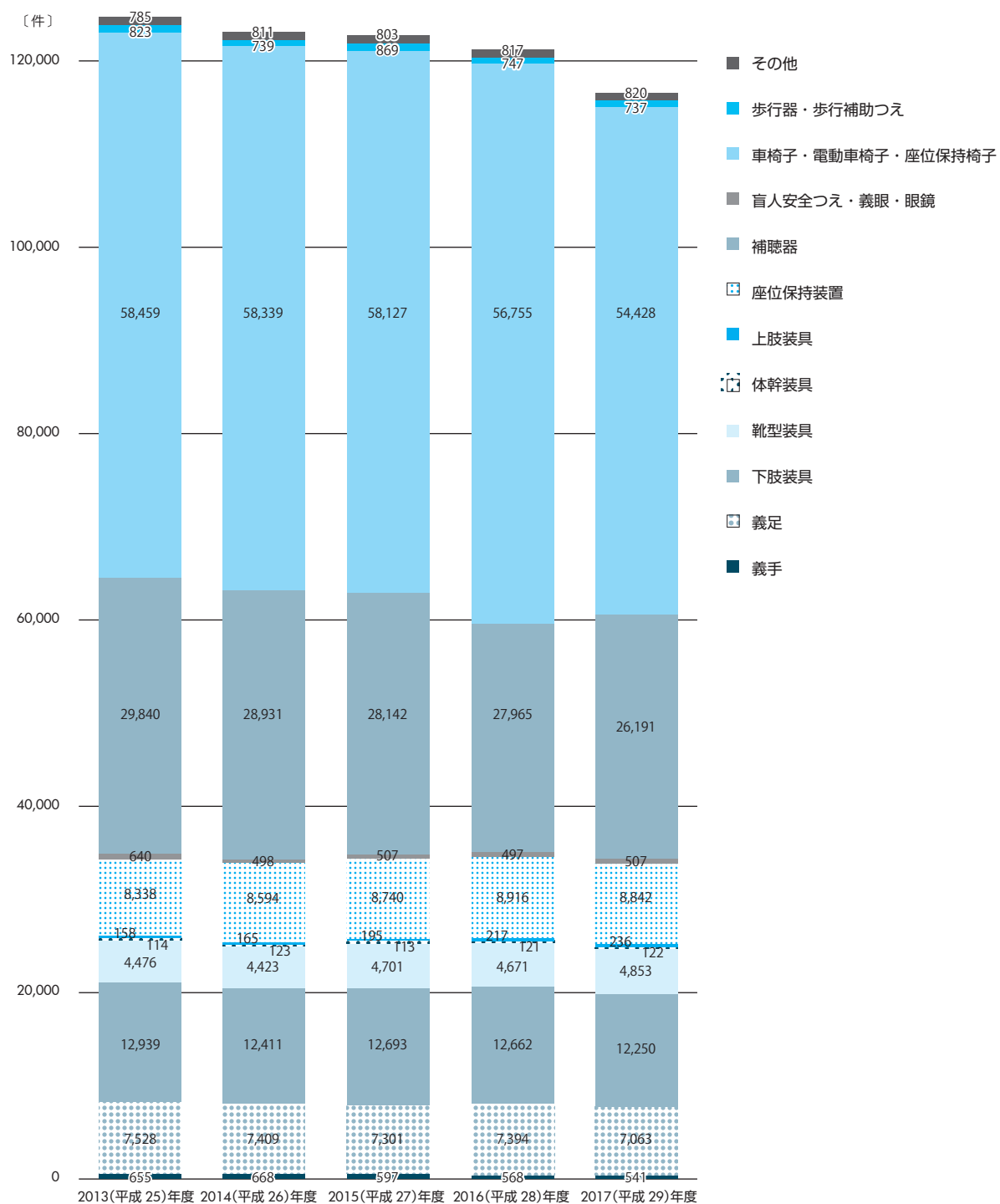


図 4 種類別にみた補装具修理件数の推移（福祉行政報告例）

3. 戦傷病者特別援護法

3-1. 概要

戦傷病者特別援護法は、軍人軍属等であった方が公務上（勤務に関連する場合を含む。）傷病にかかり、今なお一定程度以上の障害を有する場合や療養の必要がある場合に、戦傷病者手帳を交付して、療養の給付、補装具の支給、戦傷病者相談員による相談・指導等の援護を行うことを目的とし、昭和 38 年 8 月に制定された。この法律に基づく援護の一つに補装具の支給および修理があり、一定程度以上の障害を有する戦傷病者に義手、義足等の支給・修理を行っている。

3-2. 戦傷病者手帳交付台帳登載者の状況

(1) 戦傷病者手帳交付台帳登載者数の推移

全国における戦傷病者手帳交付台帳登載数は、2013（平成 25）年度 1 万 4,385 人であったが、2016（平成 28）年度には 1 万人を下回り、2017（平成 29）年度では 6,871 人と 5 年間で半数以下に減少している（表 4）。そのなかでも肢体不自由による登載者は 4,414 人である（表 4）。

表 4 戦傷病者手帳交付台帳登録数の年次推移

（単位：人）

	平成 25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	対前年度	
						増減数	増減率 (%)
総数	14,385	12,163	10,463	8,907	6,871	△ 2,036	△ 22.9

各年度末現在（厚生労働省 平成 29 年度 福祉行政報告例 戦傷病者特別援護）

(2) 補装具の種類別にみた補装具支給件数

補装具支給件数の総数を見ると、2013（平成 25）年度の支給件数は 99 件から 2017（平成 29）年度は 42 件と半数以下に減少しており、支給金額も 1,642.4 万円から 2016（平成 28）年には 784.8 万円と減額している。

補装具種類の内訳に関しては、例年義足が 50%以上を占めている。

(3) 補装具の種類別にみた補装具修理件数

補装具修理件数の総数は 2013（平成 25）年度の修理件数は 52 件から、2017（平成 29）年度は 25 件と半数以下に減少しており、修理金額は 427.8 万円から 261 万円と大きく減額している（令和元年 12 月 28）。

文 献

- 1) 厚生労働省：平成 24 年版 厚生労働白書 第 1 部 社会保障を考える 第 3 章 日本の社会保障の仕組み <https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/12/>（2019 年 12 月 4 日閲覧）。
- 2) 厚生労働省：補装具費支給制度の概要. https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/yogu/aiyo.html（2019 年 12 月 4 日閲覧）。
- 3) 全国社会福祉協議会：障害福祉サービスの利用について 2018 年 4 月版. https://www.shakyo.or.jp/news/pamphlet_201804.pdf（2019 年 12 月 4 日閲覧）。
- 4) 厚生労働省：平成 28 年生活のしづらさに関する調査。
- 5) 厚生労働省：福祉行政報告例（2013～2017 年 補装具購入・修理関連）。
- 6) 厚生労働省：平成 29 年度 福祉行政報告例 戦傷病者特別援護。

3 章 労災保険領域

この項では、労働者災害保障保険制度による義肢等補装具費の支給について、公表されている統計調査結果を基にその実績について提示し解説する。

1. 概要

1-1. 労働者災害補償保険法

労働者災害補償保険（以下労災保険）は、業務上の事由または通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対し迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由または通勤により負傷し、または疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者およびその遺族の援護、労働者の安全および衛生の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている。

この法律による保険給付は、労働者の業務上の負傷、疾病、障害または死亡（以下業務災害）に関する保険給付と、労働者の通勤による負傷、疾病、障害または死亡（以下通勤災害）に関する保険給付とされている。義肢等補装具費の支給は療養補償給付に基づいて行われている。

1-2. 社会復帰促進等事業における義肢等補装具費支給について

政府は、労災保険の適用事業に係る労働者およびその遺族を対象とし、社会復帰促進等事業として、①被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業、②被災労働者およびその遺族の援護を図るために必要な事業、③労働者の安全および衛生の確保等を図るために必要な事業を行っている。

業務災害または通勤災害により機能障害等が残ったものに対する義肢等補装具（いわゆる更生用の義肢等補装具）の支給は社会復帰促進等事業のうち、①の事業より行われる。

1-3. 社会復帰促進等事業における支給種目について

今日まで支給種目については、品目の追加や名称の変更が加えられ、現在24種目が支給種目として定められている（表1）。

表1 社会復帰促進事業として支給が認められている種目

支給種目					
義肢	筋電電動義手	上肢装具および下肢装具	体幹装具	座位保持装置	盲人安全つえ
義眼	眼鏡（コンタクトレンズを含む）	点字器	補聴器	人工咽頭	車いす
電動車いす	歩行車	収尿器	ストマ用装具	歩行補助つえ	かつら
浣腸器付排便剤	床ずれ防止用敷ふとん	介助用リフター	フローテーションパッド	ギャッチベッド	重度障害者用意志伝達装置

2. 統計調査結果

以下に労働者災害保障保険制度による義肢等補装具費の支給実績について記す。

なお、以下の調査結果は全て社会復帰促進事業における義肢等補装具（いわゆる更生用の義肢等補装具）の支給状況であることに注意されたい。本来であれば、療養補償給付（いわゆる治療用の義肢等補装具）の支給状況についても掲載すべきところであるが、関係各所への問い合わせの結果、情報が公開されていないこと等の理由により報告が困難であることをご理解いただきたい。調査概要は次の通りである。

- ・調査内容：労働者災害補償保険における「義肢等の支給・修理状況および採型指導料の支給状況」
- ・調査範囲：平成元年～平成 29 年
- ・調査資料引用元：労働者災害補償保険事業年報（平成元年度～平成 29 年度）
- ・資料名称：社会復帰促進等事業利用状況、義肢等補装具の支給・修理状況および採型指導料の支給状況

2-1. 統計調査結果（全体像）

（1）義肢等補装具の総支給人員および総支給総額の年次推移

新規対象者の総実人員および総合計金額の年次推移を図 1 に、継続対象者の総実人員および総合計金額の年次推移を図 2 に、修理費用に関する総実人員および総合計金額の年次推移を図 3 に示す。なお、本調査における「新規」・「継続」の意味は、初めて本制度を利用して義肢等補装具費の支給を受ける対象者を「新規」、既に本制度を利用して義肢等補装具費の支給を受けている対象者を「継続」として区分けされている。

全体として、社会復帰促進等事業における義肢等補装具の「新規」支給人員は減少傾向にある。平成 25 年には 1,500 人（件）を下回るようになり、以降ほぼ横ばいである。平成元年から平成 10 年までのおよそ半数である。実人員減少の一方で総合計金額の年次推移については平成 21 年以降増加傾向を示し、その規模はおおよそ 3～5 億円であった（図 1）。

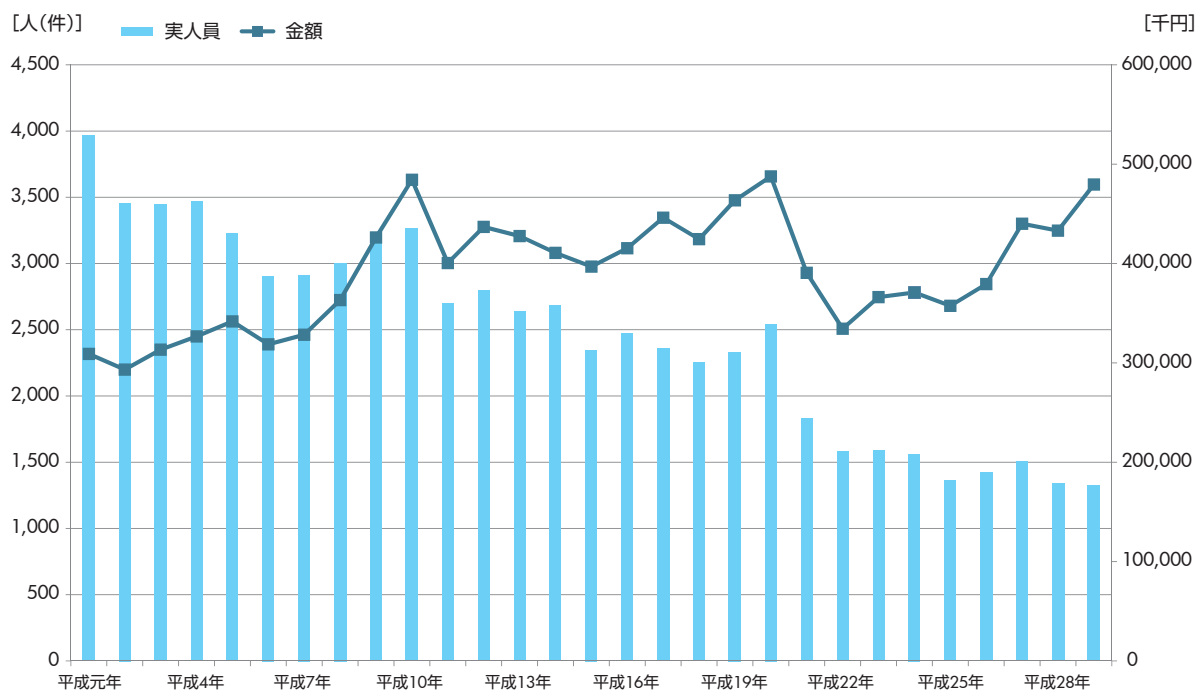


図 1 新規対象者の総実人員および総合計金額の年次推移

※修理費用、採型指導料、症状照会回答料、意見書回答料は除外して算出

平成 10 年と平成 20 年に新規分の支給金額が一時的に増加しているが、これは支給種目の追加、拡充をする制度改正（表 2）が実施されたことが主要因と考えられる。

継続対象者については、平成元年より約 20 年間 5,000 ～ 7,000 人(件)の範囲で推移してきたが、平成 20 年をピークに以降減少傾向を示し、直近では 5,000 人を切っている。これは新規対象者と同様の傾向である。総合計金額については平成元年以降増加傾向を示し、直近では 14 億円前後を推移している（図 2）。

修理に関する総実人員については、平成 20 年まで増加傾向を示したが、それ以降は 4,000 ～ 5,000 人の間を推移している。総合計金額については、増加傾向にあり直近では 8 億円を超えていた（図 3）。

表 2 平成 10 年および平成 20 年における支給種目の追加および拡充の概要

【平成 10 年 4 月 1 日適用通達（平成 10 年 4 月 9 日付け発出通達）概要】

- 「褥瘡予防用敷ふとん」、「介助用リフター」および「ギャッチベッド」の支給対象者を拡充
- 「車いす」、「電動車いす」および「ギャッチベッド」の支給可能な種類が追加

【平成 20 年 4 月 1 日適用通達（平成 20 年 3 月 31 日付け発出通達）概要】

- 支給種目に「重度障害者用意思伝達装置」および「筋電電動義手」を追加
 - 「車いす」、「電動車いす」、「ストマ用装具」、「浣腸器付排便剤」および「床ずれ防止用敷ふとん」の支給対象者を拡充
 - 「車いす」および「電動車いす」の付属品を追加
- （この改正の際、「褥瘡予防用敷ふとん」の名称を「床ずれ防止用敷ふとん」に変更、前述の「褥瘡予防用敷ふとん」と「床ずれ防止用敷ふとん」は同一の支給種目となる。）

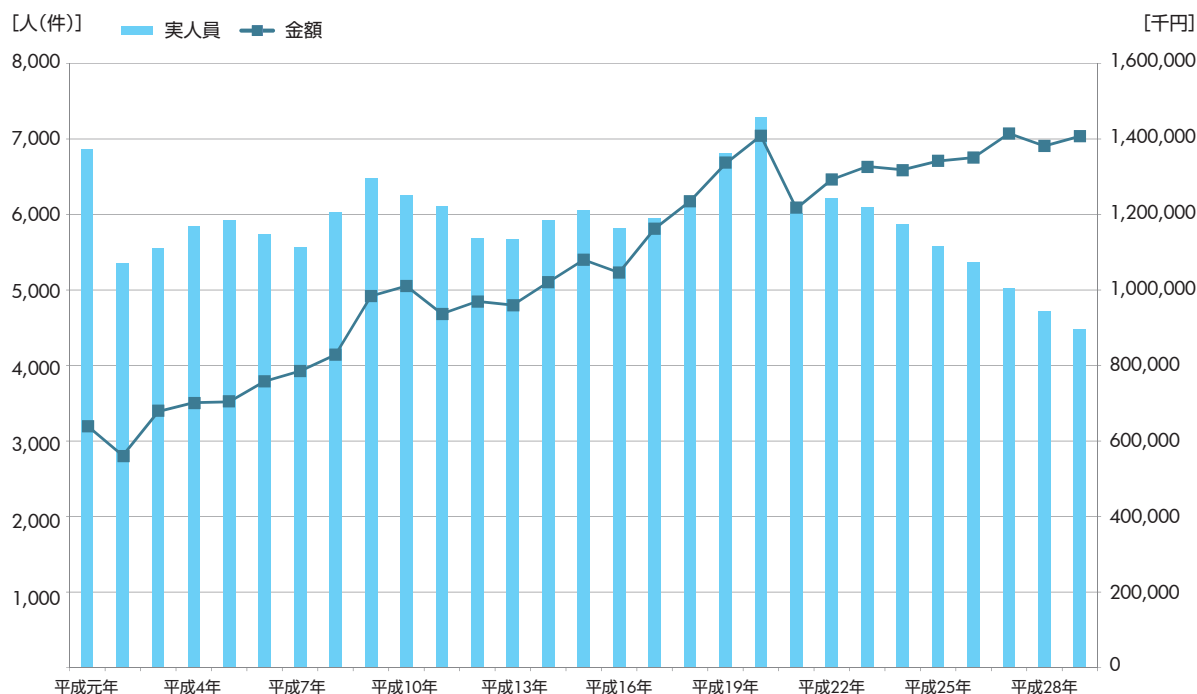


図 2 継続対象者の総実人員および総合計金額の年次推移

※修理費用、採型指導料、症状照会回答料、意見書回答料は除外して算出

I 部 補装具（義肢・装具）の需要と供給

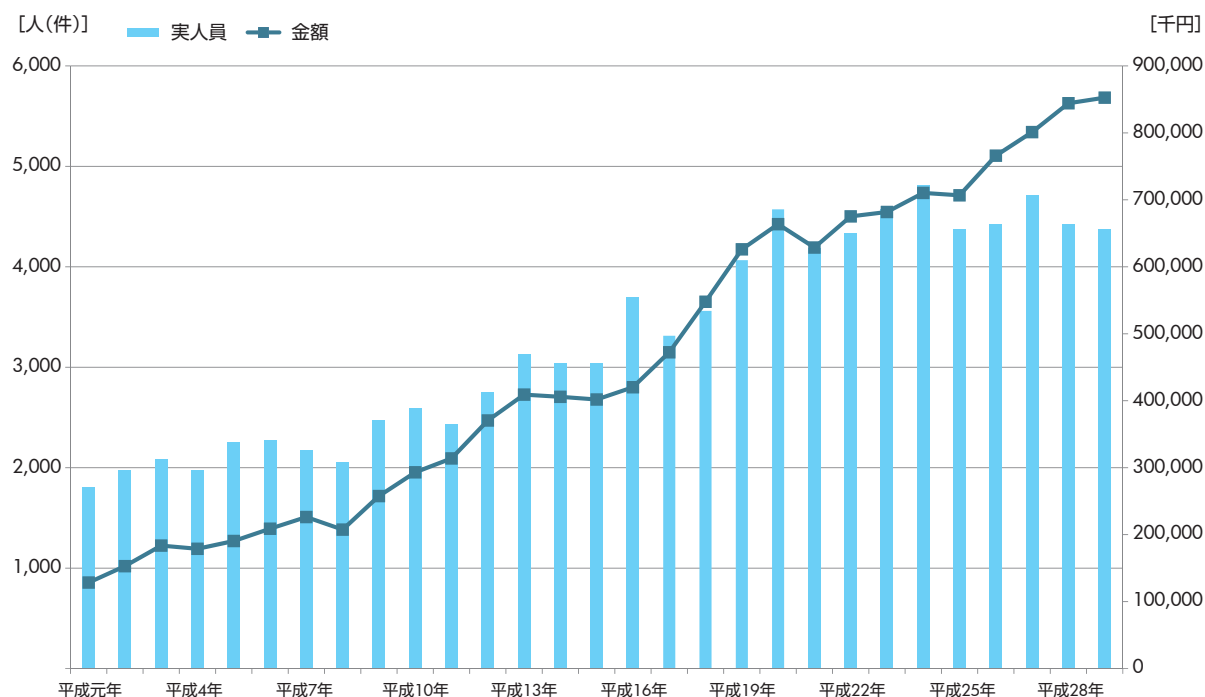


図3 修理費用に関する総実人員および総合計金額の年次推移
※修理費用、採型指導料、症状照会回答料、意見書回答料は除外して算出

(2) 支給種目全体に占める各品目の割合（実人員と支給金額）と年次推移

支給種目全体に占める各品目の割合を把握するため、年度毎に各品目の割合を算出した。

「新規」支給品目に占める各品目の割合（実人員比較）を表3に、「継続」支給品目に占める各品目の割合（実人員比較）を表4に示す。また、「新規」支給品目に占める各品目の割合（金額比較）を表5に、「継続」支給品目に占める各品目の割合（金額比較）を表6に示す。

「新規」支給品目の半数以上は義肢であり、次いで車いす、装具の順となっている。義肢は殻構造、骨格構造、筋電電動義手に分類され、このうち大半を占めるのは殻構造であった（なお、本統計調査の項目は構造分類調査のため、義手、義足の割合をうかがい知ることは困難である。義手、義足両者を含む結果であることに注意されたい）。

殻構造義肢は年々減少傾向であり、平成6年までは全体の6割を占めていたが平成20年以降は4割を切っていた。一方、骨格構造義肢については微増傾向にあり、直近では全体の約1割を占める程度となっている。

上・下肢装具および車いすについても増加傾向を示し、全体の約1割強を占める。

「継続」支給品目については、約半数が義肢、次いで車椅子、収尿器の順となっていた。また、近年上・下肢装具の割合が増加傾向にあり、全体の約1割を占めるようになった。義肢の割合については「新規」のような減少傾向はみられなかったものの、殻構造の割合が若干減少し、骨格構造の割合が約30年間で10%増加していた。

次に、支給金額の割合について見ると、「新規」「継続」共に、最多は義肢、次いで車いす、電動車いす、上・下肢装具、補聴器の順となった。義肢の支給金額の割合は、常に全体の約6割台で推移しているが、殻構造義肢と骨格構造義肢の支給金額が平成13～16年前後で逆転していた。殻構造義肢に関しては、平成初期には約5割を占めていたが、直近では「新規」で約半分に、「継続」で約3割に減少していた。一方骨格構造義肢に関しては、平成初期には2割弱であったが、直近では「新規」が約3割に、「継続」では4割強に増加していた。また、筋電電動義手については平成20年以降急激に増加し、直近では全体の約15%を占める結果となった。

車いすおよび電動車いすについては減少傾向を示していた。特に「継続」では約半数にまで減少していた。

上・下肢装具および補聴器については大きな変動はみられなかった。

表 3 「新規」支給品目に占める各品目の割合（実人員比較）（％）

	年度 区分	H 元年	H2 年	H3 年	H4 年	H5 年	H6 年	H7 年	H8 年	H9 年	H10 年	H11 年	H12 年	H13 年	H14 年	H15 年
		新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規
義肢 殻構造	実人員	63.7	62.4	67.8	60.9	59.7	60.2	55.3	54.6	57.9	53.9	50.2	51.6	48.0	45.2	44.1
骨格構造	実人員	4.2	3.9	4.4	4.1	4.4	5.1	4.7	4.5	6.0	6.8	7.1	7.7	7.5	6.5	7.0
筋電電動義手	実人員	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
上肢装具・下肢装具	実人員	4.4	5.8	4.5	5.9	5.1	4.8	6.5	6.1	5.3	5.5	7.9	7.0	8.1	8.1	9.2
座位保持装置	実人員	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.4	0.0	0.1	0.2	0.4
義眼	実人員	1.7	2.0	1.7	2.2	2.0	2.0	1.9	1.6	1.5	1.6	1.8	1.7	1.9	1.4	1.8
眼鏡	実人員	1.5	1.6	0.9	1.1	1.2	1.3	0.9	1.0	0.9	1.3	1.5	1.1	1.3	1.1	1.5
車いす	実人員	8.5	9.7	9.3	9.4	9.0	9.4	9.9	9.5	9.7	8.9	9.0	8.9	9.2	10.3	10.0
電動車いす	実人員	1.5	1.6	1.4	1.6	1.6	2.3	1.8	2.2	1.7	2.3	2.4	2.3	2.1	2.4	3.3
補聴器	実人員	5.1	3.5	2.4	3.4	2.9	3.3	4.9	7.3	6.6	6.8	6.4	6.2	6.1	6.5	6.7
人工喉頭	実人員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
かつら	実人員	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
収尿器	実人員	2.3	1.8	1.6	2.7	3.4	1.8	2.7	2.0	1.6	2.3	1.7	1.3	1.7	2.1	1.8
人工膀胱用	実人員	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.4	0.6	0.2	0.5	0.5	0.3	0.1
人工膀胱用（簡易型）	実人員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ストマ用装具	実人員	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.0	0.4	0.1
浣腸器付排剤	実人員	0.4	0.4	0.2	0.4	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1	0.4	0.3	0.5
褥瘡予防用敷きふとん	実人員	1.3	1.1	0.8	0.6	0.9	0.8	1.0	1.1	0.9	1.8	2.3	2.5	4.1	3.7	3.3
歩行車	実人員	0.0	0.1	0.0	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.3	0.2	0.3
介助用リフター	実人員	0.3	0.5	0.5	0.5	0.7	0.4	0.4	0.6	0.6	0.6	0.7	0.9	0.9	1.0	1.2
体幹装具	実人員	0.6	0.7	0.4	0.3	0.7	1.0	0.3	0.7	0.7	0.9	1.2	0.9	0.9	1.0	0.8
フローテーションパット（車いす用）	実人員	2.8	2.7	2.6	4.2	5.2	4.9	7.3	5.4	3.0	3.0	3.0	3.3	3.0	3.7	2.7
点字器	実人員	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0
盲人安全杖	実人員	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.2	0.3
歩行補助つえ	実人員	0.9	1.0	0.7	1.2	1.3	1.2	1.3	1.7	1.7	2.2	2.3	2.1	2.0	3.4	2.6
ギャッチベッド	実人員	0.6	0.8	0.6	0.9	0.8	0.6	0.4	0.5	0.5	0.6	0.9	1.2	1.6	2.2	2.2
重度障害者用意思伝達装置	実人員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

	年度 区分	H16 年	H17 年	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
		新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規
義肢 殻構造	実人員	40.8	41.0	41.3	42.4	36.0	34.0	33.8	35.3	37.3	35.9	37.1	39.8	36.7	37.8
骨格構造	実人員	7.7	9.8	9.8	10.6	8.5	9.5	7.9	7.7	7.3	8.3	7.0	7.4	9.0	9.5
筋電電動義手	実人員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.6	1.6	1.4	1.2	1.7	1.9	1.7	2.2	2.6
上肢装具・下肢装具	実人員	10.6	10.6	9.6	10.6	11.2	12.5	14.4	10.1	11.0	12.4	11.4	9.4	11.7	10.7
座位保持装置	実人員	0.2	0.5	0.8	1.0	0.9	1.3	1.5	1.0	0.6	0.8	0.8	0.7	1.0	0.8
義眼	実人員	1.3	2.0	2.1	2.6	2.1	2.0	2.5	2.3	2.8	1.9	2.5	1.9	2.3	2.3
眼鏡	実人員	1.8	1.1	1.1	1.4	1.3	2.2	1.7	1.5	1.3	1.0	1.1	0.9	0.7	1.2
車いす	実人員	10.7	9.2	10.7	9.4	10.5	11.5	13.1	12.6	12.5	13.2	13.2	12.9	11.2	11.4
電動車いす	実人員	2.8	2.7	2.3	2.2	2.3	2.5	2.2	2.4	2.8	1.8	1.7	1.9	1.9	2.3
補聴器	実人員	6.4	5.0	5.2	6.0	5.2	6.1	6.5	7.6	7.7	8.1	6.8	7.0	6.3	7.6
人工喉頭	実人員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
かつら	実人員	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収尿器	実人員	1.9	2.8	2.3	1.2	2.2	1.4	1.0	1.3	1.4	1.1	0.9	1.4	1.5	0.6
人工膀胱用	実人員	0.6	1.1	0.6	0.3	0.8	0.3	0.2	0.4	0.3	0.6	0.4	0.2	0.1	0.0
人工膀胱用（簡易型）	実人員	0.0	0.0	0.0	0.3	0.7	0.3	0.1	0.3	0.3	0.5	0.4	0.2	0.1	0.0
ストマ用装具	実人員	0.4	0.1	0.5	0.1	0.4	0.3	0.3	0.4	0.6	0.1	0.1	0.3	0.3	0.8
浣腸器付排剤	実人員	0.2	0.2	0.2	0.2	0.5	0.2	0.1	0.0	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0
褥瘡予防用敷きふとん	実人員	4.0	3.8	3.6	2.7	5.2	3.9	2.8	4.3	3.3	3.2	4.1	3.8	4.4	4.4
歩行車	実人員	0.5	0.2	0.3	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.1	0.2	0.4	0.3	0.2	0.3
介助用リフター	実人員	0.8	0.9	0.9	0.8	0.8	0.9	0.6	1.3	1.3	0.8	1.3	0.9	1.6	0.8
体幹装具	実人員	0.8	0.9	0.5	0.5	0.7	0.7	0.4	0.8	0.5	0.4	0.8	0.5	0.8	0.2
フローテーションパット（車いす用）	実人員	2.3	2.3	2.3	2.8	3.0	3.0	3.5	2.5	2.6	2.1	2.3	1.9	2.3	1.3
点字器	実人員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
盲人安全杖	実人員	0.3	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.2	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1
歩行補助つえ	実人員	3.4	3.4	3.8	2.7	5.4	4.7	3.5	4.0	4.0	4.2	4.1	5.0	3.9	3.0
ギャッチベッド	実人員	2.1	2.4	1.9	1.5	1.2	1.0	1.6	2.2	0.8	1.3	1.7	1.5	1.6	2.0
重度障害者用意思伝達装置	実人員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※修理費用、採型指導料、症状照会回答料、意見書回答料は除外して算出

I 部 補装具（義肢・装具）の需要と供給

表 4 「継続」支給品目に占める各品目の割合（実人員比較）（％）

	年度	H 元年	H2 年	H3 年	H4 年	H5 年	H6 年	H7 年	H8 年	H9 年	H10 年	H11 年	H12 年	H13 年	H14 年	H15 年
	区分	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
義肢 殻構造	実人員	46.4	39.4	42.4	41.1	40.1	41.1	38.6	41.7	40.6	43.4	44.6	44.4	42.7	40.9	39.5
骨格構造	実人員	5.0	6.9	6.0	6.5	4.9	6.6	6.8	6.7	7.5	7.7	9.4	8.5	9.1	9.5	10.0
筋電電動義手	実人員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
上肢装具・下肢装具	実人員	3.8	4.5	3.8	4.7	3.9	4.0	5.9	4.3	4.6	5.1	4.7	5.2	6.4	5.7	6.2
座位保持装置	実人員	0.0	0.0	0.4	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.6	0.0	0.6	0.1	0.1
義眼	実人員	1.3	1.3	1.2	1.4	1.2	1.2	1.4	1.3	1.1	1.1	1.0	1.6	1.5	1.2	1.3
眼鏡	実人員	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.1	0.3	0.2	0.2	0.4	0.4	0.3	0.4
車いす	実人員	17.1	17.8	16.6	16.2	16.4	15.7	17.3	17.1	17.3	17.9	14.9	14.0	13.6	14.6	15.0
電動車いす	実人員	1.3	1.2	1.3	1.2	1.6	1.6	1.6	1.4	1.5	1.7	1.4	1.3	1.8	1.4	1.5
補聴器	実人員	2.2	2.2	4.1	3.1	3.7	3.8	3.7	3.5	3.9	3.4	3.8	3.5	3.0	3.9	3.8
人工喉頭	実人員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
かつら	実人員	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1
収尿器	実人員	12.1	13.3	11.4	12.3	13.3	12.6	11.3	9.4	10.1	7.8	7.9	8.1	8.1	9.1	9.0
人工膀胱用	実人員	0.1	0.0	0.5	0.6	0.2	0.2	0.2	0.2	0.5	0.5	0.8	1.1	1.1	1.8	2.4
人工膀胱用（簡易型）	実人員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ストマ用装具	実人員	0.2	0.3	0.3	0.2	0.5	0.6	0.9	0.8	1.3	1.5	1.7	2.1	2.0	2.0	1.9
浣腸器付排剤	実人員	5.4	6.2	5.7	5.2	5.1	5.3	4.1	4.9	4.8	4.2	3.9	3.8	4.0	3.8	3.5
褥瘡予防用敷きふとん	実人員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
歩行車	実人員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
介助用リフター	実人員	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1
体幹装具	実人員	0.2	0.1	0.3	0.2	0.5	0.3	0.5	0.7	0.6	0.6	0.5	0.7	0.5	0.7	0.9
ローテーションパット（車いす用）	実人員	4.0	5.8	5.2	6.5	7.6	5.8	6.6	6.6	5.0	3.8	3.7	4.4	4.0	3.6	3.2
点字器	実人員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
盲人安全杖	実人員	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
歩行補助つえ	実人員	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.6	0.7	0.9	0.7	0.8	0.9	0.9	1.1	1.0	1.1
ギャッチベッド	実人員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
重度障害者用意思伝達装置	実人員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

	年度	H16 年	H17 年	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
	区分	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
義肢 殻構造	実人員	37.7	39.8	39.0	35.0	36.3	34.4	34.3	35.0	35.9	34.6	36.8	37.1	38.0	38.1
骨格構造	実人員	10.2	12.3	12.9	13.1	12.1	11.8	12.7	12.6	13.0	14.3	13.1	15.1	14.1	15.3
筋電電動義手	実人員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
上肢装具・下肢装具	実人員	6.4	6.5	7.4	6.8	7.3	7.7	8.4	8.5	8.4	8.5	10.5	9.6	10.1	10.3
座位保持装置	実人員	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.4
義眼	実人員	1.4	1.1	1.6	1.7	1.6	1.9	1.8	2.2	2.3	2.5	2.8	3.1	3.3	3.2
眼鏡	実人員	2.9	0.5	0.4	0.5	0.4	0.6	0.5	0.5	0.6	0.5	0.6	0.5	0.8	0.7
車いす	実人員	14.8	13.5	11.8	13.3	12.1	13.5	12.5	10.5	10.4	13.1	11.0	11.0	11.1	11.5
電動車いす	実人員	1.6	1.6	1.6	1.6	1.2	1.7	2.0	1.9	1.5	1.3	1.1	1.5	1.2	1.1
補聴器	実人員	3.9	3.9	2.9	3.1	3.2	3.8	4.2	3.6	3.7	3.4	4.3	4.1	4.2	3.4
人工喉頭	実人員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
かつら	実人員	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.2
収尿器	実人員	9.6	8.9	9.5	9.9	9.7	9.5	9.1	9.3	8.5	7.6	6.4	7.7	6.6	7.2
人工膀胱用	実人員	2.1	2.1	2.4	2.0	3.7	3.2	2.2	3.9	4.1	3.1	2.6	2.1	1.5	1.4
人工膀胱用（簡易型）	実人員	0.0	0.0	0.0	2.9	2.9	2.7	1.8	3.4	3.0	2.9	2.0	1.4	0.9	0.8
ストマ用装具	実人員	1.9	2.1	2.4	1.8	2.1	1.9	2.3	2.6	2.5	2.7	2.2	1.8	1.9	1.9
浣腸器付排剤	実人員	3.1	2.7	2.9	2.7	2.0	1.8	1.6	1.6	1.1	1.3	1.2	0.8	0.9	0.8
褥瘡予防用敷きふとん	実人員	0.0	0.0	0.0	0.4	0.5	0.9	0.5	0.6	0.5	0.4	0.7	0.5	0.7	0.5
歩行車	実人員	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0
介助用リフター	実人員	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.0
体幹装具	実人員	0.4	0.6	0.7	0.5	0.7	0.6	0.5	0.4	0.7	0.5	1.0	0.6	0.8	0.6
ローテーションパット（車いす用）	実人員	2.7	3.1	2.9	3.2	2.2	2.1	2.9	1.7	1.8	1.2	1.2	1.2	1.8	1.3
点字器	実人員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
盲人安全杖	実人員	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
歩行補助つえ	実人員	0.8	1.0	1.2	1.1	1.5	1.1	1.6	1.0	1.1	1.3	1.5	1.3	1.4	1.3
ギャッチベッド	実人員	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1
重度障害者用意思伝達装置	実人員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※修理費用、採型指導料、症状照会回答料、意見書回答料は除外して算出

表5 「新規」支給品目に占める各品目の割合（金額比較）（％）

	年度	H元年	H2年	H3年	H4年	H5年	H6年	H7年	H8年	H9年	H10年	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年
	区分	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規
義肢 殻構造	金額	49.6	47.6	50.7	48.8	48.0	45.7	42.5	40.6	41.5	39.5	34.2	34.2	32.0	34.3	29.8
骨格構造	金額	17.4	17.6	18.8	16.5	19.7	21.8	22.9	22.9	28.7	30.6	31.8	33.9	33.3	29.5	31.0
筋電電動義手	金額	0.0	0.2	0.4	0.0	0.5	0.1	0.4	0.1	0.3	0.0	0.0	0.7	0.2	0.0	0.0
上肢装具・下肢装具	金額	4.7	4.7	4.4	4.8	4.7	4.3	5.1	5.1	3.6	3.5	5.6	4.5	4.7	4.8	5.6
座位保持装置	金額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.2	0.4
義眼	金額	1.0	1.1	0.8	1.2	1.0	1.0	0.9	0.7	0.6	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6
眼鏡	金額	0.4	0.4	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2
車いす	金額	11.9	13.3	12.0	12.7	10.3	10.7	10.8	10.4	10.2	9.0	9.4	8.5	8.4	10.5	10.6
電動車いす	金額	7.6	7.8	6.7	7.5	6.6	9.3	7.4	8.2	6.2	7.1	7.7	6.7	9.5	7.1	9.5
補聴器	金額	3.0	1.9	1.5	2.4	2.1	2.2	4.1	6.2	4.5	4.6	4.7	4.3	4.3	4.6	4.7
人工喉頭	金額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
かつら	金額	0.1	0.4	0.2	0.1	0.2	0.1	0.0	0.2	0.3	0.4	0.6	0.1	0.1	0.0	0.0
収尿器	金額	0.5	0.3	0.3	0.4	0.5	0.3	0.5	0.3	0.2	0.3	0.3	0.2	0.3	0.2	0.2
人工膀胱用	金額	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
人工膀胱用（簡易型）	金額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ストマ用装具	金額	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0
浣腸器付排剤	金額	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
褥瘡予防用敷きふとん	金額	0.4	0.4	0.2	0.2	0.3	0.2	0.3	0.4	0.2	0.4	0.5	0.6	0.9	0.7	0.7
歩行車	金額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1
介助用リフター	金額	0.9	1.7	1.5	1.8	2.5	1.1	1.4	1.6	1.4	1.4	1.5	2.1	1.9	2.1	2.4
体幹装具	金額	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
フローテーションパット（車いす用）	金額	1.1	1.1	1.0	1.7	1.7	1.7	2.6	1.9	1.0	0.9	0.9	1.0	0.9	1.0	0.7
点字器	金額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
盲人安全杖	金額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
歩行補助つえ	金額	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1
ギャッチベッド	金額	1.1	1.2	1.0	1.3	1.2	0.8	0.5	0.5	0.5	0.7	1.3	1.8	2.4	3.5	3.1
重度障害者用意思伝達装置	金額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

	年度	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
	区分	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規
義肢 殻構造	金額	27.4	28.9	31.9	29.2	28.0	24.1	25.3	24.0	22.0	20.3	23.9	29.3	23.6	24.0
骨格構造	金額	35.4	40.7	38.0	41.8	38.0	38.7	26.7	30.7	30.5	35.3	29.3	31.3	37.2	35.9
筋電電動義手	金額	0.1	0.1	0.0	0.0	2.8	5.0	11.9	11.6	11.1	13.1	15.8	11.7	14.0	15.3
上肢装具・下肢装具	金額	6.1	5.1	4.7	5.2	5.4	5.6	6.4	3.8	4.4	4.6	4.1	3.3	3.9	3.1
座位保持装置	金額	0.4	0.4	0.7	0.8	0.8	1.0	1.4	0.8	0.5	0.4	0.4	0.5	0.5	0.7
義眼	金額	0.5	0.6	0.6	0.8	0.7	0.6	0.7	0.6	0.7	0.4	0.6	0.4	0.4	0.4
眼鏡	金額	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
車いす	金額	10.4	7.7	9.4	7.7	9.3	9.9	13.5	12.0	11.9	12.1	11.9	10.9	9.1	8.5
電動車いす	金額	8.2	6.6	5.4	5.6	6.0	6.4	6.5	7.5	10.7	6.5	6.3	5.9	4.4	6.4
補聴器	金額	4.5	3.1	3.4	3.7	3.4	3.5	3.8	4.5	4.0	4.0	3.3	3.2	2.5	2.8
人工喉頭	金額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
かつら	金額	0.0	0.0	0.1	0.2	0.1	0.5	0.4	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収尿器	金額	0.2	0.4	0.2	0.2	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
人工膀胱用	金額	0.1	0.2	0.1	0.1	0.2	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
人工膀胱用（簡易型）	金額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
ストマ用装具	金額	0.2	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
浣腸器付排剤	金額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
褥瘡予防用敷きふとん	金額	0.8	0.7	0.6	0.4	0.8	0.6	0.4	0.6	0.4	0.5	0.7	0.6	0.6	0.6
歩行車	金額	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介助用リフター	金額	1.5	1.5	1.5	1.6	1.4	1.4	0.0	0.2	1.7	1.0	1.5	1.0	1.5	0.7
体幹装具	金額	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
フローテーションパット（車いす用）	金額	0.6	0.5	0.5	0.6	0.7	0.6	0.7	0.5	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.2
点字器	金額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
盲人安全杖	金額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
歩行補助つえ	金額	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.2	0.1	0.3	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1
ギャッチベッド	金額	2.9	2.9	2.3	1.6	1.4	1.0	1.5	2.0	0.7	1.0	1.2	1.0	1.0	0.9
重度障害者用意思伝達装置	金額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.2
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※修理費用、採型指導料、症状照会回答料、意見書回答料は除外して算出

I 部 補装具（義肢・装具）の需要と供給

表6 「継続」支給品目に占める各品目の割合（金額比較）（％）

	年度	H元年	H2年	H3年	H4年	H5年	H6年	H7年	H8年	H9年	H10年	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年
	区分	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
義肢 殻構造	金額	50.8	43.2	40.6	46.3	47.2	44.9	41.4	42.9	41.7	41.7	40.8	43.2	40.5	38.7	37.7
骨格構造	金額	15.7	21.8	15.9	20.8	17.5	22.6	23.9	24.5	27.3	27.4	29.4	30.7	31.4	33.7	34.8
筋電電動義手	金額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
上肢装具・下肢装具	金額	3.5	3.9	3.1	3.9	3.5	3.5	6.3	3.9	3.5	4.0	3.9	3.8	4.2	3.7	3.6
座位保持装置	金額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.2	0.1	0.1
義眼	金額	0.6	0.6	0.5	0.6	0.6	0.5	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5
眼鏡	金額	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1
車いす	金額	18.6	19.4	15.9	16.2	17.1	15.1	15.8	16.1	15.7	15.9	14.5	12.0	11.9	12.9	13.0
電動車いす	金額	5.4	4.7	4.8	4.5	5.8	5.8	5.3	5.1	4.9	5.0	4.5	3.7	5.2	4.1	3.9
補聴器	金額	1.0	1.2	2.7	2.4	2.6	2.5	2.2	2.4	2.2	1.9	2.6	1.9	1.5	2.3	2.2
人工喉頭	金額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
かつら	金額	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.3	0.0	0.0	0.2	0.1	0.1	0.1	0.3	0.1	0.1
収尿器	金額	1.9	2.0	1.6	1.8	1.9	1.7	1.5	1.3	1.4	1.0	1.1	1.1	1.2	1.4	1.4
人工膀胱用	金額	0.0	0.0	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6
人工膀胱用（簡易型）	金額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ストマ用装具	金額	0.1	0.1	0.1	0.0	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.7	0.6	0.6
浣腸器付排剤	金額	1.0	1.0	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
褥瘡予防用敷きふとん	金額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
歩行車	金額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介助用リフター	金額	0.0	0.0	0.0	0.3	0.2	0.2	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.2
体幹装具	金額	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
フローテーションパット（車いす用）	金額	1.1	1.8	13.6	2.0	2.1	1.7	1.8	1.9	1.4	1.0	0.9	1.1	1.2	0.9	0.7
点字器	金額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
盲人安全杖	金額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
歩行補助つえ	金額	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1
ギャッチベッド	金額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
重度障害者用意思伝達装置	金額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

	年度	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
	区分	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
義肢 殻構造	金額	34.1	34.8	33.0	30.8	32.8	30.7	31.4	29.6	30.5	27.5	29.3	29.4	30.3	29.7
骨格構造	金額	37.8	40.6	43.7	44.3	43.2	42.9	42.1	43.5	43.6	48.9	46.3	47.4	47.7	49.0
筋電電動義手	金額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
上肢装具・下肢装具	金額	4.3	3.9	4.1	4.0	4.3	4.4	4.7	4.7	4.4	4.1	4.5	4.5	4.5	4.2
座位保持装置	金額	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2	0.3	0.2	0.1	0.3	0.2	0.2	0.1	0.3
義眼	金額	0.5	0.4	0.5	0.5	0.5	0.6	0.5	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6
眼鏡	金額	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
車いす	金額	12.5	10.5	9.2	10.1	10.0	10.6	10.0	9.5	9.7	10.1	9.7	8.8	8.5	9.0
電動車いす	金額	4.3	3.8	3.8	3.6	2.4	3.6	4.6	5.2	4.9	3.4	3.4	3.9	3.2	2.8
補聴器	金額	2.4	2.0	1.7	1.8	1.8	2.1	2.2	1.9	2.0	1.7	2.1	1.8	1.8	1.4
人工喉頭	金額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
かつら	金額	0.1	0.1	0.2	0.1	0.3	0.2	0.1	0.4	0.4	0.1	0.3	0.2	0.2	0.4
収尿器	金額	1.5	1.3	1.3	1.4	1.4	1.3	1.2	1.3	1.0	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7
人工膀胱用	金額	0.6	0.6	0.5	0.5	0.7	0.7	0.4	0.8	0.7	0.5	0.6	0.4	0.4	0.3
人工膀胱用（簡易型）	金額	0.0	0.0	0.0	0.6	0.6	0.7	0.5	0.8	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
ストマ用装具	金額	0.6	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
浣腸器付排剤	金額	0.3	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0
褥瘡予防用敷きふとん	金額	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
歩行車	金額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介助用リフター	金額	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.3	0.3	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.0
体幹装具	金額	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
フローテーションパット（車いす用）	金額	0.6	0.7	0.6	0.7	0.5	0.5	0.6	0.3	0.4	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2
点字器	金額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
盲人安全杖	金額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
歩行補助つえ	金額	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
ギャッチベッド	金額	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1
重度障害者用意思伝達装置	金額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※修理費用、採型指導料、症状照会回答料、意見書回答料は除外して算出

2-2. 統計調査結果（各種目別）

以下は、各種目別の支給実績について提示する。なお、提示品目は義肢装具士と関係の深い義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いすの5種目に限定させて頂く。

各支給品目の支給実績（実人員および金額）については、平成元年～平成29年の結果を示す。

都道府県別の支給実績については、平成14年～平成28年までを5年単位で区切り、支給件数並びに支給金額の5年間の総和として算出した結果を示す。

（1）義肢の支給状況

労災調査における「義肢」の内訳は、「殻構造義肢」・「骨格構造義肢」・「筋電電動義手」の3区分である。筋電電動義手を除いては構造区分であるため、その内容は義手と義足の総数であることに注意頂きたい。

① 殻構造義肢

殻構造義肢に関する実人員および金額の年次推移を図4に、都道府県別の支給実績を図5に示す。

支給品目の中で殻構造義肢が占める割合は、直近の5年間平均で新規人員37.4%（金額24.2%）、継続人員36.9%（金額29.3%）である。

「新規」の支給人員は大幅に減少傾向にある。平成元年の2,528人をピークに減少を続け、平成17年には1,000人を下回り、直近では500人前後となっている。約30年間で当初の1/4にまで減少していることになる。「新規」の支給金額は、平成初期には1.5億円前後であったが、平成21～26年では1億円を下回った。直近では若干の増加傾向にあった。

「継続」の支給人員については平成元年～24年まで2,000～2,500人前後を推移してきたが、平成25年以降2,000人を下回り、減少傾向が続いている。金額については平成初期に2.5億円前後であったが、徐々に増加し直近では4.1億円前後を示していた。

都道府県別の支給実績をみると、大阪府、愛知県、北海道が上位を占め、上位3県で平成14～18年の5年間で支給個数、金額共に全体の約25%を占めていた。しかし殻構造義肢の個数の減少とともに平成24～28年の5年間では、上位3県（愛知県、大阪府、北海道）で個数；21.8%、金額；22.8%と減少しており、エリアごとの差は若干縮小傾向であった。

② 骨格構造義肢

骨格構造義肢に関する年次推移を図6に、都道府県別の支給実績を図7に示す。

支給品目の中で骨格構造義肢が占める割合は、直近の5年間平均で新規人員8.3%（金額33.8%）、継続人員14.4%（金額47.9%）である。

「新規」の支給人員は、平成19年の247人をピークに平成22年にかけて大幅に減少し、その後ほぼ横ばいとなっている。直近の支給人員に関しては、平成19年のピーク時に比べ約半数となった。「新規」の支給金額は、平成19年の1.9億円をピークに平成22年に大幅に減少した後、直近まで増加に転じておりその額は平成29年で1.7億円に達している。

「継続」の支給人員は、平成19年の894人をピークに移行緩やかに減少しており、直近では700人を切った。「継続」の支給金額は、平成初期より増加傾向を示し、直近では6.8億円に達している。

都道府県別の支給実績をみると、東京都、大阪府、愛知県が上位を占め、上位3県で平成14～18年の5年間で支給個数；22.1%、支給金額；23.6%を、平成24～28年の5年間では、上位3県（東京都、愛知県、大阪府）で個数；23.6%、金額；23.4%となった。

③ 筋電電動義手

筋電電動義手に関する年次推移を図8に、都道府県別の支給実績を図9に示す。

支給品目の中で筋電電動義手が占める割合は、直近の5年間平均で新規人員2.0%（金額14.0%）である。平成20年より筋電電動義手が支給種目に追加されて以降、「新規」の支給人員は増加し始め、直近の平成29年には35人

I 部 補装具（義肢・装具）の需要と供給

に達した。支給金額も人員に比例して増加し、平成 29 年には 7.3 千万円となった。これは労災支給品目の中で「新規」全体の 15%を占める程の割合であった（平成 29 年度「新規」支給品目割合）。

都道府県別の支給実績についてみると、平成 19～23 年（5 年間）で東京都が最多で 10 人、次いで愛知県 9 人、大阪府 6 人となった。平成 24～28 年（5 年間）では、兵庫県が突出して 16 人、愛知県 11 人、大阪府 8 人となった。

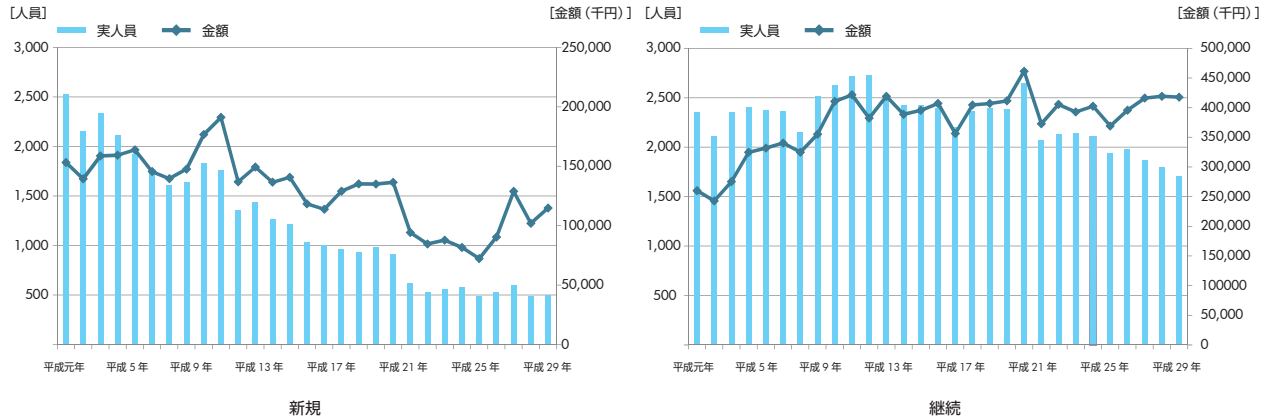
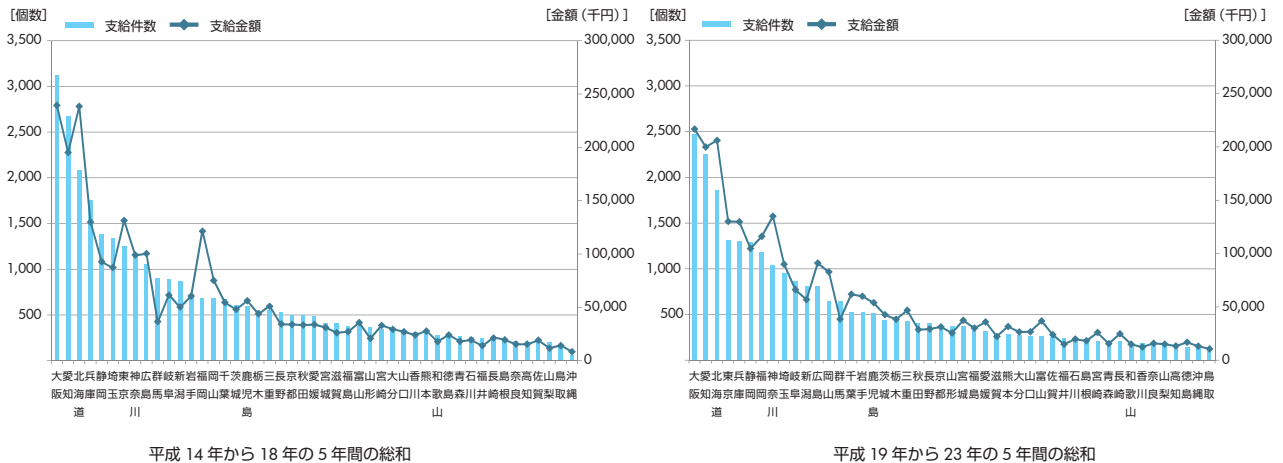
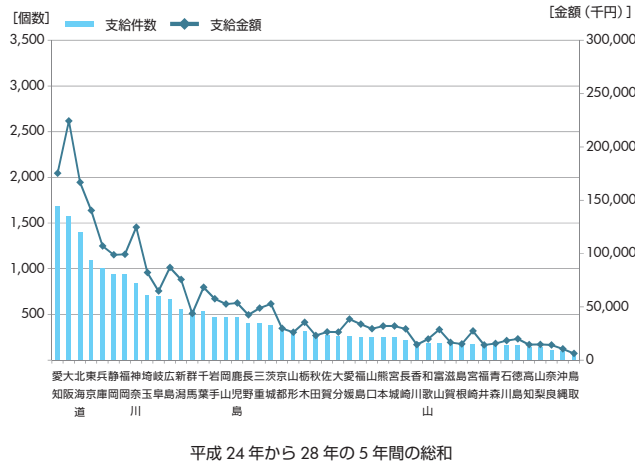


図 4 殻構造義肢に関する実人員および金額の年次推移



平成 14 年から 18 年の 5 年間の総和

平成 19 年から 23 年の 5 年間の総和



平成 24 年から 28 年の 5 年間の総和

図 5 殻構造義肢に関する支給実績（都道府県別）

※平成 14 年～平成 28 年までを 5 年単位で区切り、支給件数並びに支給金額の 5 年間の総和として算出
 ※『新規』および『継続』の総和
 ※実人員ではなく支給個数の総和

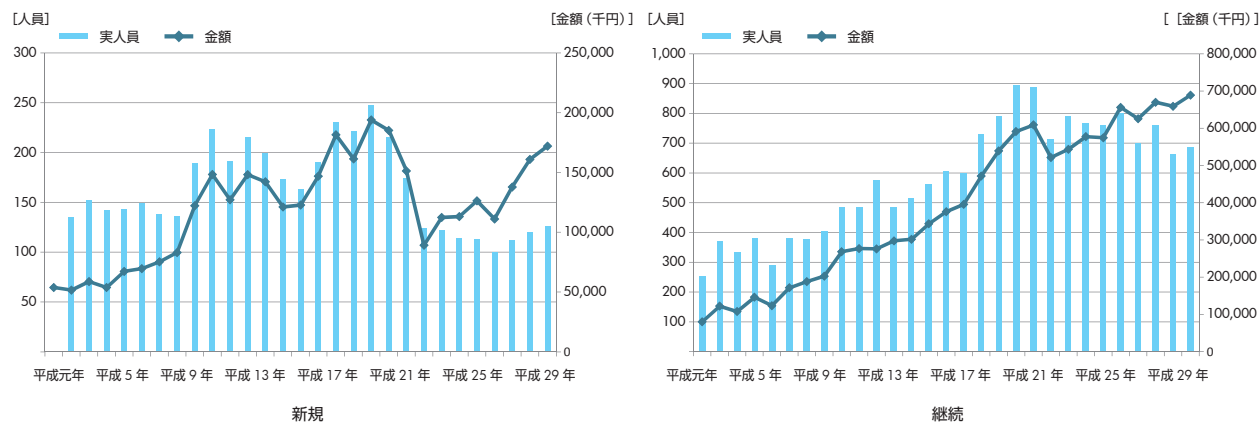


図 6 骨格構造義肢に関する実人員および金額の年次推移

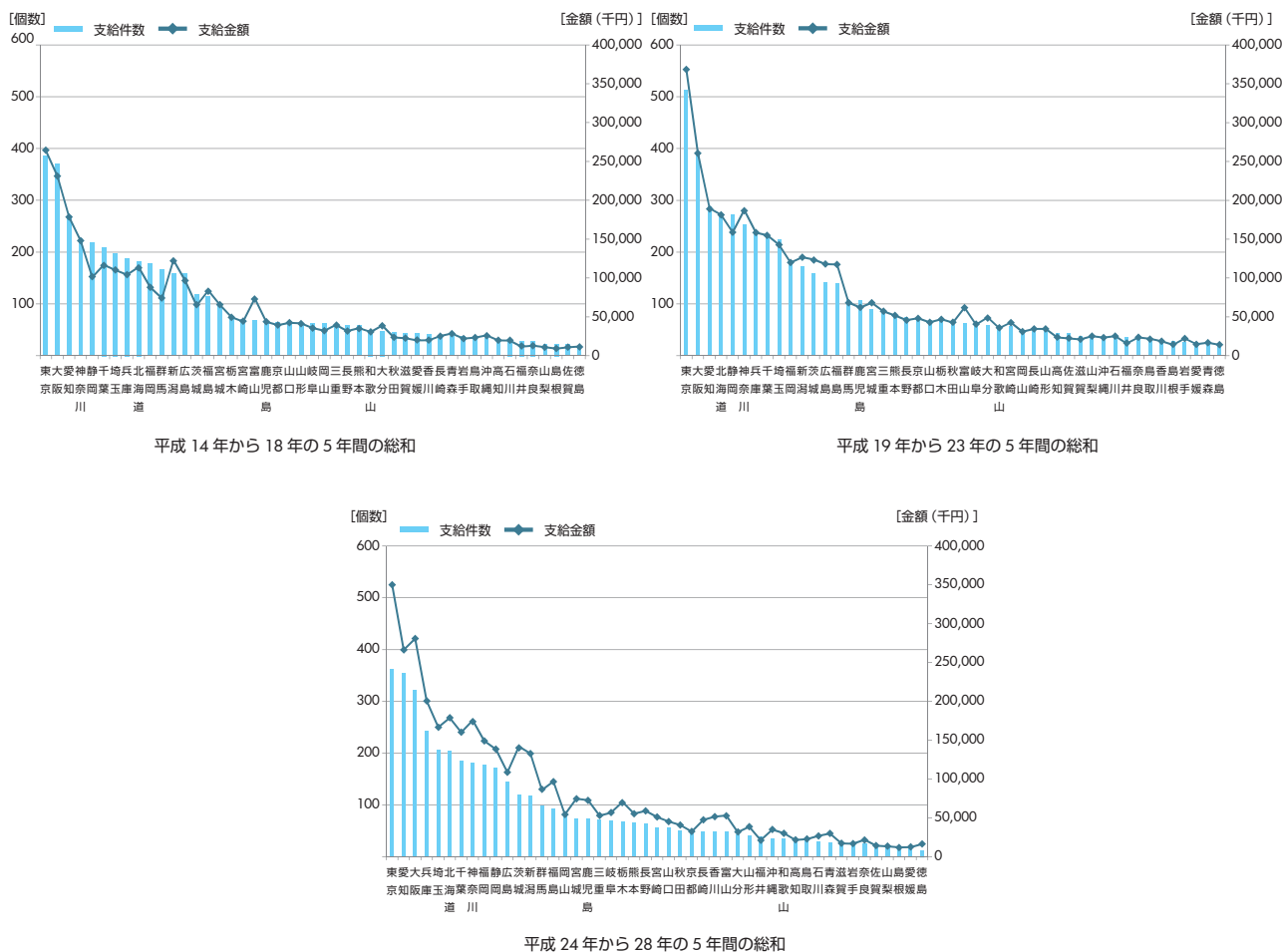


図 7 骨格構造義肢に関する支給実績（都道府県別）

※平成 14 年～平成 28 年までを 5 年単位で区切り、支給件数並びに支給金額の 5 年間の総和として算出
 ※『新規』および『継続』の総和
 ※実人員ではなく支給個数の総和

I 部 補装具（義肢・装具）の需要と供給

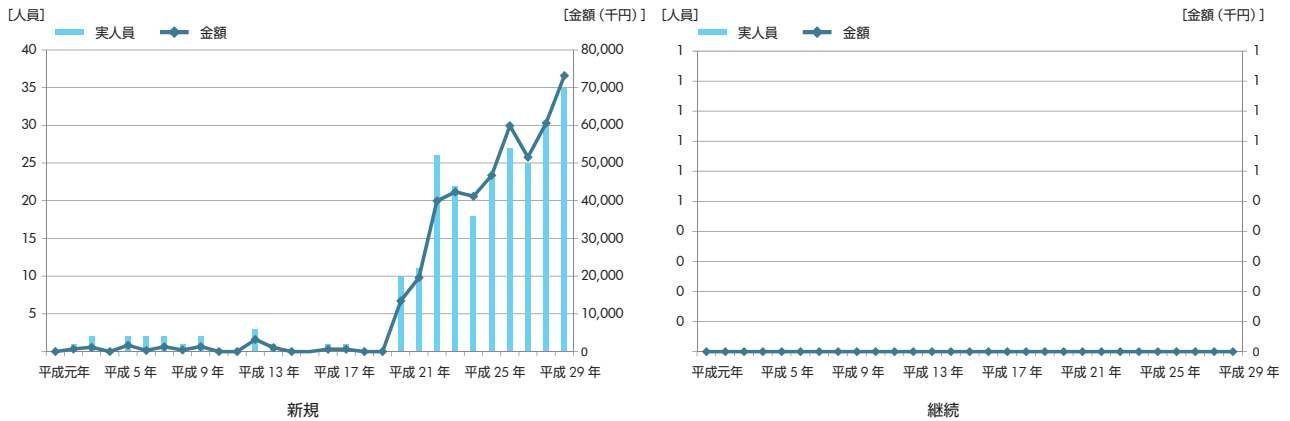


図 8 筋電動義手に関する実人員および金額の年次推移

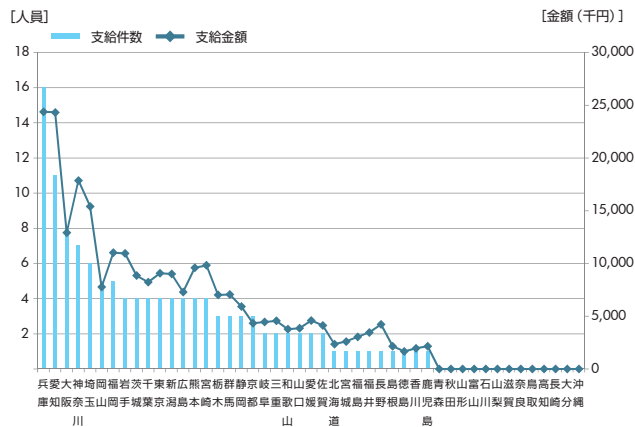
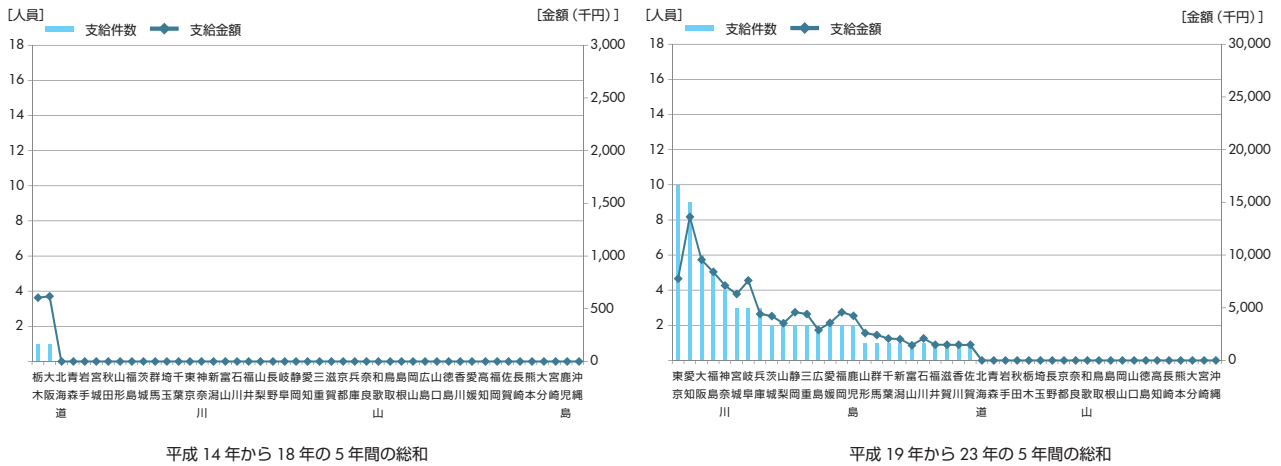


図 9 筋電動義手に関する支給実績（都道府県別）

※平成 14 年～平成 28 年までを 5 年単位で区切り、支給件数並びに支給金額の 5 年間の総和として算出

(2) 装具の支給状況

労災調査における「装具」の内訳は、「上・下肢装具」・「体幹装具」の2区分である。装具総数の支給状況を図10に示す。上下肢装具の支給状況を図11に、都道府県別の支給実績を図12に示す。体幹装具の支給状況を図13に、都道府県別の支給実績を図14に示す。

① 装具総数

「新規」の支給人員および支給金額は平成20年まで増減を繰り返しながらも増加傾向を示していたが、平成20年をピークに減少傾向に転じ平成23年には大幅に減少し、以降は緩やかに減少している。「継続」の支給人員についても平成20年までは増加傾向を示したが、以降は緩やかに減少している。支給金額については平成20年まで増加していったが、以降は6億円前後で推移している。

② 上・下肢装具

上・下肢装具に関する年次推移を図11に、都道府県別の支給実績を図12に示す。

支給品目の中で上・下肢装具が占める割合は、直近の5年間平均で新規人員11.1%（金額3.8%）、継続人員9.8%（金額4.4%）である。

上・下肢装具に関しては、装具総数とほぼ同様の傾向を示す。これは装具総数の約9割を上・下肢装具が占めているためである。

都道府県別の支給実績をみると、北海道、大阪府、福岡県、愛知県、東京都、兵庫県が上位を占め、上位6県で平成14～18年の5年間で支給個数；43.0%、支給金額；42.6%を、平成24～28年の5年間では、上位6県（北海道、東京都、大阪府、愛知県、福岡県、兵庫県）で個数；40.2%、金額；41.3%となった。

③ 体幹装具

体幹装具に関する年次推移を図13に、都道府県別の支給実績を図14に示す。

支給品目の中で体幹装具が占める割合は、直近の5年間平均で新規人員0.5%（金額0.1%）、継続人員0.7%（金額0.1%）である。

体幹装具が装具総数に占める割合は約1割程度である。年次推移についてみると、「新規」「継続」共に増減が大きいことが特徴である。

都道府県別の支給実績をみると、東京都、大阪府、北海道が上位を占め、上位県で平成14～18年の5年間で支給個数；33.1%、支給金額；30.6%を、平成24～28年の5年間では、上位3県（東京都、大阪府、北海道）で個数；32.8%、金額；28.8%となった。

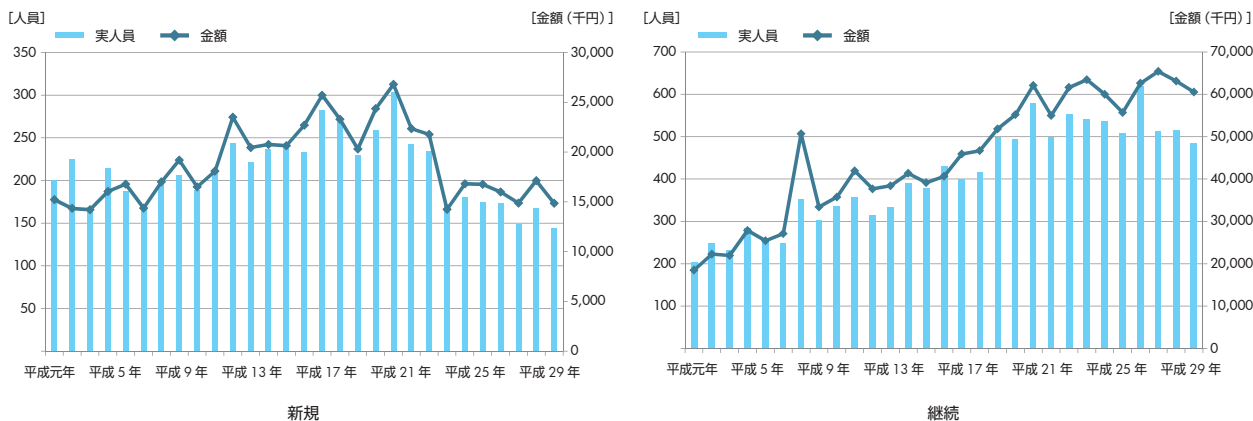


図10 装具総数に関する実人員および金額の年次推移

I 部 補装具（義肢・装具）の需要と供給

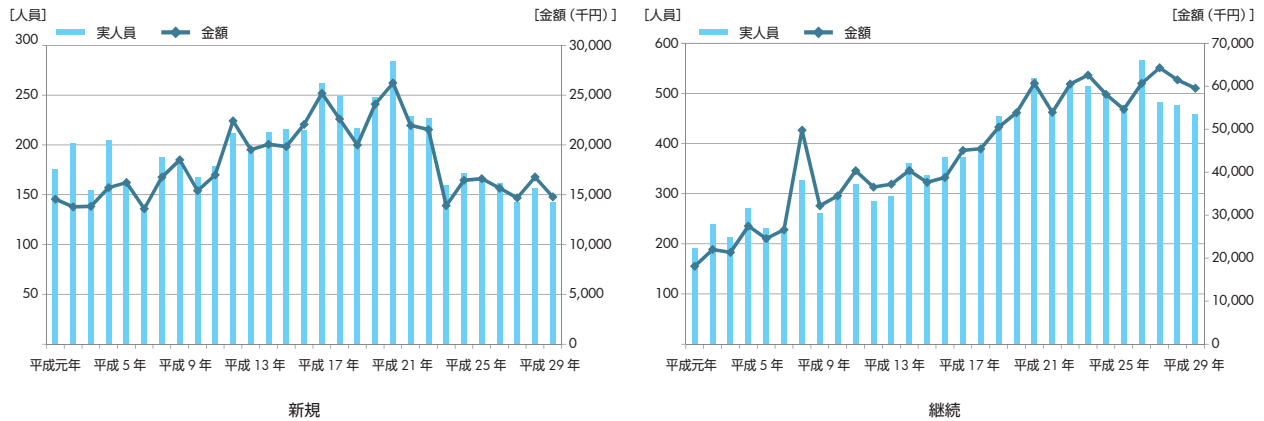


図 11 上・下肢装具に関する実人員および金額の年次推移

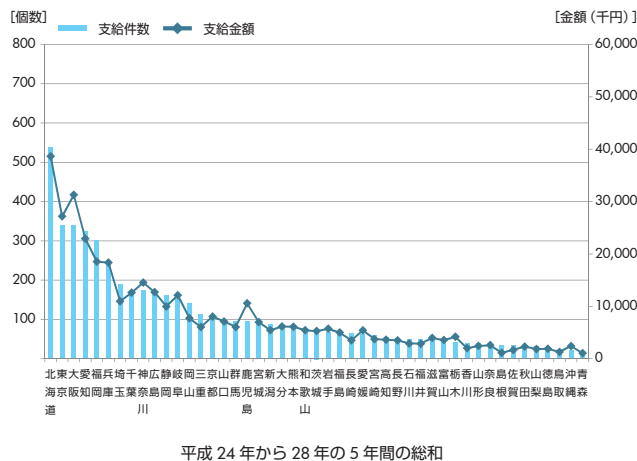
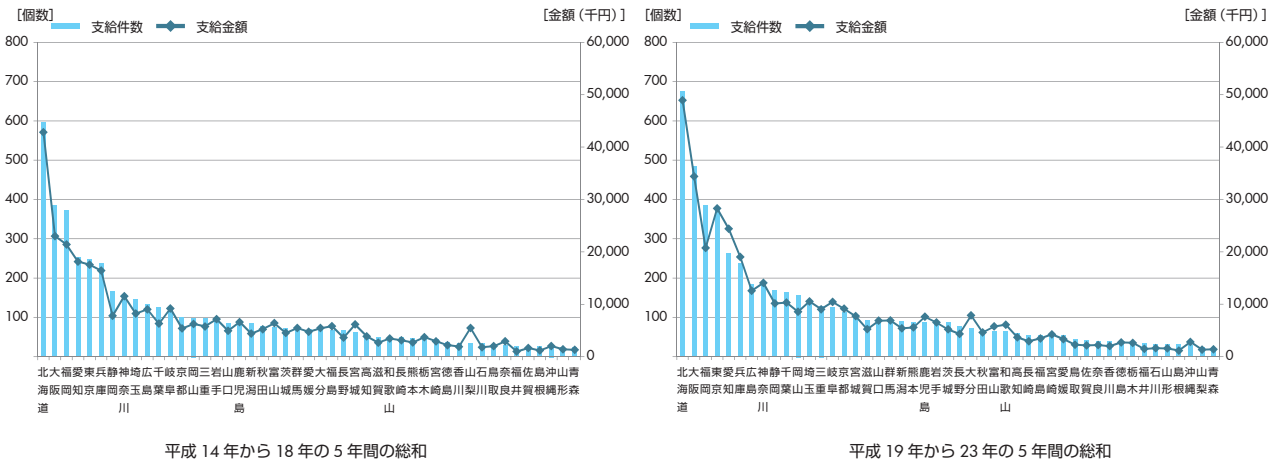


図 12 上・下肢装具に関する支給実績（都道府県別）

※平成 14 年～平成 28 年までを 5 年単位で区切り、支給件数並びに支給金額の 5 年間の総和として算出

※『新規』および『継続』の総和

※実人員ではなく支給個数の総和

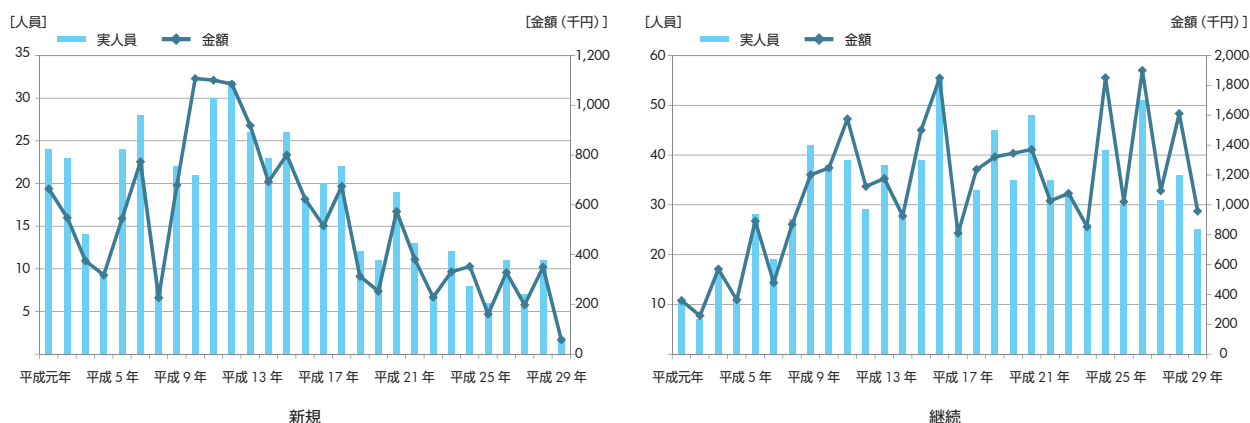


図 13 体幹装具に関する実人員および金額の年次推移

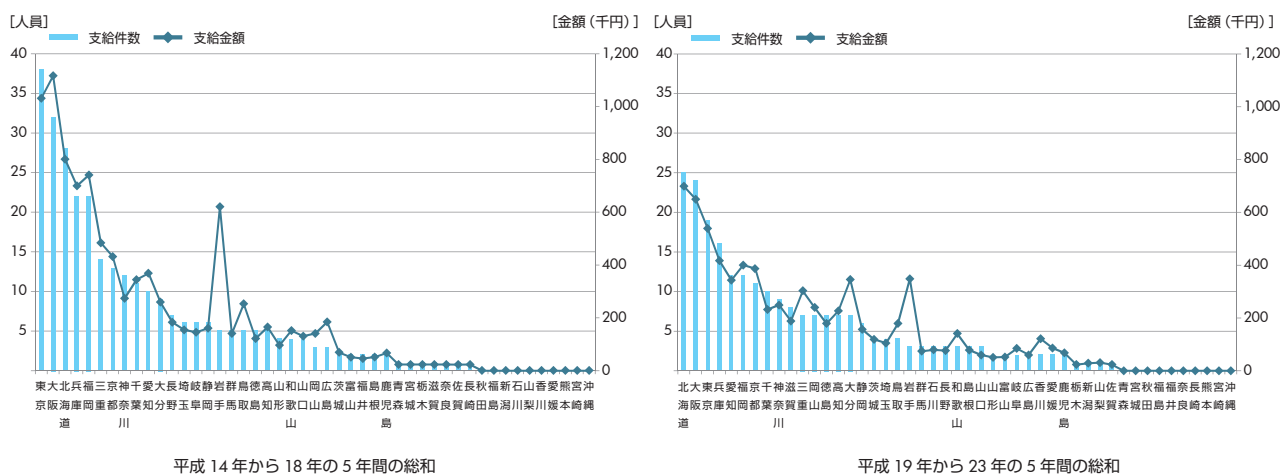


図 14 体幹装具に関する支給実績（都道府県別）

※平成 14 年～平成 28 年までを 5 年単位で区切り、支給件数並びに支給金額の 5 年間の総和として算出
 ※『新規』および『継続』の総和

I 部 補装具（義肢・装具）の需要と供給

（3）座位保持装置の支給状況（図 15、16）

支給品目の中で座位保持装置が占める割合は、直近の 5 年間平均で新規人員 0.8%（金額 0.5%）、継続人員 0.3%（金額 0.2%）である。

「新規」の支給人員は平成 13 年から平成 19 年まで増加傾向にあり、最も支給人員が多かった平成 19～22 年は 24 人に支給された。平成 23 年以降は減少に転じた。支給金額は「新規」では平成 22 年がピークとなり、「継続」では平成 22 年と平成 29 年がピークとなった。

都道府県別の支給実績をみると、平成 19～23 年の 5 年間で神奈川県、東京都、静岡県、愛知県の上位 4 県で支給件数；63.6%、支給金額；63.1%を示したが、その前後 5 年間については、大きな地域差はみられなかった。

（4）車いすの支給状況（図 17、18）

支給品目の中で車いすが占める割合は、直近の 5 年間平均で新規人員 12.4%（金額 10.5%）、継続人員 11.5%（金額 9.2%）である。

「新規」の支給人員は平成元年をピークに緩やかに減少しており、直近の 2 年間ではピーク時の半数以下になっている。「継続」の支給人員についてもピーク時期は異なるが、全体の減少傾向は同様であり、直近の 2 年間では約 500 人となった。一方、支給金額は増減はあるものの微増傾向にあり、直近の 5 年間では「新規」で約 4.5 千万円、「継続」で約 1.2 億円前後であった。

都道府県別の支給実績をみると、平成 14～18 年の 5 年間で北海道、東京都、大阪府、愛知県の上位 4 県で支給件数；28.3%、支給金額；29.4%を示し、平成 19～23 年の 5 年間では東京都、大阪府、北海道、兵庫県の上位 4 県で支給件数；30.2%、支給金額；28.2%を示した。また平成 24～28 年の 5 年間では東京都、愛知県、北海道、大阪府の上位 4 県で支給件数；29.6%、支給金額；29.3%という結果となった。

（5）電動車いすの支給状況（図 19、20）

支給品目の中で電動車いすが占める割合は、直近の 5 年間平均で新規人員 1.9%（金額 5.9%）、継続人員 1.2%（金額 3.4%）である。

「新規」の支給人員は平成 15 年の 78 人をピークに減少傾向にあり、直近では半数以下の 30 人程度であった。「継続」の支給人員も平成 22 年の 127 人をピークに減少し、直近では半数以下の 50 人前後である。支給金額については増減幅が大きく、直近 5 年間で「新規」2.5 千万円前後、「継続」3 千万円前後であった。

都道府県別の支給実績をみると、平成 14～18 年の 5 年間で北海道、大阪府、兵庫県の上位 3 県で支給件数；26.2%、支給金額；25.3%を示し、平成 19～23 年の 5 年間では東京都、北海道、大阪府の上位 3 県で支給件数；28.5%、支給金額；28.1%を示した。また平成 24～28 年の 5 年間では北海道、東京都、大阪府の上位 3 県で支給件数；25.7%、支給金額；25.6%という結果となった。

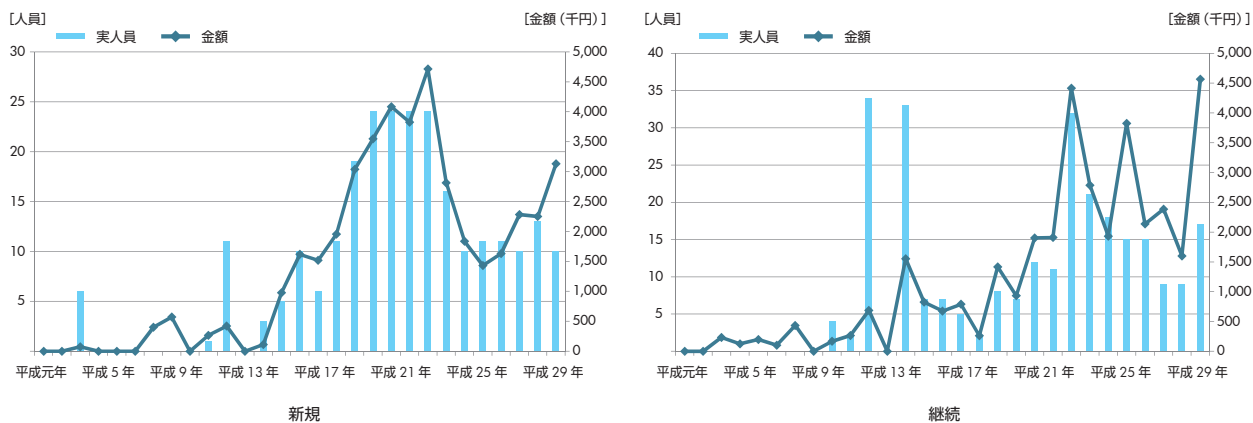


図 15 座位保持装置に関する実人員および金額の年次推移

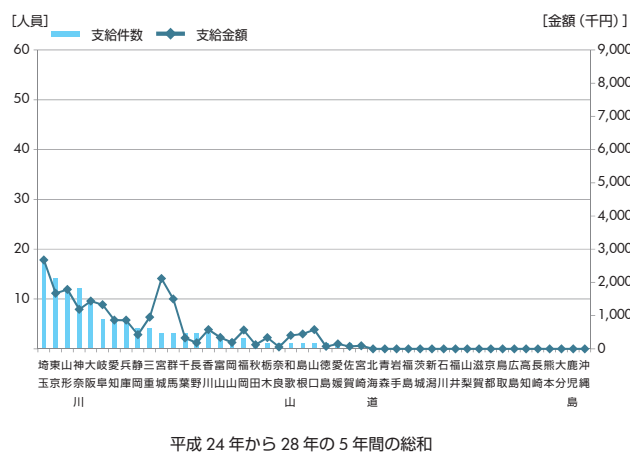
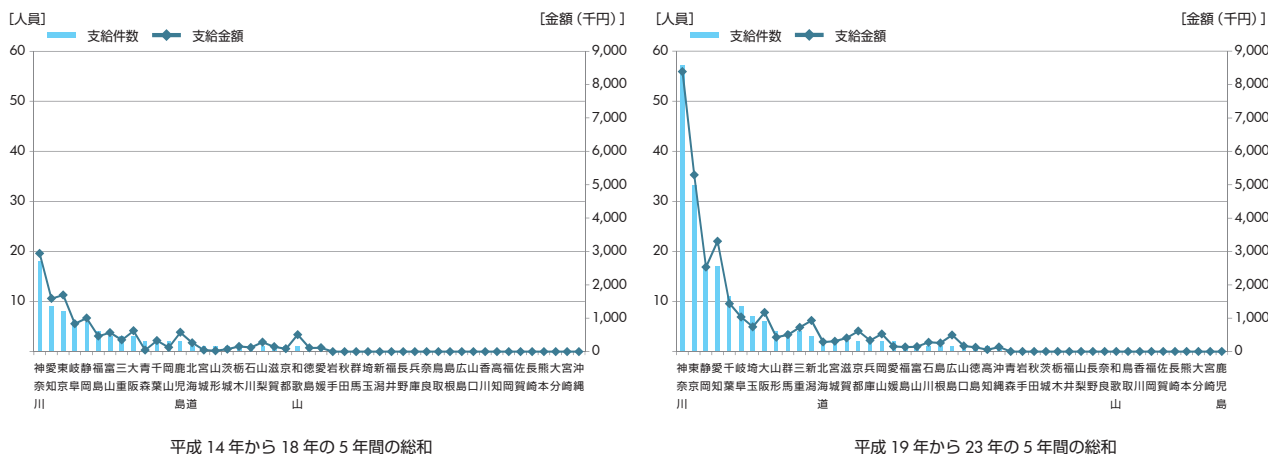


図 16 座位保持装置に関する支給実績（都道府県別）

※平成 14 年～平成 28 年までを 5 年単位で区切り、支給件数並びに支給金額の 5 年間の総和として算出。

※『新規』および『継続』の総和。

I 部 補装具（義肢・装具）の需要と供給

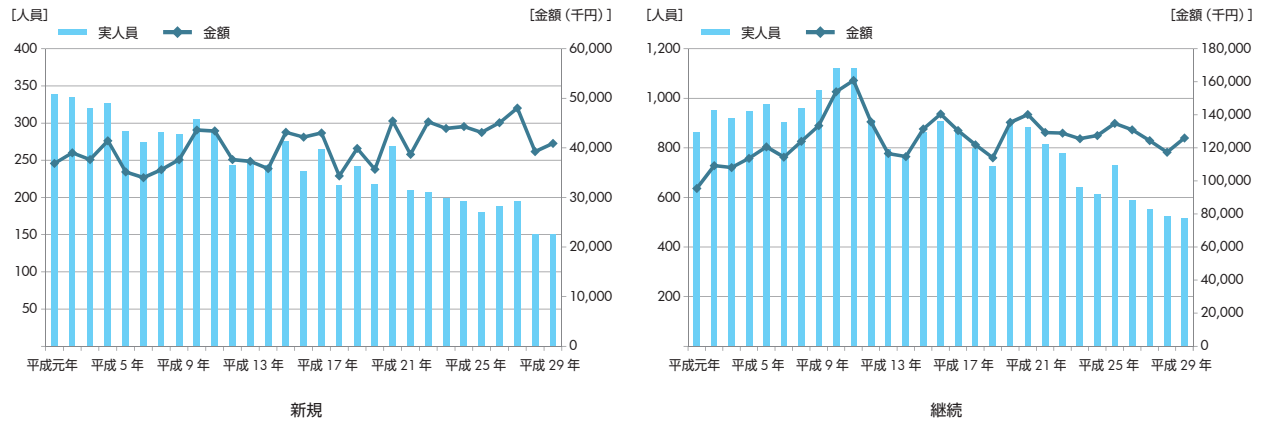


図 17 車いすに関する実人員および金額の年次推移

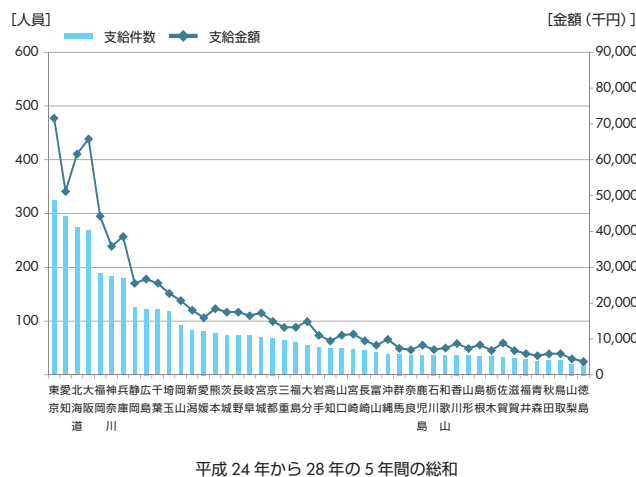
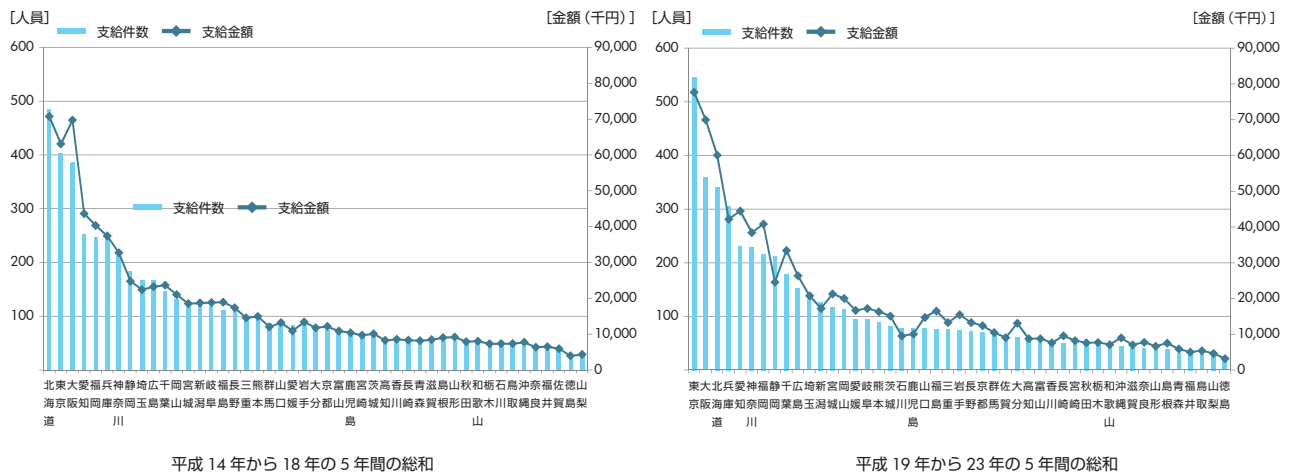


図 18 車いすに関する支給実績（都道府県別）

※平成 14 年～平成 28 年までを 5 年単位で区切り、支給件数並びに支給金額の 5 年間の総和として算出。
 ※『新規』および『継続』の総和

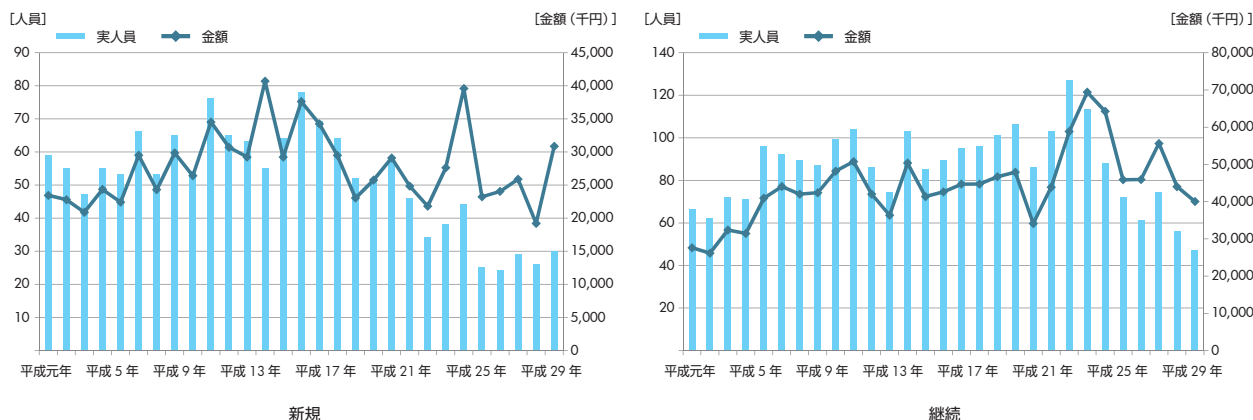


図 19 電動車いすに関する実人員および金額の年次推移

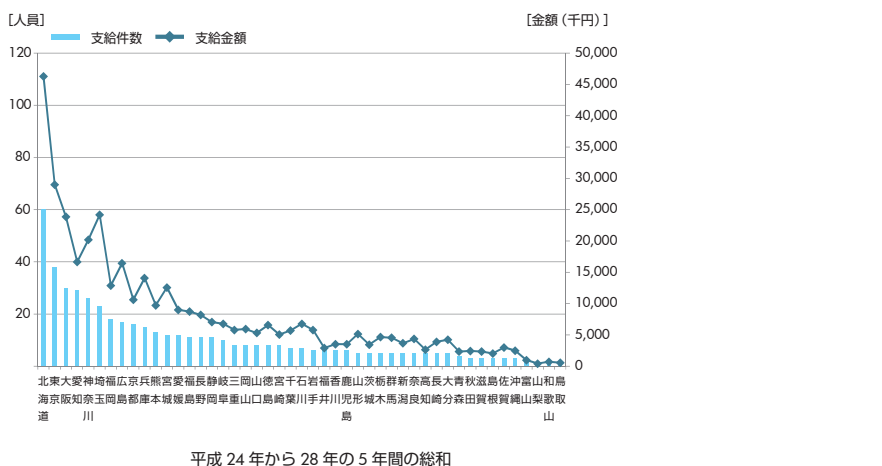
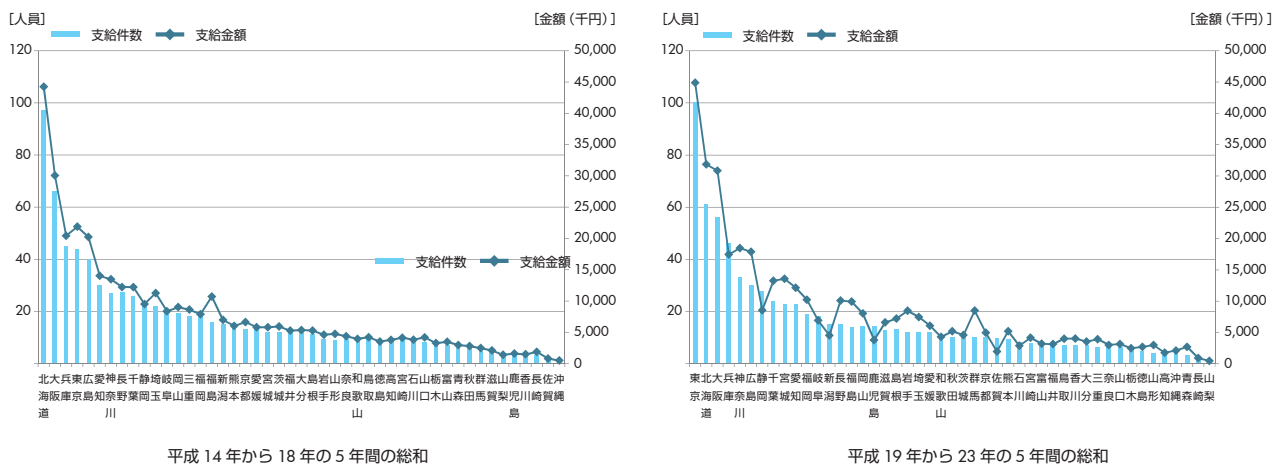


図 20 電動車いすに関する支給実績（都道府県別）

※平成 14 年～平成 28 年までを 5 年単位で区切り、支給件数並びに支給金額の 5 年間の総和として算出。
 ※『新規』および『継続』の総和

参考文献

労働者災害補償保険事業年報（平成元年～平成 29 年） 社会復帰促進等事業利用状況、義肢等補装具の支給・修理状況および
 採型指導料の支給状況。

Ⅱ 部

第 3 回義肢装具士実態調査

目的

医療関係職種の中で、義肢装具士の業務（環境や範囲、内容等）に関するその実態については、関係各所に十分に周知されていない状況があり、また過去にこれらに関する調査報告は少ないのが現状である。

日本義肢装具士協会では、平成21年に正会員（1,541名）を対象として「第1回実態調査」を実施し（回収率：39.6%）、報告書を作成した。この調査によって、会員の現況（業務形態や福利厚生等）についてはある程度の把握が可能となった。しかし一方で、対象者が正会員のみであったこと、ならびに義肢装具士の業務範囲やその内容、専門職域等についての調査が不十分であり、さらなる調査の必要性も課題として指摘されていた。これを踏まえ、平成28年に第2回の義肢装具士実態調査を実施された。対象を正会員に限らず全義肢装具士として質問紙およびWebによる調査を実施した（回収数：1,385件）。今回は前回の継続調査である。

対象

（公社）日本義肢装具士協会に属する正会員および、会員・非会員を問わず義肢装具士が所属していると思われる企業・施設（722社・施設）を対象とした。正会員（2,269名；2020年1月現在）には個人宛で発送し、企業・施設については代表者宛に発送し、対象となる義肢装具士へ質問紙を配布いただくよう依頼を行った。

期間

2020年4月23日に質問紙を郵送し、5月14日を締め切りとした。

方法

調査は、質問紙の郵送およびインターネット（オンライン回答）を用いて行った。

回答は単一選択（SA）および、多肢選択（MA）を用い、無記名式とした。なお、データ回収ならびにデータ解析は全てアンケート代行業者「株式会社うるるBPO」に外部委託して行った。

結果は、各質問項目の単純集計および、必要に応じてクロス集計を行った。

回収結果

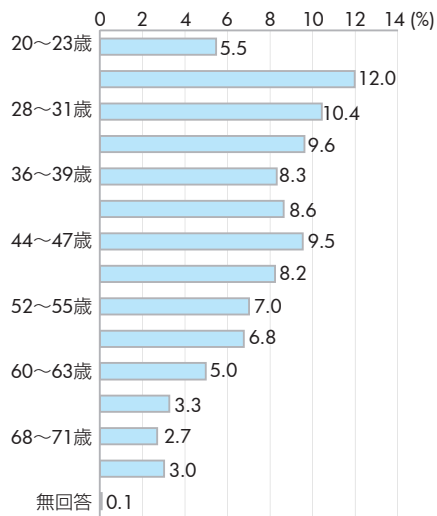
回収結果は以下の通りであった。

郵送による回答	1,045 件
Web による回答	182 件
計	1,227 件

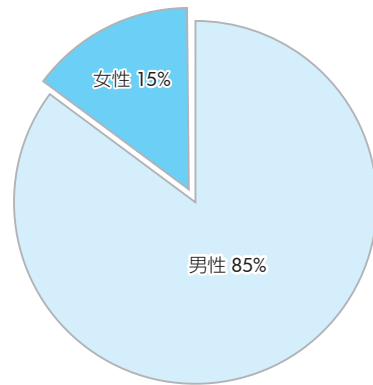
（正会員：983名、非会員：204名、不明：35名、種別無記名：5名）

令和2年度 義肢装具士実態調査結果（単純集計）

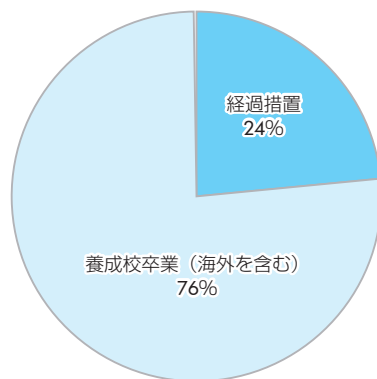
問1 現在の年齢をお答えください。(SA)



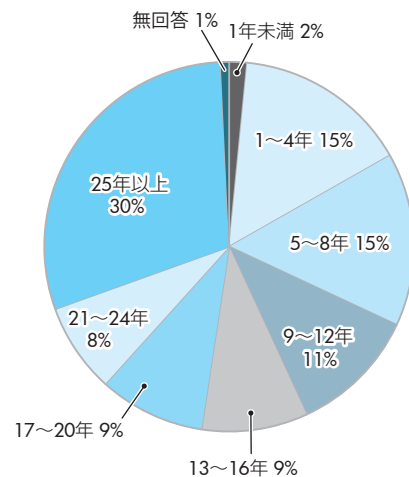
問2 性別をお答えください。(SA)



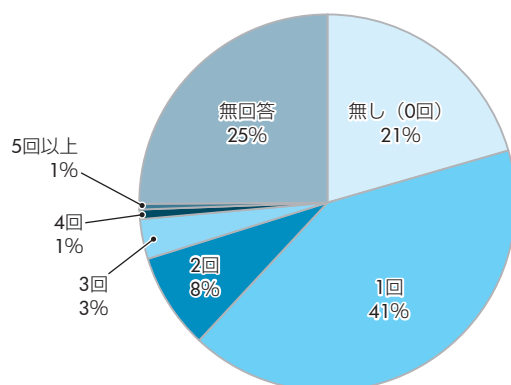
問3 義肢装具士受験資格取得方法をお答えください。(SA)



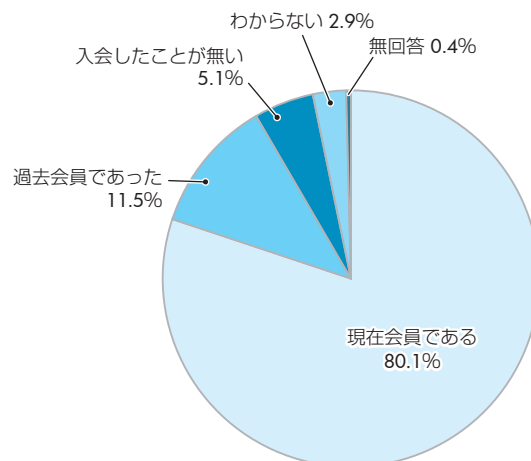
問4 義肢装具士資格取得後の年数をお答えください。(SA)



問5 義肢装具士資格取得後の転職回数（同業他社への移動回数）をお答えください。(SA)

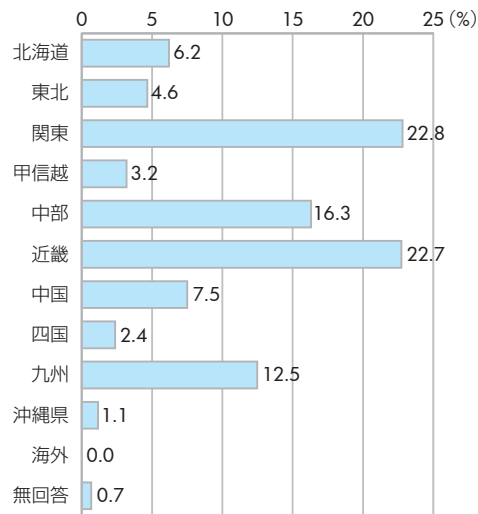


問6 肢装具士協会への入会についてお尋ねします。(SA)

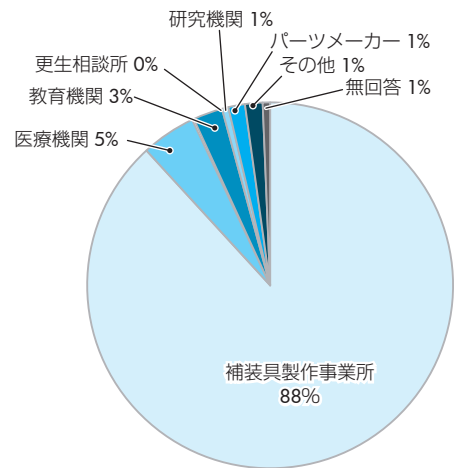


Ⅱ部 第3回義肢装具士実態調査

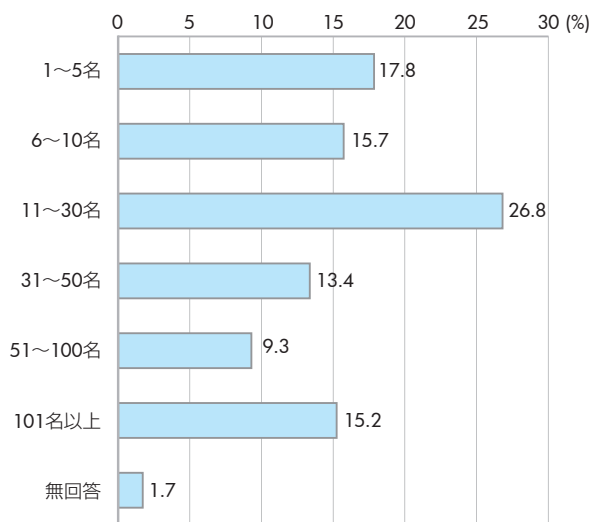
問7 所属先の主たる勤務地をお答えください。(SA)
カッコ内の都道府県名は選択不要です。



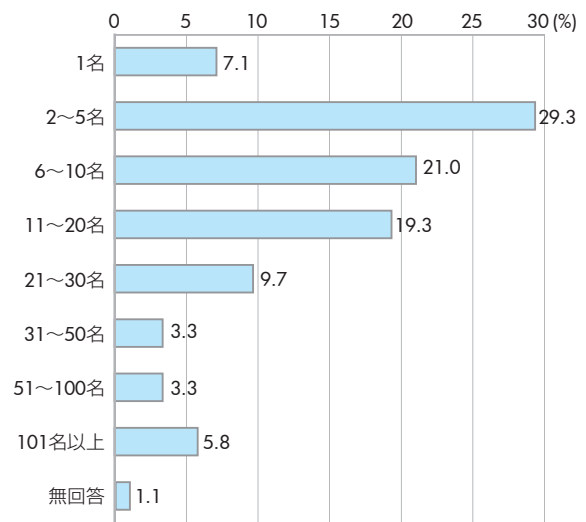
問8 所属先の種別で、もっとも当てはまるものを1つ選んでください。(SA)



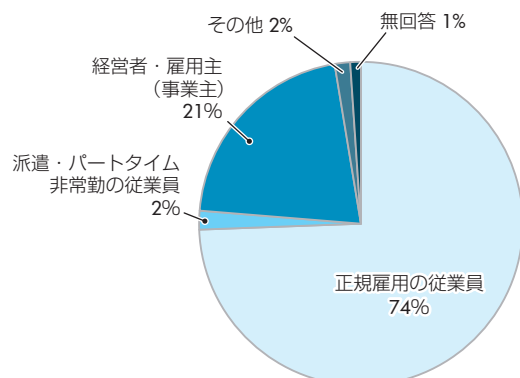
問9 所属先の規模（総従業員数）についてお答えください。(SA)



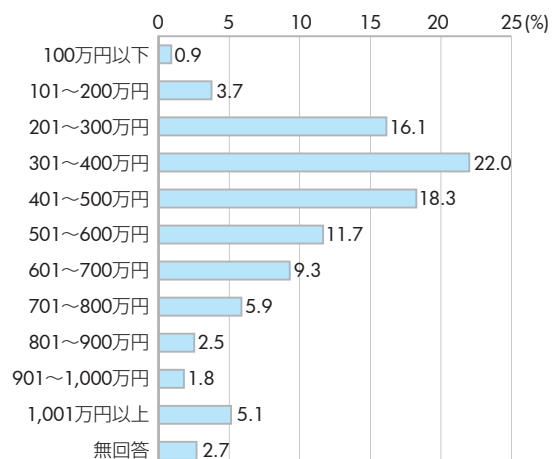
問10 所属先の義肢装具士数についてお答えください。(SA)



問11 あなたの雇用形態で、もっとも当てはまるものを1つ選んでください。(SA)

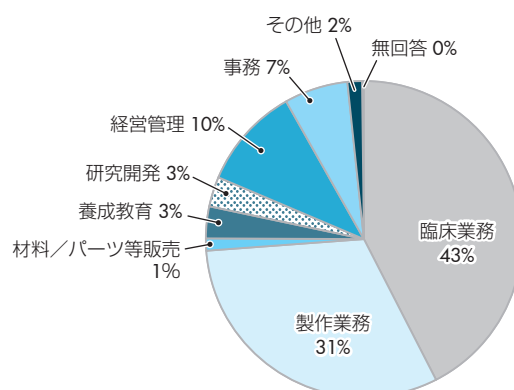


問12 あなたの年収についてお答えください。(総支給額 [税、保険などが差し引かれる前の金額]) (SA)



問13 あなたの業務内容をお答えください。（複数回答可）

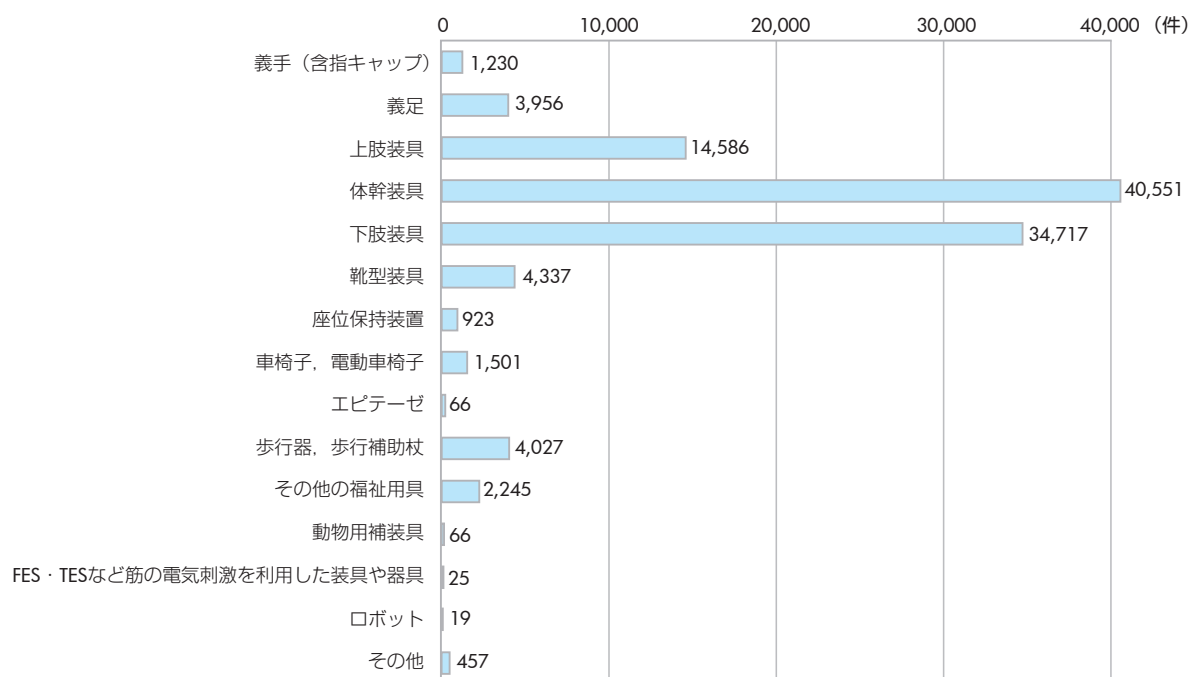
(MA)



問14 【問13で「臨床業務」を選択した方】あなたの過去1年間における、下表の種目の臨床件数（修理を除く）で、当てはまる欄に○をつけてください。なお、臨床件数とは、適合した症例数のことです。（選択肢：0件、1～10件、11～30件、31～50件、51件以上）

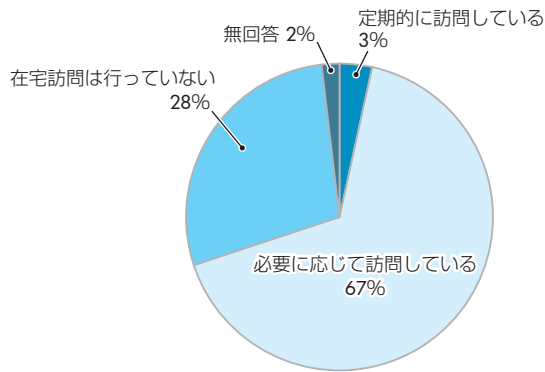
(SAマトリクス)

なお、下表の横軸（件数）は集計段階において、上段選択肢の最小値としてその総和を算出した（1～10件は1件、11～30件は11件、31～50件は31件、51件以上は51件）。

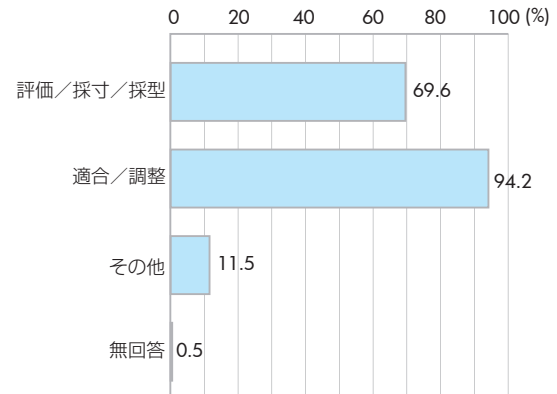


Ⅱ部 第3回義肢装具士実態調査

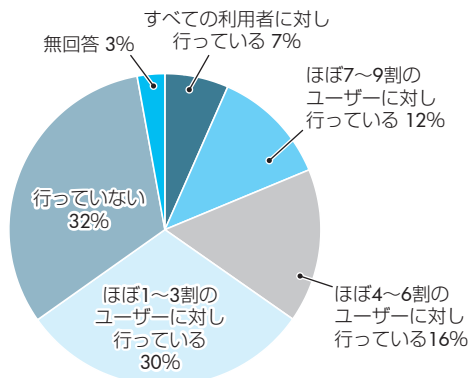
問15 義肢装具等利用者宅への訪問についてお聞きます。訪問の頻度で、もっとも当てはまるものを1つ選んでください。 (SA)



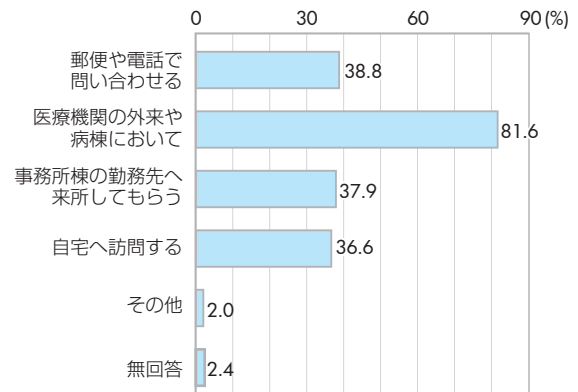
問16 【問15で「定期的に訪問している」、「必要に応じて訪問している」と回答の方】訪問の目的はなんですか。 (複数回答可) (MA)



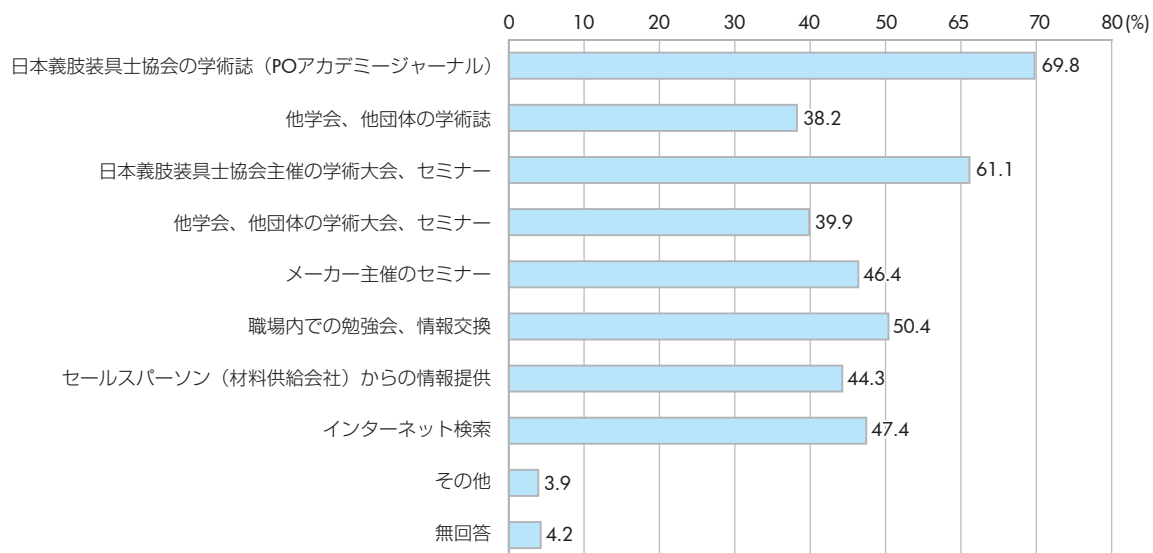
問17 義肢装具等利用者へのフォローアップについてお尋ねします。最終適合（納品）以降のフォローアップを行っていますか。なお、フォローアップとは、最終適合以降の状態を確認するため、能動的に追跡調査・確認を行うことです。 (SA)



問18 【問17で「すべての利用者に対し行っている」～「ほぼ1~3割のユーザーに対し行っている」と回答の方】フォローアップの手段は何ですか。 (複数回答可) (MA)



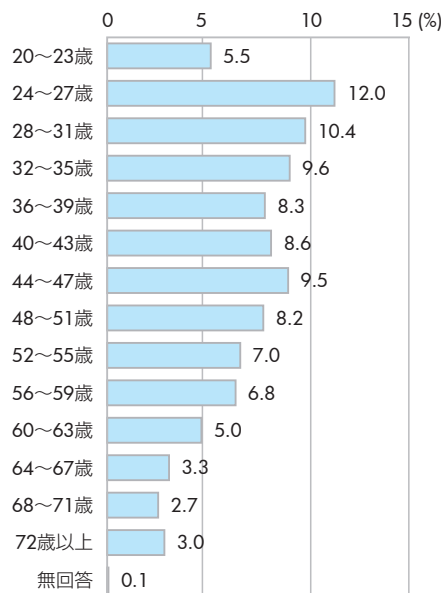
問19 新たな知識・技術の獲得やスキルアップ手段は何かお答えください。 (複数回答可) (MA)



令和2年度 義肢装具士実態調査結果（クロス集計）

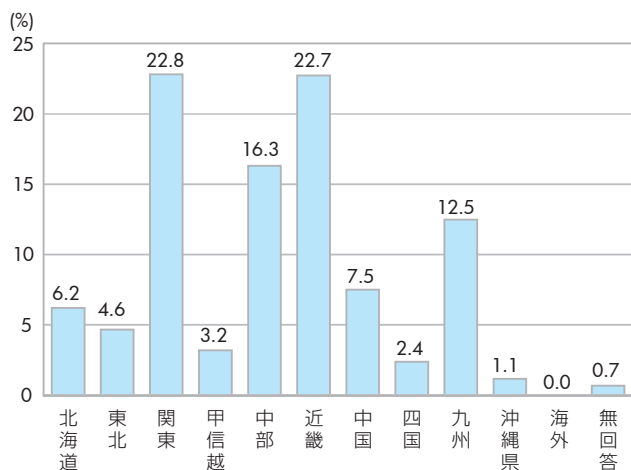
問1 回答者属性

■ 現在の年齢



■ 所属先の主たる勤務地

回答者数 = 1,227



問2 性別をお答えください。

(SA)

全体として、男性が 85.2%を占め、女性は 14.7%であった。
女性の場合は 20 代の占める割合が最も多く、その後減少して 48 歳から 10%を下回った。

■ 年齢別

単位：%

	(n=)	男性	女性	無回答
全体	(1,227)	85.2	14.7	
20～23歳	(67)	55.2	44.8	
24～27歳		70.7	28.6	
28～31歳		80.5	19.5	
32～35歳		83.1	16.9	
36～39歳		80.4	19.6	
40～43歳		88.7	11.3	
44～47歳		88.0	12.0	
48～51歳		91.1	8.9	
52～55歳	(86)	98.8		
56～59歳	(83)	97.6	2.4	
60～63歳	(61)	100.0		
64～67歳	(40)	97.5	2.5	
68～71歳	(33)	97.0	3.0	
72歳以上	(37)	91.9	8.1	
※無回答	(1)	100.0		

※サンプル数が少ない（20未満）ため、参考値とする。2.0%未満は非表示

Ⅱ部 第3回義肢装具士実態調査

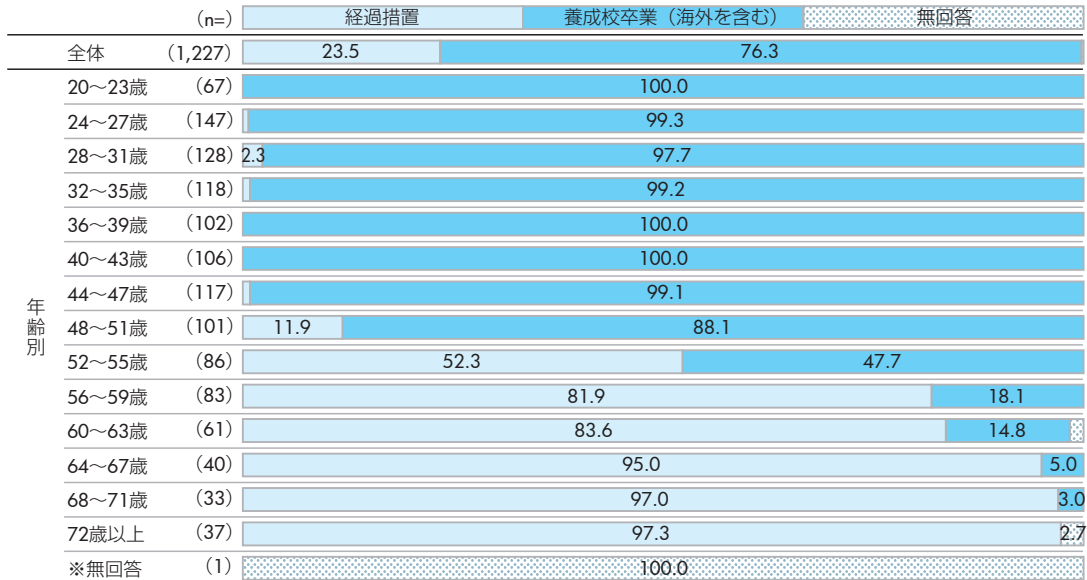
問3 義肢装具士受験資格取得方法をお答えください。

(SA)

全体として、経過措置が23.5%、養成校卒が76.3%であった。
年齢別で見ると「52～55歳」以上は経過措置が養成校卒を上回っているが、「48～51歳」以下では養成校卒が大半を占めた。

■ 年齢別

単位：%



※サンプル数が少ない（20未満）ため、参考値とする。2.0%未満は非表示

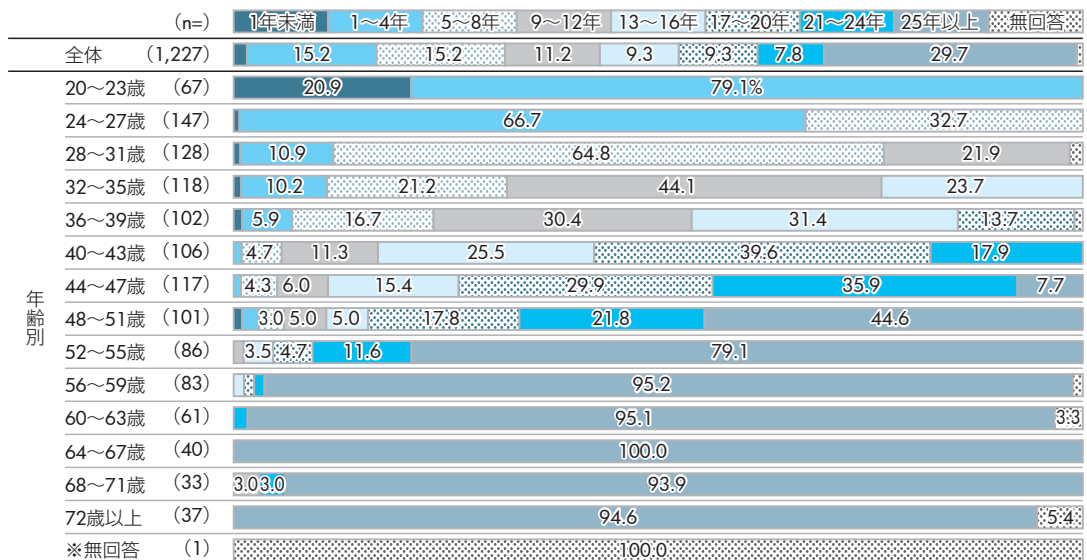
問4 義肢装具士受験資格取得後の年数をお答えください。

(SA)

全体として、25年以上が29.7%を占め、次いで「1～4年」「5～8年」が15.2%であった。
年齢に伴って取得後の年数は高くなる傾向にある。

■ 年齢別

単位：%



※サンプル数が少ない（20未満）ため、参考値とする。2.0%未満は非表示

問5

義肢装具士資格取得後の転職回数（同業他社への移動回数）をお答えください。

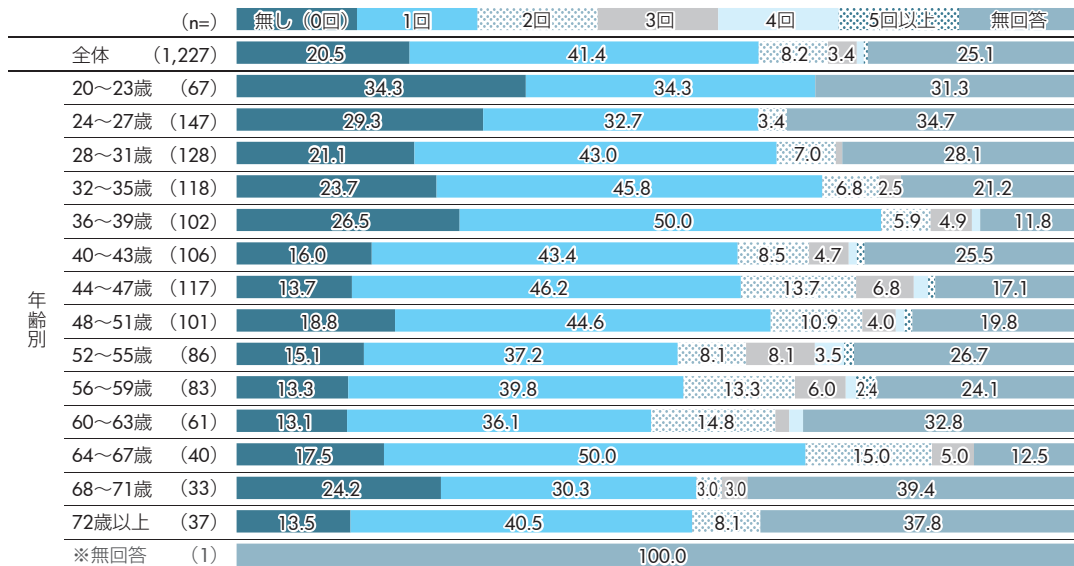
(SA)

全体として、「1回」が41.4%、「無し（0回）」が20.5%であった。

一度も転職していないのは、「20～23歳」が34.3%と全年齢の中で最も多く、20%を超えたのは、「20～23歳」「24～27歳」「28～31歳」「32～35歳」「36～39歳」「68～71歳」であった。

■ 年齢別

単位：%



※サンプル数が少ない（20未満）ため、参考値とする。2.0%未満は非表示

問6-1

義肢装具士協会への入会についてお尋ねします。

(SA)

全体として、80.1%が「現在、会員である」であった。

年齢別にみても、全年齢において7割以上が現在会員であった。

■ 年齢別

単位：%



※サンプル数が少ない（20未満）ため、参考値とする。2.0%未満は非表示

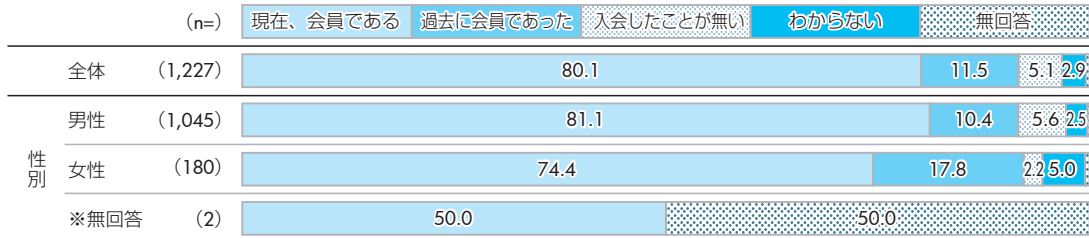
問6-2 義肢装具士協会への入会についてお尋ねします。

(SA)

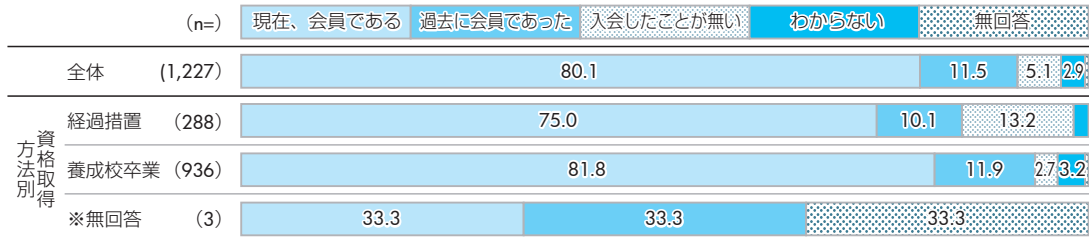
男女別、資格取得方法別のどちらにおいても、「現在、会員である」が70%を超えていた。
※わからない、無回答は除く

■ 性別

単位：%



■ 資格取得方法別



※サンプル数が少ない（20未満）ため、参考値とする。2.0%未満は非表示

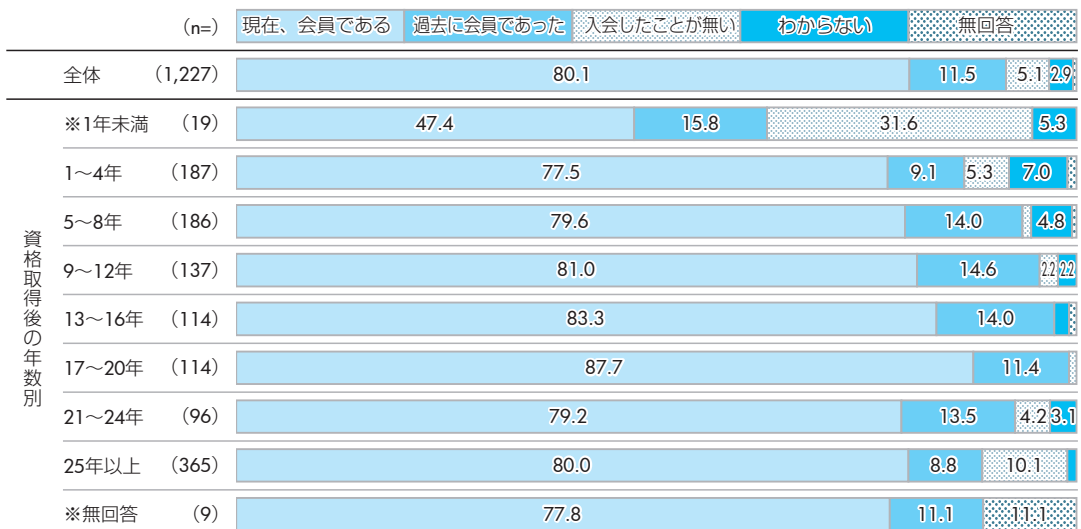
問6-3 義肢装具士協会への入会についてお尋ねします。

(SA)

資格取得後の年数別において、1年以上は「現在、会員である」は70%を超えていた。
一方で、資格取得後1年未満は回答数が少なく、また31.6%が「加入したことが無い」と回答していた。

■ 資格取得後の年数別

単位：%



※サンプル数が少ない（20未満）ため、参考値とする。2.0%未満は非表示

問7 所属先の種別で、もっとも当てはまるものを1つ選んでください。

(SA)

全体において、「補装具製作事業所」が88.2%で、次いで「医療機関」の4.8%であった。

■ 年齢別

単位：%



※サンプル数が少ない(20未満)ため、参考値とする。2.0%未満は非表示

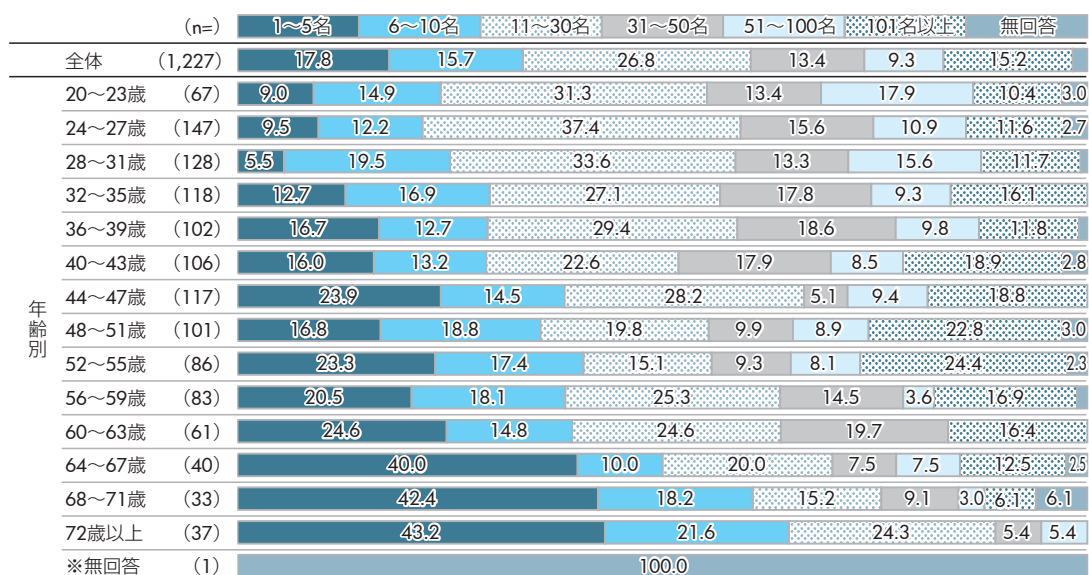
問8 所属先の規模(総従業員数)についてお答えください。

(SA)

全体において、「6から10名」が26.8%であった。44～47歳において、「1～5名」と「6～10名」の割合が同等となった。64歳以上の約4割が「1～5名」に所属していることがわかった。

■ 年齢別

単位：%



※サンプル数が少ない(20未満)ため、参考値とする。2.0%未満は非表示

Ⅱ部 第3回義肢装具士実態調査

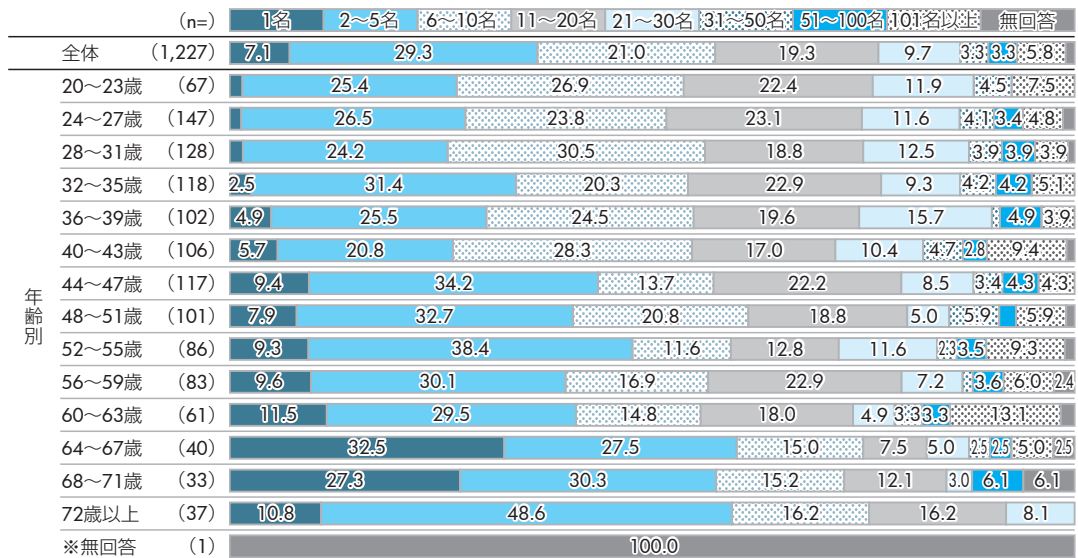
問9 所属先の義肢装具士数についてお答えください。

(SA)

どの年代においても、「2～5名」が約30%前後であった。
64歳以上においては、「1名」の事業所が多い。

■ 年齢別

単位：％



※サンプル数が少ない(20未満)ため、参考値とする。2.0%未満は非表示

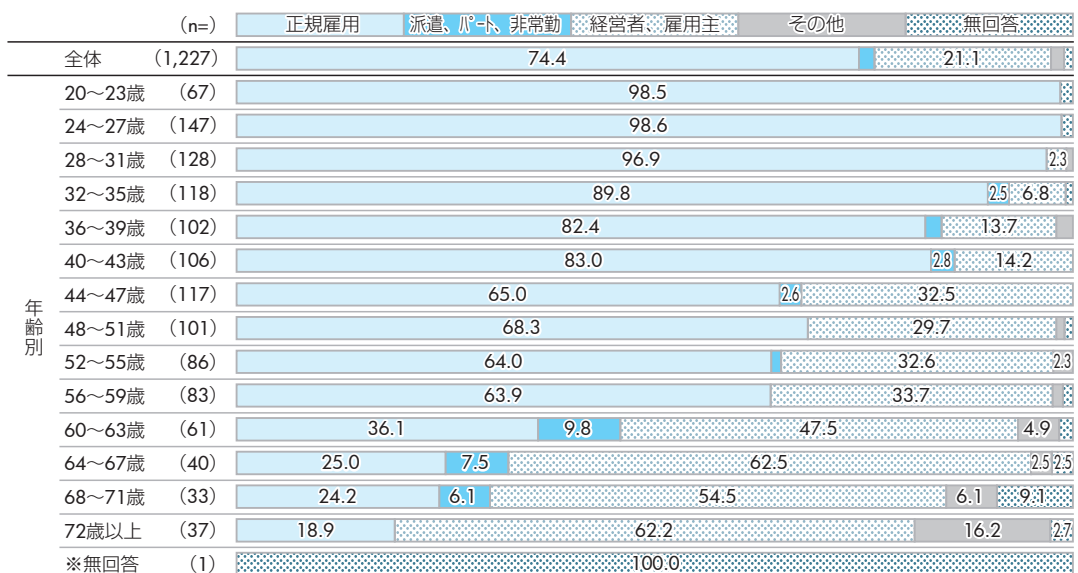
問10-1 あなたの雇用形態で、もっとも当てはまるものを1つ選んでください。

(SA)

全体では「正規雇用」が74.4%、次いで「経営者・雇用主」が21.1%となった。
年齢別にみると、40代後半より、「経営者・雇用主」の割合が徐々に増加傾向を示していた。

■ 年齢別

単位：％



※サンプル数が少ない(20未満)ため、参考値とする。2.0%未満は非表示

問10-2 あなたの雇用形態で、もっとも当てはまるものを1つ選んでください。

(SA)

性別でみると、男性は「正規雇用」72.6%、「経営者・雇用主」23.5%であった。女性は「正規雇用」85%、「経営者・雇用主」7.2%であった。

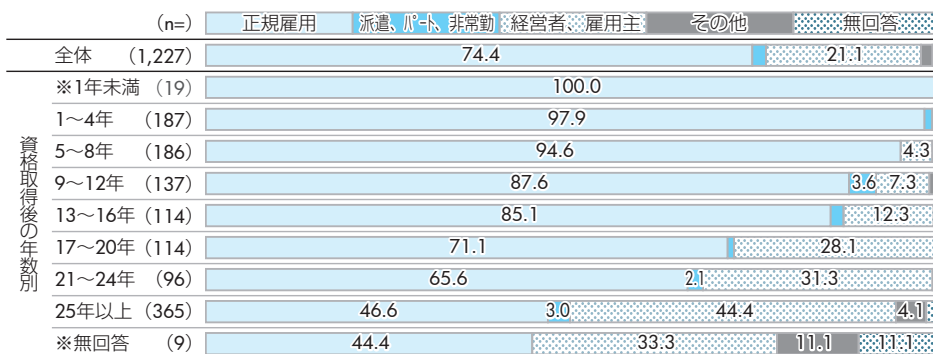
資格取得後の年数でみると、「25年以上」では、「正規雇用」と「経営者・雇用主」の割合は半々となっていた。

■ 性別

単位：%



■ 資格取得後の年数別



※サンプル数が少ない(20未満)ため、参考値とする。2.0%未満は非表示

問11-1 あなたの年収についてお答えください。

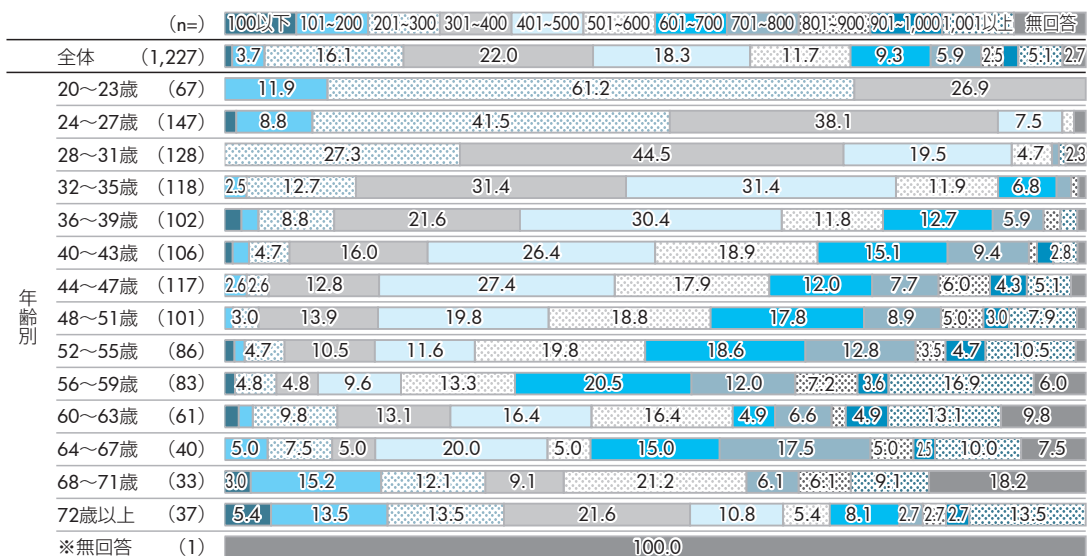
(SA)

(総支給額「税、保険などが差し引かれる前の金額」)。

全体では、「301～400万」が22%と最も多く、次いで「401～500万」が18.3%、「201～300万」が16.1%となった。年齢別にみると、年収は概ね年齢に比例しており、「24歳～27歳」から「301万」以上が約半数となり、「36～39歳」から「401万」以上が全体の50%を超えた。また、年齢の増加に伴いばらつきが大きくなっていた。

■ 年齢別

単位：%



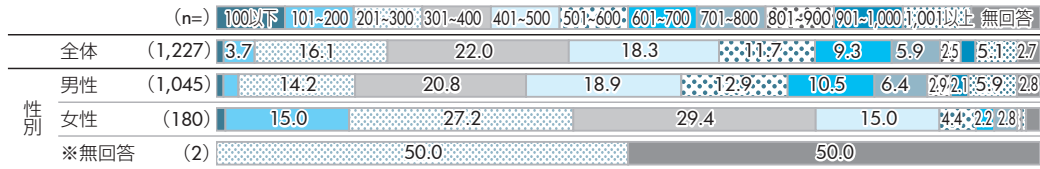
※サンプル数が少ない(20未満)ため、参考値とする。2.0%未満は非表示

Ⅱ部 第3回義肢装具士実態調査

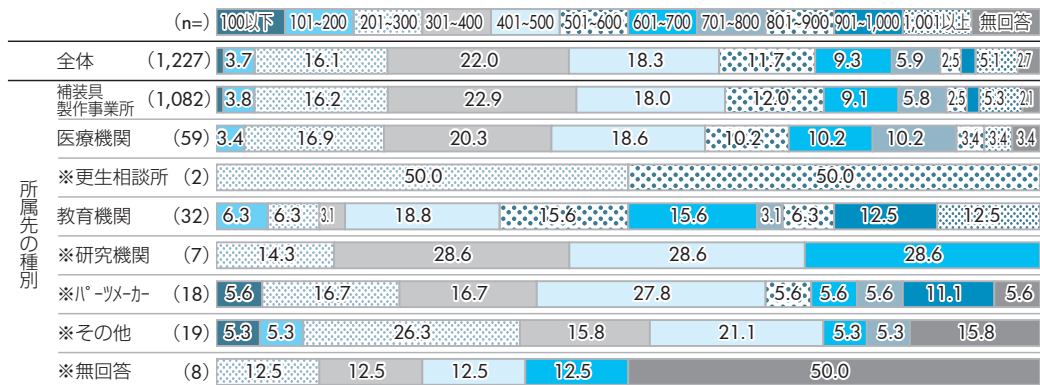
問11-2 あなたの年収についてお答えください。(総支給額〔税、保険などが差し引かれる前の金額〕) (SA)

性別でみると、男性はばらつきが大きいのに対し、女性は「201～300万」が27.2%、「301～400万」が29.4%と全体の6割を占めた。所属先の種別でみると、「補装具製作事業所」と「医療機関」は全体的にばらつきがあるが、教育機関においては401～700万の割合が約半数を占めていた。

■ 性別 単位：%



■ 所属先の種別

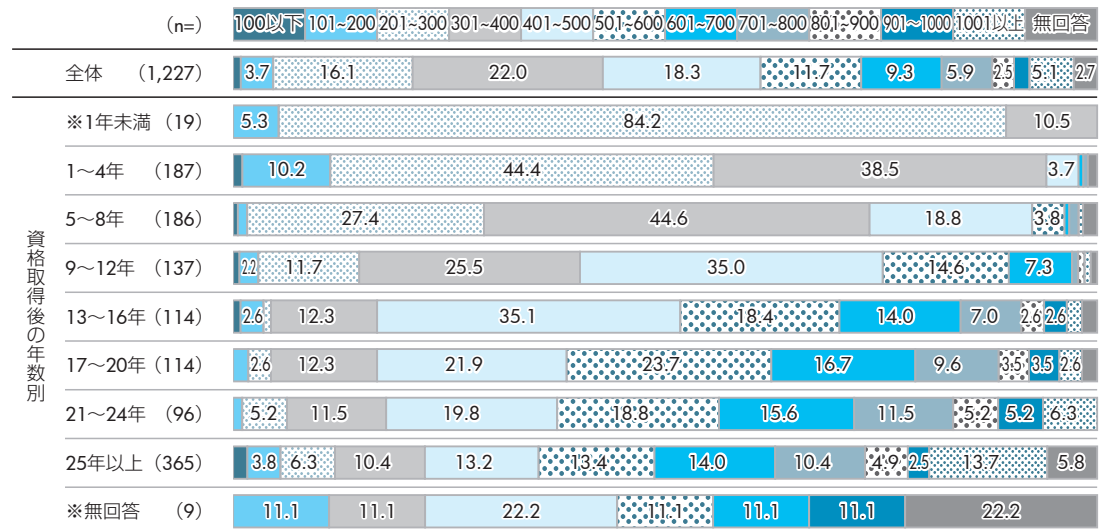


※サンプル数が少ない(20未満)ため、参考値とする。2.0%未満は非表示

問11-3 あなたの年収についてお答えください。(総支給額〔税、保険などが差し引かれる前の金額〕) (SA)

年齢別とほぼ同様の結果であった。

■ 資格取得後の年数別 単位：%



※サンプル数が少ない(20未満)ため、参考値とする。2.0%未満は非表示

問12-1 あなたの業務内容をお答えください。

(MA)

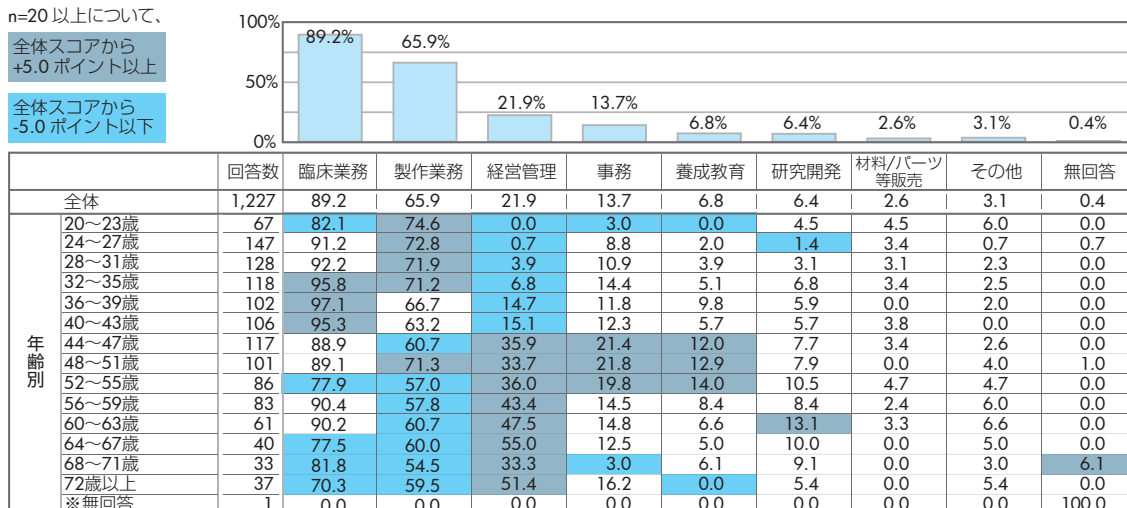
全体として、「臨床業務」が89.2%と最も多く、次いで「製作業務」が65.9%と大多数を占めた。
年齢別にみると、20代・30代では「臨床業務」「製作業務」が多いのに対して、「経営管理」が少ない結果となった。
一方「臨床業務」「製作業務」は、40代後半から全体スコアより低下するのに対して、「経営管理」は全体スコアより増加する傾向を示した。「養成教育」については40代後半から50代前半に多い結果となった。

■ 年齢別

n=20 以上について、

全体スコアから
+5.0 ポイント以上

全体スコアから
-5.0 ポイント以下



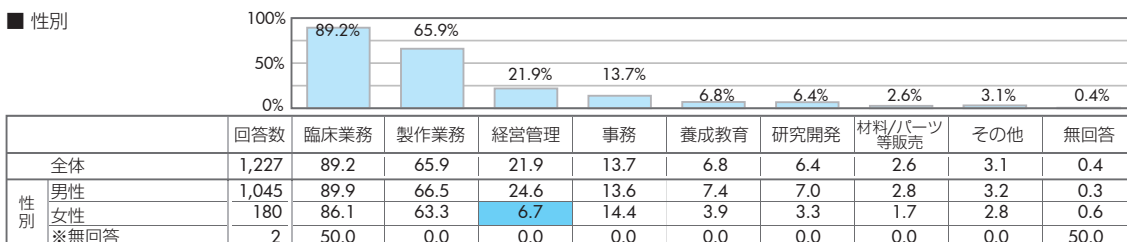
※サンプル数が少ない（20未満）ため、参考値とする。

問12-2 あなたの業務内容をお答えください。

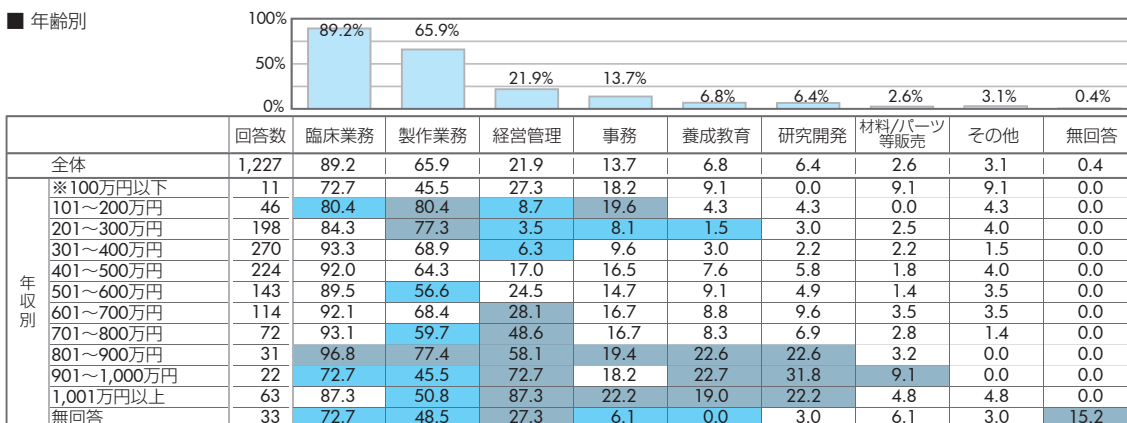
(MA)

性別でみると、「臨床業務」に大きな差はみられないが、「経営管理」については大きな差を認め、女性が少数となった。
業務内容と年収については、「経営管理」に関して、年収「500 万」以下が全体スコアよりも低値となり、「600 万」以上が高値となった。

■ 性別



■ 年齢別



※サンプル数が少ない（20未満）ため、参考値とする。

Ⅱ部 第3回義肢装具士実態調査

問13

問12で①臨床業務を選択された方にお聞きします。
あなたの過去1年間における、下表の種目の臨床件数（修理を除く）で、当てはまる欄に○をつけてください。

(SA)

体幹装具と下肢装具は、「51件以上」と約半数を占めている。
義手（含指キャップ）と義足、上肢装具は、0～10件が約半数を占めている。
それ以外については、0件の割合が約半数を超えている。

単位：％

(n=)	0件	1～10件	11～30件	31～50件	51件以上	無回答
義手（含指キャップ）(1,095)	38.7	45.2	3.3	12.0		
義足 (1,095)	20.9	52.9	12.9	2.4	9.1	
上肢装具 (1,095)	6.3	36.8	26.1	11.8	12.6	6.4
体幹装具 (1,095)	4.1	7.1	9.1	11.9	63.3	4.5
下肢装具 (1,095)	2.0	9.8	21.0	16.5	47.4	3.3
靴型装具 (1,095)	26.7	51.8	7.5	2.7	3.5	7.9
座位保持装置 (1,095)	76.3	7.5	13.3			
車椅子、電動車椅子 (1,095)	56.8	25.7	3.6	12.1		
エビテーゼ (1,095)	81.3	4.0	14.5			
歩行器、歩行補助杖 (1,095)	27.8	46.3	9.2	2.7	11.3	
その他の福祉用具 (1,095)	50.2	27.6	5.4	13.9		
動物用補装具 (1,095)	83.3	2.2	14.3			
FES・TESなど筋の電気刺激を利用した装具や器具 (1,095)	84.7	13.9				
ロボット (1,095)	84.6	14.6				
その他 (1,095)	36.7	60.8				

※2.0%未満は非表示

問14

義肢装具等利用者宅への訪問についてお聞きします。

(SA)

全体として、定期的または必要に応じて訪問しているが、66.5%を占めた。
所属先の義肢装具士数との関係でみると、規模の大きさに比例して訪問率は高い傾向となった。

■ 所属先の義肢装具士数別

単位：％

(n=)	定期的な訪問	必要に応じて訪問	在宅訪問は行っていない	無回答
全体 (1,227)	3.4	66.5	28.2	
1名 (87)		58.6	37.9	2.3
2～5名 (360)	4.7	62.8	29.4	3.1
6～10名 (258)	3.1	68.2	27.9	
11～20名 (237)	2.1	70.9	26.2	
21～30名 (119)		65.5	31.1	
31～50名 (41)		61.0	39.0	
51～100名 (41)	2.4	82.9	12.2	2.4
101名以上 (71)	11.3	74.6	12.7	
※無回答 (13)	38.5	46.2	15.4	

※サンプル数が少ない（20未満）ため、参考値とする。2.0%未満は非表示

問15

問14で、①または②を選んだ方にお聞きします。
訪問の目的は何ですか。

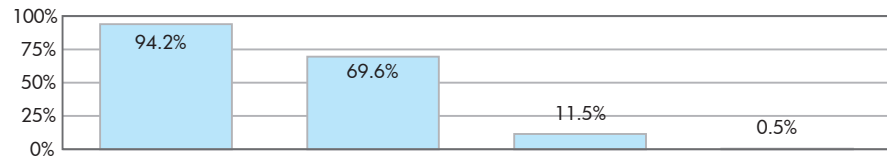
(MA)

訪問の目的については、「適合・調整」が94.2%、次いで「評価・採寸・採型」が69.6%となった。

n=20 以上について、

全体スコアから
+5.0 ポイント以上

全体スコアから
-5.0 ポイント以下



	回答数	適合/調整	評価/採寸/採型	その他	無回答
全体	858	94.2	69.6	11.5	0.5
所属先の義肢装具士数別	1名	88.5	69.2	13.5	0.0
	2～5名	93.8	73.3	8.2	0.4
	6～10名	94.0	67.9	13.0	0.5
	11～20名	96.0	78.0	11.6	0.6
	21～30名	93.8	66.3	7.5	0.0
	31～50名	92.0	56.0	20.0	0.0
	51～100名	94.3	48.6	22.9	2.9
	101名以上	96.7	59.0	13.1	0.0
	※無回答	100.0	60.0	20.0	0.0

※サンプル数が少ない（20未満）ため、参考値とする。

問16

最終適合（納品）以降のフォローアップを行っていますか。

(SA)

フォローアップの割合については、「行っていない」が31.9%、「1～3割」が30.5%、次いで「4～6割」が16%、「7～9割」が12.1%となった。
「すべての利用者に」と回答したのは、所属人数が「1名」の事業所であった。

■ 所属先の義肢装具士数別

単位：%

	(n=)	すべての利用者に	7～9割の1サ-に	4～6割の1サ-に	1～3割の1サ-に	行っていない	無回答
全体	(1,227)	6.6	12.1	16.0	30.5	31.9	2.9
1名	(87)	14.9	13.8	13.8	24.1	28.7	4.6
2～5名	(360)	7.2	11.4	15.3	28.3	34.2	3.6
6～10名	(258)	7.8	12.0	12.8	34.1	30.2	3.1
11～20名	(237)	5.1	11.0	17.3	34.2	30.8	
21～30名	(119)	4.2	6.7	20.2	31.9	35.3	
31～50名	(41)	4.9		29.3	26.8	36.6	2.4
51～100名	(41)	12.2		17.1	31.7	36.6	2.4
101名以上	(71)	7.0	29.6	16.9	22.5	23.9	
※無回答	(13)	23.1		30.8		30.8	15.4

※サンプル数が少ない（20未満）ため、参考値とする。2.0%未満は非表示

Ⅱ部 第3回義肢装具士実態調査

問17 問16で、①、②、③または④を選んだ方にお聞きします。
フォローアップの手段は何ですか。

(MA)

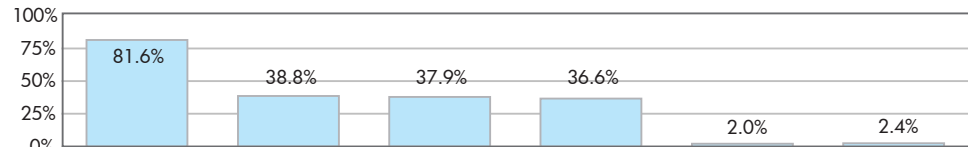
全体として、「医療機関の外来や病棟において」が81.6%と最も多くなった。

■ 所属先の義肢装具士数別

n=20 以上について、

全体スコアから
+5.0ポイント以上

全体スコアから
-5.0ポイント以下



	回答数	医療機関の外来や病棟において	郵便や電話で問い合わせる	事業所等の勤務先へ来所してもらう	自宅へ訪問する	その他	無回答
全体	800	81.6	38.8	37.9	36.6	2.0	2.4
所属先の義肢装具士数別	1名	72.4	25.9	24.1	39.7	1.7	1.7
	2～5名	83.0	32.6	38.4	37.5	1.8	3.6
	6～10名	84.3	33.1	40.7	31.4	1.7	1.7
	11～20名	82.5	40.0	32.5	38.8	1.9	1.3
	21～30名	84.0	57.3	53.3	48.0	1.3	2.7
	31～50名	88.0	52.0	24.0	20.0	0.0	4.0
	51～100名	76.0	32.0	40.0	32.0	4.0	0.0
	101名以上	72.2	64.8	37.0	29.6	3.7	3.7
	※無回答	7	71.4	28.6	71.4	14.3	0.0

※サンプル数が少ない(20未満)ため、参考値とする。

問18-1 新たな知識・技術の獲得やスキルアップ手段は何かお答えください。

(MA)

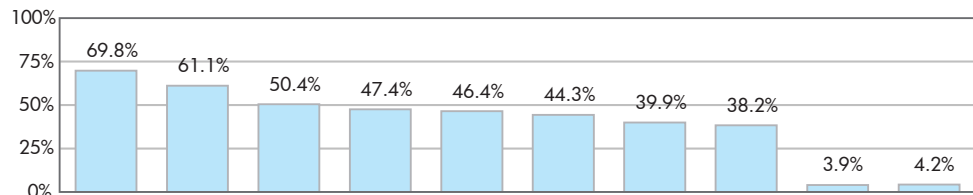
全体として、「当協会の学術誌」が69.8%、次いで「当協会の学術大会、セミナー」が61.1%、「職場内での勉強会」が50.4%となった。

■ 年齢別

n=20 以上について、

全体スコアから
+5.0ポイント以上

全体スコアから
-5.0ポイント以下



		回答数	日本義肢 装具士 協会の 学術誌	日本義肢 装具士協会 主催の 学術大会、 セミナー	職場内での 勉強会、 情報交換	インター ネット 検索	メーカー 主催の セミナー	セールス パーソン からの 情報提供	他学会、 他団体の 学術大会、 セミナー	他学会、 他団体の 学術誌	その他	無回答
全体		1,227	69.8	61.1	50.4	47.4	46.4	44.3	39.9	38.2	3.9	4.2
年齢別	20～23歳	67	71.6	56.7	62.7	46.3	23.9	26.9	26.9	20.9	6.0	4.5
	24～27歳	147	61.9	51.7	63.3	44.9	32.0	29.9	26.5	23.8	2.0	3.4
	28～31歳	128	62.5	55.5	53.1	43.0	45.3	39.1	27.3	28.9	3.1	3.9
	32～35歳	118	69.5	64.4	55.1	51.7	47.5	47.5	44.9	39.8	1.7	2.5
	36～39歳	102	72.5	66.7	51.0	57.8	49.0	54.9	43.1	47.1	4.9	1.0
	40～43歳	106	67.9	71.7	47.2	48.1	57.5	49.1	51.9	40.6	4.7	3.8
	44～47歳	117	73.5	69.2	47.0	53.8	57.3	49.6	47.9	45.3	7.7	3.4
	48～51歳	101	86.1	74.3	45.5	54.5	62.4	49.5	47.5	55.4	3.0	1.0
	52～55歳	86	74.4	69.8	52.3	60.5	58.1	51.2	60.5	58.1	8.1	4.7
	56～59歳	83	72.3	65.1	42.2	43.4	49.4	48.2	43.4	34.9	3.6	3.6
	60～63歳	61	67.2	49.2	55.7	45.9	41.0	59.0	32.8	36.1	0.0	3.3
	64～67歳	40	77.5	47.5	27.5	40.0	35.0	40.0	35.0	37.5	7.5	2.5
	68～71歳	33	60.6	42.4	33.3	18.2	33.3	33.3	30.3	27.3	0.0	18.2
72歳以上	37	54.1	32.4	29.7	8.1	27.0	32.4	24.3	29.7	0.0	24.3	
※無回答		1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

※サンプル数が少ない(20未満)ため、参考値とする。

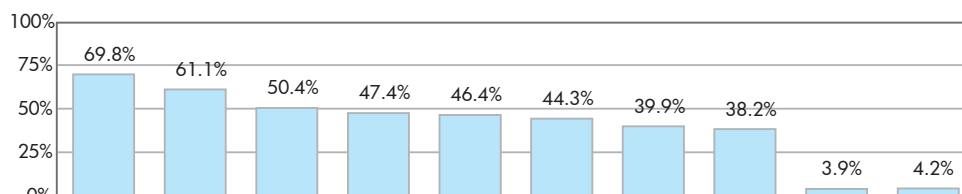
問18-2 新たな知識・技術の獲得やスキルアップ手段は何かお答えください。

(MA)

年齢別と同様の結果となった。

■ 資格取得後の年数別

n=20 以上について、
全体スコアから
+5.0 ポイント以上
全体スコアから
-5.0 ポイント以下



	回答数	日本義肢装具士協会の学術誌	日本義肢装具士協会主催の学術大会、セミナー	職場内での勉強会、情報交換	インターネット検索	メーカー主催のセミナー	セールスパーソンからの情報提供	他学会、他団体の学術大会、セミナー	他学会、他団体の学術誌	その他	無回答
全体	1,227	69.8	61.1	50.4	47.4	46.4	44.3	39.9	38.2	3.9	4.2
資格取得後の年数別	※1年未満	19	52.6	52.6	57.9	52.6	36.8	31.6	26.3	0.0	10.5
	1～4年	187	67.9	51.9	64.2	42.2	28.3	28.3	24.1	20.9	2.7
	5～8年	186	67.2	60.8	55.4	48.4	40.9	37.6	31.2	33.3	2.7
	9～12年	137	70.1	62.0	46.7	54.0	48.9	50.4	43.8	39.4	2.9
	13～16年	114	73.7	74.6	51.8	54.4	60.5	50.0	48.2	43.9	7.0
	17～20年	114	76.3	71.1	51.8	55.3	58.8	56.1	57.0	56.1	6.1
	21～24年	96	61.5	66.7	45.8	44.8	58.3	41.7	47.9	46.9	6.3
	25年以上	365	71.8	57.5	42.2	42.7	46.6	49.6	41.4	40.3	3.6
	※無回答	9	66.7	55.6	44.4	55.6	44.4	33.3	44.4	33.3	0.0

※サンプル数が少ない（20未満）ため、参考値とする。

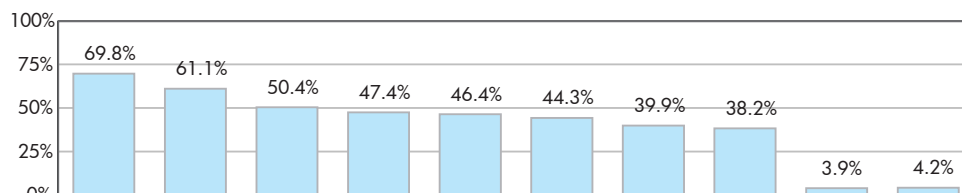
問18-3 新たな知識・技術の獲得やスキルアップ手段は何かお答えください。

(MA)

所属先の種別で見ると、教育機関に勤務している義肢装具士は新たな知識・技術の獲得やスキルアップ手段を講じていることが分かった。

■ 所属先の種別

n=20 以上について、
全体スコアから
+5.0 ポイント以上
全体スコアから
-5.0 ポイント以下



	回答数	日本義肢装具士協会の学術誌	日本義肢装具士協会主催の学術大会、セミナー	職場内での勉強会、情報交換	インターネット検索	メーカー主催のセミナー	セールスパーソンからの情報提供	他学会、他団体の学術大会、セミナー	他学会、他団体の学術誌	その他	無回答
全体	1,227	69.8	61.1	50.4	47.4	46.4	44.3	39.9	38.2	3.9	4.2
所属先の種別	補装具製作事業所	1,082	70.0	61.6	50.5	47.0	46.8	45.0	38.8	37.1	4.2
	医療機関	59	66.1	50.8	49.2	44.1	40.7	52.5	37.3	33.9	1.7
	※更生相談所	2	0.0	0.0	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
	教育機関	32	90.6	87.5	46.9	56.3	62.5	31.3	68.8	81.3	6.3
	※研究機関	7	85.7	71.4	57.1	85.7	57.1	42.9	85.7	71.4	0.0
	※パーツメーカー	18	72.2	55.6	72.2	77.8	38.9	38.9	61.1	61.1	0.0
	※その他	19	42.1	42.1	26.3	31.6	21.1	10.5	31.6	21.1	0.0
	※無回答	8	50.0	37.5	50.0	37.5	37.5	25.0	25.0	25.0	0.0

※サンプル数が少ない（20未満）ため、参考値とする。

Ⅲ部

協会の活動

1 義肢装具士の資質向上

章

1 義肢装具士養成教育 WG

野坂 利也

義肢装具士養成教育 WG 委員長（北海道科学大学）

1. 背景

1982年に体系的な義肢装具専門職養成教育が始まり、1987年には義肢装具士法の施行、養成所指定規則の制定がなされました。その後2004年に指定規則の大綱化、2006年には学士課程の誕生、2015年には養成所の指定・監督権限が都道府県知事に移譲されました。2020年4月現在では、学士課程4校、高度専門士課程1校、専門士課程6校となっています。特に2004年の大綱化によってそれぞれの養成校独自のカリキュラムを作成することが可能となりましたが、求められる義肢装具士像が多様化しており、かつ諸外国の養成教育の実情を鑑みて、時代に合った義肢装具士養成教育の検討の必要性を職能団体として関係団体に働きかけるために発足しました。

2. 目的

職能団体として義肢装具士養成教育の質の向上に寄与するために、養成教育の在り方を多面的に検討すると共に、検討された事項を関係行政機関、養成教育期間等へ働きかけを行う。

3. 主な作業内容

- ① 義肢装具士実態把握
- ② 国内の養成教育の実態把握
- ③ 関連職種の養成教育の動向調査
- ④ 諸外国における養成教育の動向調査
- ⑤ カリキュラム改訂のためのガイドラインの作成

4. 活動実績

- ・2018年2月24日に第1回義肢装具士養成教育WGを開催し、国内の養成校のシラバス、カリキュラム資料の配布および理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会報告書の説明がなされた。専門学校および大学での養成教育の現状と問題点が討議されました。今後義肢装具士養成教育の改善に向けた義肢装具製作会社、教員、学生へのアンケート調査の必要性を確認し、アンケートの素案作りをすることとなりました。
- ・2018年4月13日に第2回義肢装具士養成教育WGが開催され、タイ、オーストラリア、イギリス、アメリカの養成教育のシラバス・カリキュラムが資料提出されました。また第1回の会議で議論されたアンケート調査の素案について説明がされました。

- ・第3回以降の開催に関しては、義肢装具士業務指針改定を優先し、それが確定し次第WGを再開することとなりました。

5. 現状の課題と今後の目標

改訂される義肢装具業務指針に沿った形での養成教育がなされるように、義肢装具の養成教育ガイドライン等の作成を行い、関係機関の承認後、養成校の教育に反映させていきたいと思っています。

6. 所属委員

委員長：野坂 利也（担当理事兼務）

委 員：東江由起夫、坂井 一浩、佐々木 伸、中川 三吉、早川 康之

継続教育部

石原 栄治

継続教育部（有限会社大阪義肢）

1. 概要

1-1. 発足の背景と経過

理事会等の議事録を通して発足の背景と経過を振り返ることとする。

- ・平成 26 年度第 2 回理事会にて、坂井会長より以下の提案があった。編集、研修および生涯学習委員会は広義の教育研修に関わってきたが、その活動の整合性を取るためにはこれらを取りまとめる組織が必要と考え、提案するものである。名称は 仮に教育研修部とする。この組織にはさらに新設の認定制度 WG を組み入れて、将来の専門義肢装具士認定制度と生涯学習制度の構築に向けた準備を行う。
- ・平成 29 年度第 2 回理事会にて、継続教育部会長を昆理事に委任した。
- ・平成 29 年度第 1 回継続教育部会議にて、坂井会長より、継続教育部の発足趣旨が説明された（詳細は以下の「目的」欄を参照）。
- ・平成 30 年度第 2 回継続教育部会議にて、昆継続教育部会長より以下の発言があった。継続教育部は、生涯学習委員会、研修委員会、編集委員会を束ねて方向付けするというのが役割であり、生涯学習委員会の基礎・専門プログラムをベースにして 3 つの委員会が活動していくのが本来の姿である。生涯学習制度の基礎・専門プログラムが整備されていない現状では、継続教育部が生涯学習委員会と共同でこのプログラムの作成に着手することもこれからは必要になる。同時に、実務レベルでこのプログラムの内容を研修委員会や編集委員会にどのように落とし込むかも検討していただきたい。
- ・平成 30 年度第 2 回理事会にて、昆継続教育部会長より、継続教育部に認定制度委員会を組み込みたい旨の発言があった。
- ・平成 30 年度第 4 回理事会にて、坂井会長より以下の提案がなされた。① 継続教育について（定義）、② 義肢装具士に求められる臨床能力について（定義）、③ 義肢装具士のレベルについて（定義）、④ 認定制度（目的、期待される効果、制度設計）⑤工程（認定制度の確立）。標準義肢装具士認定と生涯教育基礎プログラムは 2 年後の 2021 年 4 月からの稼働を目標とし、これより 2 年間は研修、編集、生涯学習の計画中の活動は継続した上で、準備作業を平行して行う。
- ・平成 31 年度第 4 回理事会にて、昆部会長より認定制度の枠組みの中でコンテンツ作りを進めているが、認定制度委員会との連携がうまくとれていないとの発言があった。
- ・令和元年度第 3 回理事会にて、継続教育部会長を坂井一浩氏、継続教育部担当理事を昆恵介氏に委任した。

1-2. 目的

公益社団法人となり、理事会の構成人数、構成部署の改組改編が行われ、従前では各部門通しの横のつながりがなく、組織の一体化が図れていなかったことが問題であった。

本部会は特に会員の研修に関わる部署である生涯学習委員会、研修委員会、編集委員会と認定制度に関わるフットケア足病分野の WG および車いすシーティングにおける横のつながりを作り、横断的関係性を構築し、組織の方向性をトップダウンの指揮系統で組織を動かしていくための部会である。

狙いは義肢装具士の成長過程においていわゆる「標準的な PO」に成長させるための、日本義肢装具士協会が成し得る支援を研修委員会が行っている研修だけではなく、研修に関わるすべての部門で包括的に考え、これを各委員会の WG に落とし込むことが狙いである。

2. 活動実績報告

- ・平成 30 年 3 月 17 日 第 1 回継続教育部会議を開催する。
- ・平成 30 年 7 月 20 日 第 2 回継続教育部会議を開催する。
- ・令和元年 7 月 13 日 第 3 回継続教育部会議を開催する。
- ・令和元年 9 月 16 日 第 1 回継続教育部・認定制度委員会、委員長・担当理事合同会議を開催する。
- ・令和 2 年 3 月 15 日 第 2 回継続教育部・認定制度委員会、委員長・担当理事合同会議（後に認定制度 WG と名称変更）を開催する。

3. 現状の課題と今後の目標

- ① 認定制度委員会により基礎・専門プログラムが示された後の関連委員会・部署への業務の振り分け検討。
- ② コンテンツ作成に関する謝金の検討。
- ③ 制作されたコンテンツを評価する組織の検討。
- ④ 非会員に対する e ラーニングシステム利用料の検討。

4. 委員会所属メンバー

委員長：坂井 一浩

担当理事：昆 恵介

委員：石原 栄治、後藤 直生、笹川 友彦、中村 隆

1 研修委員会

昆 恵介

研修委員長（北海道科学大学）

1. 研修委員会活動について

研修委員会の担う役割は会員だけに限定せずに公益な観点から、多職種を対象として、補装具全般、義肢装具関連知識について広く情報提供を行うことを目的として研修活動の企画運営を行っている。

研修委員会は6支部（北海道、東北、東日本、西日本、中部日本、南日本）があり、各支部で研修セミナーを企画、実施している。そのため研修セミナーは6支部ごとに毎年、開催されており、加えて全国セミナーも開催され、年間で7回の研修セミナーが実施されている。

研修セミナーの形態は、講演を主体とした研修会の他に、実技演習を主体とした実技セミナーも実施される。

2016年～2018年の3年間においては、7つの研修会の正会員総参加者数が1,101名、多職種を含めた総参加者総数1,589名となった。表1は過去3年におけるセミナーの正会員参加者数の推移と、支部構成人数に対する参加率を示す。

結果としては全国セミナーと中部日本支部などの都市部での参加者平均数が多く、北海道支部や東北など地方では低値を示した。なお東日本支部の10名は定員10名の実技セミナーを実施しており、実人数の評価を安易にすることはできないことに留意したい。

一方で支部構成人数に対する正会員の参加率をみると、全国セミナーと中部日本支部の都市部開催では低値を示し、逆に北海道支部、東北支部などの地方開催での正会員参加率は25%を超えていた。これらは支部構成人数の違いによるところが大きいと思われる。参考までに2018年度時点の正会員数では、北海道支部（133名）、東北支部（150名）、東日本支部（650名）、中部日本支部（348名）、西日本支部（701名）、南日本支部（298名）であり、母数の違いが参加率に影響を及ぼしていることが分かる。

表1 過去3年間のセミナー実施状況

	セミナー正会員参加者数（人）				支部構成人数に対する参加率（%）			
	H30	H29	H28	平均	H30	H29	H28	平均
全国セミナー	76	103	71	83	3	5	3	4
北海道	40	35	37	37	30	23	23	25
東北	58	52	60	57	38	33	34	35
東日本	10	10	10	10	0.8	0.8	0.9	0.8
中部日本	102	77	48	76	19	18	12	16
西日本	55	49	42	49	5	6	6	6
南日本	82	51	33	55	20	17	9	15

2. 現状の課題と今後について

これらの調査によって地方格差も明らかにもなった。具体的には支部構成人数の多い都市部にある支部では、母数が多いため正会員参加率が低くても、参加者数を確保でき、逆に地方にある支部では、正会員の参加動員率を高めたとしても実人数の確保が困難であることを意味する。

研修セミナー運営にあたっては基本的には独立採算制をとっているため、見込み人数と講師謝金などの運営費用から換算して、参加費を設定している。特に地方では講師の旅費交通費が発生すると参加費の設定が高くなってしまう。こういったことから、参加費を抑制しようとする、研修会の質と量に制約が入り、逆に内容の質と量を高めようとする、と地方支部では参加費が高くなってしまいうというトレードオフが発生していた。

つまり、都市部で構成人数の多い支部では、地方支部と比較して、セミナー開催に際しての集客が有利に働くが、地方支部では集客に苦勞し、内容と質の抑制を余儀なくされていた。一方で都市部開催では会場費用が地方支部と比較して高くなってしまいうこともあるが、開催場所を義肢装具養成校にするなどの工夫によって会場費抑制を達成している。したがって、研修委員会が企画している研修セミナーでは、地方格差が生じていた。

2019 年度では、理事会の承認を得てセミナー開催補助金制度が運用されることとなった。補助金は、地方格差をなくし、参加費に公平性を持たせ、セミナー企画における研修会内容の質と量で支部ごとに差異がないようにするために実施されるもので、研修委員会内で協議の上、適正に補助金の分配を行い、公益性を担保することに努め、多職種および会員に公平な研修活動を実施していきたい。

3. 直近の研修セミナー開催報告

2018 年度（平成 30 年度）に開催された各セミナーの参加状況は以下の通り。なお、研修委員会全体として収支はほぼゼロとなっていた。留意点は表 1 に示す参加者数は正会員のみの参加者数であるが、以下に示す参加者は多職種を含めた参加総数である。

- ① 全国セミナー（116 名参加）：装具適合に必要な評価学「変形性膝関節症に対する評価と装具のバイオメカニズム」
- ② 北海道支部（48 名参加）：「多職種を理解する 第 5 弾」フットケアと義肢装具士
- ③ 東北支部（69 名参加）：「生活を支える義肢装具・今後の義肢装具士の役割と課題 第 1 弾」医療における脳卒中リハビリテーションと生活期における脳卒中リハビリテーション
- ④ 東日本支部（10 名参加）：「坐骨収納型ソケット実技セミナー 第 10 弾」ファイナル！
- ⑤ 中部日本支部（149 名参加）：側弯症と装具療法セミナー 採型から適合まで
- ⑥ 西日本支部（91 名参加）：「スポーツ義足の基礎知識」
- ⑦ 南日本支部（106 名参加）：「先輩のテクニックを盗め！～側弯症装具 採型適合編～」

4. 所属委員

委員 長：昆 恵介

担当委員：石原 栄治

支 部	北海道支部	東北支部	東日本支部	中部日本支部	西日本支部	南日本支部
副委員長	佐藤 健斗	小林 央	米津 潤平	片桐 浩二	佐藤 寿彦	中礼 裕之
委 員	野崎 綾香	長岡 儀英	小池誉士憲	佐藤 一稀	川場 康智	甲斐 雄介
	天羽 圭太	時吉 健輔	神谷 大地	岩田 崇宏	石田 晃一	中野 浩朗
	広部 俊之	引地 信博	山岸 俊裕	千田 弦	藤本 梨沙	藏原 和也
	大野 宏之	齋藤 皓太	依田 響	吉田 健次	堂本 洋介	今村 慎吾
	田中 啓太	阿部 利行	浅井 香澄	藤井 悠輔		
				森永 浩介		
				森脇 聡子		
				佐野 健一		

2 編集委員会

後藤 直生

編集委員長（国立療養所多磨全生園）

1. 編集委員会の概要

編集委員会は、年 4 回の PO アカデミージャーナル誌（以下、JJAPO）の発刊、および義肢装具エビデンス構築のため投稿論文の掲載を目的に活動している。1993 年に発刊以来 27 巻 3 号を数えるに至っている（2019 年 12 月現在）。

2. 活動実績

2-1. JJAPO の発刊

JJAPO は巻頭言、特集、シリーズ、投稿論文、セミナー開催報告・受講記、編集後記の構成となっている。以下に過去 5 年間の特集タイトルと担当者を示す（表 1）。

表 1 PO アカデミージャーナル過去 5 年間の特集タイトルと担当者

年度	月	Vol.	No.	特集タイトル	支部	担当者
2013	6	21	1	フットケアの現状と問題点	中部日本	山下 敬史
2013	9	21	2	義肢装具士に関する評価方法 脳卒中編	南日本	有蘭 洋一
2013	12	21	3	カーボンと義肢装具	西日本	佐野 太一
2014	3	21	4	プラスチック短下肢装具の足継手	北日本	丸山 翔太
2014	6	22	1	小児用車椅子	東日本	伊菅 亮一
2014	9	22	2	ボツリヌス治療と装具	中部日本	中村 有里
2014	12	22	3	上肢の靱帯・腱損傷	南日本	赤星依里奈
2015	3	22	4	スポーツ障害の装具療法 アップデート	西日本	朝陽 静香
2015	6	23	1	高齢者施設における車椅子の現状と問題点	北海道	松原 裕幸
2015	9	23	2	切断者とスポーツレクリエーション	東日本	桑山 大介
2015	12	23	3	アシスト装置と義肢装具士	中部日本	佐野 健一
2016	3	23	4	下肢救済と装具療法	南日本	有蘭 祥史
2016	6	24	1	義肢装具士に関する評価方法 基礎編	北海道	松原 裕幸
2016	9	24	2	血行障害による下腿切断者のマネージメント	西日本	加賀山 萌
2016	12	24	3	福祉用具と義肢装具士の関わり	東日本	須田 裕紀
2017	3	24	4	3D プリンターと CAD/CAM 技術の義肢装具への応用	中部日本	宮本 武志
2017	6	25	1	在宅装具利用者と義肢装具士	西日本	藤本 陽亮
2017	9	25	2	臨床におけるエビデンスの意義	南日本	光永 康司
2017	12	25	3	足底装具の考え方	北海道	松原 裕幸
2018	3	25	4	アビリンピック 全国障害者技能競技大会	東北	植松 茂也
2018	6	26	1	機能的足底装具	東日本	伊菅 亮一
2018	9	26	2	断端の周径変化に対するソケットのアプローチ	中部日本	山下 敬史

年度	月	Vol.	No.	特集タイトル	支部	担当者
2018	12	26	3	感性工学と補装具	西日本	富山 弘基
2019	3	26	4	他業種との交流～コラボレーション～	南日本	野中 隆太
2019	6	27	1	上肢装具の製作に対する理論・スプリントと上肢装具の有効性	北海道	松原 裕幸
2019	9	27	2	地域脳卒中リハビリテーション	東北	植松 茂也
2019	12	27	3	パラスポーツにおける支援技術	東日本	須田 裕紀

2-2. JJAPO 論文賞の選考

2年間に発刊されたJJAPO（計8号分）に掲載された優秀な投稿論文を表彰する。表彰の対象は筆頭執筆者が正会員であり、論文賞の種類は「原著」「症例報告」「技術報告」「調査報告」である。審査方法は各支部編集委員会で予備審査を行い、全国編集委員会にて決定し、理事会にて承認を受け、総会にて表彰状と副賞を授与する。

2-3. 投稿論文のJ-Stage公開

これまで本協会のホームページにてJJAPOを公開していたが（本協会の制限あり）、2018年12月（26巻3号）から投稿論文を広く一般の方にも閲覧可能にするために投稿論文をJ-STAGEで公開することにした。公開は、発刊後可及的速やかに行っている。

3. 現状の課題と今後の目標、展望

3-1. JJAPOの定時発刊

全国編集委員会は基本的にJJAPO発刊に合わせて年4回の会議を行い（1回Web会議含む）、各支部の進捗状況を確認している。特に、各支部の輪番制である「特集」は、スケジュール管理が重要であり定時発刊に直結してくる。発刊遅延の原因は、原稿回収と内容確認作業の遅延であり、業務内容の改善を検討する。

3-2. 投稿論文の増加と査読時間の短縮化

義肢装具エビデンス構築のため、投稿論文を呼びかける。J-STAGE掲載が開始したことで、投稿数は順調に増加しているが一部会員によるもので、今後も学術大会発表者などに積極的な投稿を勧める。

また、投稿論文の査読に関しては、時間と経費の削減を進めているが、査読者の減少により依頼が難航している。精通している部門の査読者をリスト化する、あるいは新たな査読方法を進めることが必須である。

3-3. 電子ジャーナル化

2022年には紙媒体から電子化・オンラインジャーナルに移行する予定である。

4. 所属委員

委員長：後藤 直生

担当役員：石原 栄治

相談役：北川 新二

支 部	北海道支部	東北支部	東日本支部	中部日本支部	西日本支部	南日本支部
副委員長	清水 新悟	植松 茂也	須田 裕紀	奥 謙治	藤本 陽亮	光永 康司
委 員	相馬 充晴	蛭名みさき	伊菅 亮一	中條 亮	鎌田 恭子	徳田 和彦
	安田 義幸	阿部 真典	波多野利隆	馬場 幸治	富山 弘基	神谷 秀樹
	本郷 正俊	佐々木雄登	田村 秋人	三嶋 唯楽	峯松亜由美	阿部 歳樹
			山澤 篤史	桑原 貴也	大谷 巧	小迫正千代
					池上 慶祐	山邊 美里
						野中 隆太

3 生涯学習委員会

笹川 友彦

生涯学習委員長（熊本総合医療リハビリテーション学院）

1. 設立背景

義肢装具士法が1988年に施行され30年が経過した。この間に32回の義肢装具士国家試験が実施され、合格者は5,558名（2019年4月）に上り、ここ5年では毎年220名程の義肢装具士が誕生している。1993年、有資格者が1,800名程になった頃、職能団体として日本義肢装具士協会（以下JAPO：The Japanese Academy of Prosthetist and Orthotist）が発足し、2013年に一般社団法人化、2017年に公益社団法人化されて現在に至る。

JAPOは義肢装具士の資質の向上および知識・技術の研鑽に努めると共に、義肢装具をはじめとした福祉用具の普及・発展を図り、国民の保健・医療・福祉に寄与することを目的としている。この目的にある義肢装具士の資質の向上および知識・技術の研鑽のために、JAPO研修委員会の主催する各種セミナーが毎年各支部において開催されてきたが、卒後教育の充実に対しての長期的・体系的学習システムは後回しにされてきた。そこで有資格者として必要な最新の知識・技術を研鑽する体系的な生涯学習システムを構築・運営するために2007年に生涯学習委員会が設立された。生涯学習委員会は会員全体の資質向上をめざし、義肢装具利用者へ知識・技術を還元すべく継続的な学習機会を提供することも目的に、①会員の自発的学習の向上（情報の提供）、②会員の専門職としての価値を高める（専門性）、③義肢装具利用者への還元（社会的サービス）を運営方針として活動を行っている。

2. 活動実績

2-1. 卒前新人セミナーの開催

「協会について」、「倫理綱領」、「保険支給体制」を3本柱とし、各養成校協力のもと、卒業式直前に卒前新人セミナーを開催してきた。社会における義肢装具士のあり方や、心構え、当協会・正会員の必要性について伝達している。

2-2. 生涯学習システム基礎プログラムの開催

2010年から卒前新人セミナーを開催してきたが、2018年より月6・7月の時期に生涯学習システム基礎プログラムとして名称、開催時期を変更して開催している。「社会人としての態度・マナー」を加えているが内容に大きな違いはない。後述する認定義肢装具士制度の履修内容について、その一部を受講する形態となっている。

2-3. 生涯学習セミナー（学術大会会期中）の開催

学術大会中の生涯学習セミナーセッションの企画運営を担っている。「演題発表の進め方」、「論文投稿の進め方」、「海外のトピックス」の3つを主題とし、それらを3年1クールでローテーションしている。

2-4. 生涯学習システム単位の管理・表彰

正会員が義肢装具士として資質向上、技術研鑽に努め、その自己充実に業界発展のために寄与することを目的として、1期3年の単位制を導入し、その努力を協会として公開する（表1）。上位者はJJAPO（日本義肢装具士協会会報誌）において氏名の公表し、最上位者は学術大会総会において表彰を行っている。

表 1 生涯学習システムにおける単位

	内 容	単 位
1	協会主催の学術大会への参加	2
2	協会主催の学術大会での講演、シンポジスト	3
3	協会主催の学術大会での一般演題発表	2
4	協会主催のセミナーへの参加	1
5	協会主催のセミナーでの講演	3
6	協会主催のセミナーでの一般演題発表	2
7	JJAPQ への依頼原稿、投稿論文の筆頭著者投稿	5
8	JJAPQ への依頼原稿、投稿論文の共著者投稿	1
9	JJAPQ へのその他の筆頭著者投稿	3
10	JJAPQ へのその他の共著者投稿	1
11	隣接学際領域※での学術大会等の参加	1
12	隣接学際領域での学術大会等の講演、シンポジスト	3
13	隣接学際領域での学術大会等の一般演題発表	1
14	隣接学際領域への依頼原稿、投稿論文の筆頭著者投稿	5
15	隣接学際領域への依頼原稿、投稿論文の共著者投稿	1
16	国際学会※の学術大会等の参加	2
17	国際学会の学術大会等の講演	3
18	卒前新人セミナーの受講	2

※隣接学際領域および国際学会とは JJAPQ に掲載された学会、研修会、講習会、学術大会（協会主催以外）、および協会が認める学会（ISSN および日本学術会議協力学術研究団体）、研修会、講習会、学術大会であること。

2-5. 認定義肢装具士・専門義肢装具士制度の構築

2007 年の委員会設立から専門分野に特化した義肢装具士の称号や、承認に至るタスク・フローについて協議を進めてきた。現在は標準的な義肢装具士業務を遂行できる「認定義肢装具士」と、高度な専門的技術を有する「専門義肢装具士」（①フットケア足病、②車いすシーティング、③大腿義足、④脳卒中下肢装具の 4 分野を先行）の称号を確立し、まずは「認定義肢装具士」取得に向けたプログラムを構築している（表 2）。なお「専門義肢装具士」取得に向けたプログラムは認定制度委員会および各ワーキンググループに委ねられた。「認定義肢装具士」、「専門義肢装具士」の理念は以下の通り。

①「認定義肢装具士」

標準的な義肢装具士の臨床業務遂行のためには、医師からの処方理解し、対象者の状態を適切に評価・分析することで、評価結果に基づいた義肢装具のデザイン設計が可能となる。また対象者に対しては最終的な設計像を具現化するために装着部位等の形状獲得技能が必要となる。さらには完成した義肢装具の安全性を確認し、対象者へ身体的および機能的適合を評価するとともに、装着指導とフォローアップしていくことが責務となる。これら義肢装具士に求められる臨床能力の獲得理念をもとに資質や能力を身につけ、所定の科目（生涯学習システム基礎プログラム）を履修し、標準的な義肢装具士に必要な科目単位を修得した義肢装具士に認定義肢装具士の称号を付与する。

②「専門義肢装具士」

高度な専門的技術を有する義肢装具士に対し、義肢装具士に求められる臨床能力の育成と獲得理念をもとに資質や能力を身につけ、1 つ以上の専門分野に関連する所定の科目（生涯学習システム専門プログラム）を履修し、専門的な義肢装具士に必要な科目単位を修得した認定義肢装具士を対象に専門義肢装具士の称号を付与する。

表2 生涯学習システム 基礎プログラム案

科目名	講義名	受講形態	
		e ラーニング	対面研修
義肢装具士協会	協会組織	○	
	生涯学習	○	
倫理	医の倫理	○	
	職業倫理	○	
クリニカルリーズニング	概論	○	
	実線		○
対人スキル	ティーチング・コーチング		○
	ビジネスマナー		○
	臨床実習指導論	○	
統計手法	基礎統計論	○	
	応用統計論	○	
症例報告	臨床報告の仕方	○	
関係法規	関係法規	○	
	義肢装具の支給体系	○	
リスクマネジメント		○	
研究	計画法	○	
	研究論理	○	
認定試験			

3. 現状の課題と今後の目標、展望

さまざまな医療専門職で資格取得後の長期的な卒後教育システムが整備されているが、近年では医療の細分化により有資格者の専門性が高まり、専門医はじめ各療法士の中で認定〇〇士、専門〇〇士というような高度な専門領域も確立されてきている。最も近い関連学術団体である一般社団法人日本義肢装具学会においても2017年に「日本義肢装具学会認定士」制度がスタートした。しかし、JAPOでは生涯学習システムの単位制が導入されたのみで、卒後の体系的な生涯学習システムや専門領域における認定なども実現していない。

自発的学習の導入ともいえる新卒（予定）者を主対象とした卒前新人セミナー、生涯学習システム基礎プログラムを開催してきた。8年間開催してきた卒前新人セミナーは、在学中ということもあり、ほぼ100%の受講率であったが、基礎プログラムに移行したところ参加者数と国家試験合格者数から求めた参加率では、初年度2018年は43.9%（87/198）、2019年は16.2%（38/235）と大幅に減少している。開催時期の影響が考えられるが、基礎プログラムは、学生会員ではなく正会員対象の生涯学習システムプログラムとして開催しており、4月以降の開催となるのは避けられない状況である。今後は卒業前に会場・日程調整を行い、一般社団法人日本義肢協会を通じて各企業への協力要請を行うなど新卒者への対応や2年目以降の入会希望者の参加率が高まるよう働きかけていきたい。

喫緊の課題として認定義肢装具士の確立に向けた基礎プログラム内容について協議を進め、地域格差なく体系的な研修が行えるようeラーニングを中心に、最低限の時間数の対面式研修会とで構成した。まずはeラーニングの動画コンテンツを作成しながら、公開できる部分からの稼働となり、全コンテンツ公開までには、まだしばらくの時間を要する。今後はeラーニング教材動画の作成・アップデート作業を継続し、対面式研修会の企画運営についての準備を進め、「認定義肢装具士」の認定が1日も早く実現することを望んでいる。

認定義肢装具士制度・専門義肢装具士制度の構築は本委員会設立からの目標であるが、制度確立に10年以上の時間を費やし、ようやく一昨年の新卒者対象の基礎プログラムから始動した。今後は認定義肢装具士・専門義肢装具士の称号のみならず、その制度やカリキュラムについても他団体と協力・連携し、対外的に認知されるよう専門職としての価値を高めていきたい。

義肢装具士は国家資格を有する専門職であり、他の医療関係職種と同等に高度な専門知識や技能が不可欠である。長年の経験で培った「勘」で対応する「職人」ではなく、専門職としての最新の知識・技術を取り入れながら、EBM (Evidence Based Medicine) に基づいた医療・福祉の普及および向上に寄与することを求められ、生涯にわたり自発的学習に努め、専門職としての価値を高め、利用者への還元することが責務となる。生涯学習委員会は今後も継続して、会員全体の資質向上をめざし学習機会を提供できるよう活動していきたい。

4. 所属委員

委員長：笹川 友彦

担当理事：石原 栄治、中村 隆

委員：樋原 滋樹（北海道支部）

小林 央（東北日本支部）

山口 和章（東日本支部）

宇野 秋人（中部日本支部）

植田 幸一（西日本支部）

阪本 章二（西日本支部）

成清 健市（南日本支部）

■ 認定制度関連 ■

1 認定制度委員会

野坂 利也

認定制度委員長（北海道科学大学）

1. 認定義肢装具士認定制度

1-1. 背景

我が国における義肢装具士養成教育では、基礎科目、専門基礎科目、専門科目等の有機的な統合により、義肢装具士としての専門能力と専攻分野を通じて幅広い基礎力を培うことを目指して教育を行っています。しかし臨床を主とする義肢装具士は、養成教育で学ぶこと以外の様々なスキルが必要とされています。そこで本協会は、卒業後一定の期間臨床を積んだ義肢装具士を対象に、本協会が設定したカリキュラムを受講して頂くことにより、臨床能力が一定水準以上にあることを保証する証として「認定義肢装具士」の称号を付与・認定するものです。

1-2. 目的

義肢装具士として必要な、人間力、コミュニケーションスキル、評価法、臨床実習指導力を養い、臨床経験後の「標準的な」義肢装具士として本協会が保証するものであり、義肢装具士の実践力及び臨床実習教育の充実、研究活動の支援などを図り、継続的な義肢装具士の資質の向上を的としています。

1-3. 補足説明

認定義肢装具士は、卒後 1 ～ 2 年の間に新人教育プログラムを履修し、一定の臨床経験を積んだ後、卒後 3 年程度の義肢装具士を対象に e ラーニングおよび対面式の講義を受講した後、試験の合格者に認定義肢装具士の称号を付与・認定するものです。

2. 専門義肢装具士認定制度

2-1. 背景

さまざまな医療関係職種において、高度化する専門領域に特化した高度な知識・技術を有する専門職種の養成が求められています。本協会においては、厳しい受講要件、受講後の試験制度、一定期間ごとの更新性により専門義肢装具士の資質を保証します。専門分野における全国学会・講習会での講師、専門分野におけるさまざまな義肢装具の相談、製作依頼に対応できる人材を認定するものです。

2-2. 目的

高度化し専門分化が進んでいる医療の現場において、義肢装具の専門領域に関する高度な知識・技術を用い、より細分化した特定の分野における臨床活動の実践および講義・実技講習等が行える分野別の専門義肢装具士を認定することにより、義肢装具の広がりや質の向上を目的としています。

2-3. 補足説明

専門義肢装具士は、5 年程度ごとの更新（検討中）を必要とし、認定期間中は〇〇分野専門義肢装具士として名乗ることが認められ、日本義肢装具士協会から特定の会員証が交付されます。現在進められている専門分野（各認定分野におけるカリキュラムおよび時間等は今後検討）は以下の 4 分野を検討中です。

- ・ 大腿義足分野
- ・ 脳卒中罹患者の下肢装具分野
- ・ フットケア足病分野（下肢温存分野）
- ・ 車いす・シーティング分野

3. 活動実績

令和元年 8 月 17 日の常任理事会に於いて、認定制度を受講できる要件について、公益目的事業として会員・非会員に関わらず義肢装具士とすると決めました。

令和元年 9 月 24 日の認定制度委員会・継続教育部の委員長、担当理事による合同会議において、認定制度 WG を組織することが提案され、構成メンバーは、常任理事会メンバーに理事を含めて組織することになりました。認定制度には、認定義肢装具士と専門義肢装具士認定制度があり、認定義肢装具士から進めることとなりました。本協会の認定制度に関しては、義肢装具関連 3 団体と厚労省医政局に会長および副会長が説明し、理解を頂くこととなっています。

令和 2 年 1 月 19 日の常任理事会に於いて、e ラーニングのコンテンツ制作費用を特定資産として積み立てることを検討することとなった。またコンテンツ制作に向けた費用の概算を確認しました。

4. 現在の課題と今後の展望

認定義肢装具士の講義内容は、ティーチング・コーチング、臨床実習指導論、症例報告の仕方、研究計画法、研究倫理、評価法などを e ラーニング、対面式の講義形式で行う予定となっています。

令和 3 年学術大会後の運用を目指し、令和 2 年度では、取得要件整備、e ラーニングおよび対面式のコンテンツの作成、e ラーニングシステムの構築、試行を行う予定です。

5. 構成メンバー

委員長：野坂 利也

担当理事：石原 栄治、大塚 博、根岸 和諭、中村 喜彦、中村 隆、榆木 祥子

2 フットケア足病分野 WG

安田 義幸

フットケア足病分野 WG 委員長（株式会社馬場義肢製作所、北海道科学大学）

1. フットケア足病の分野の過去と現在

1-1. 患者数の推移

この分野における対象患者の大多数を占めるのが糖尿病患者である。厚生労働省発表による平成 30 年国民健康・栄養調査結果の概要の第 2 部基本項目、第 1 章身体状況および糖尿病等に関する状況、2. 糖尿病に関する状況によると「糖尿病が強く疑われる者」の割合は男性が 18.7%、女性が 9.3%である。この 10 年間でみると、男女とも有意な増減はみられない。年齢階級別にみると、年齢が高い層でその割合が高いと報告され報告されている。（<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000584138.pdf> より抜粋）

また、日本フットケア学会、日本下肢救済・足病学会、日本メドトロニックは、糖尿病性神経障害や末梢動脈疾患（PAD）を要因とする足病変に対して、適切な診断・治療を受けられず下肢切断に至っているケースがあることを問題視し、その解決策を探るためにフットケア足病に関わる治療実態をあきらかにすることを目的に患者・医師を対象とした調査を行った。患者調査は、（一社）全国腎臓病協議会の協力を得て、足病変のハイリスク患者である透析患者 4,102 人を対象に行われた。その結果、日本フットケア学会、日本下肢救済・足病学会、日本メドトロニック調べ（2013 年 2 月）によると、日本では、糖尿病患者の急増や高齢化社会にともない糖尿病や末梢動脈疾患（PAD）や閉塞性動脈硬化症（ASO）による足病変が増加している。60 歳以上の約 700 万人が足病変を発症しており、PAD の有病者数は 320 万人と推定されている（<https://dm-net.co.jp/calendar/chousa/complication.php> より抜粋）。

これらの調査結果を踏まえると所謂 2020 年問題（団塊の世代が後期高齢保険に）に直面する今、益々我々義肢装具士が必要とされる時代に差し掛かったと推察する。

1-2. 専門義肢装具士（フットケア足病分野）の現状

当協会では既にフットケア足病分野における WG が発足しており、これまでに日本下肢救済・足病学会などに意見を求め専門義肢装具士（フットケア足病分野）の養成プログラムや基本的な考え方は整っていた。しかしながら、この報告書を提出しているころには、この分野で主要な学術団体である日本フットケア学会ならびに日本下肢救済・足病学会が合併し、日本フットケア・足病医学会へ発展していることと思う。よって両学会の合併後には両学会のフットケア指導士等のすり合わせや、考え方が確定していると予測される。となると我々の立場とすれば、合併後の日本フットケア・足病医学に改めて内容を精査してもらうことが必要となるだろう。事務手続きで可能なことが否かは確認が必要である。

これまでに作成した養成プログラム（複数案あり）では、分野に必要な知識などを学ぶ講習会が設定されている。すなわち、充実した内容とするためには、それ相応の講師に依頼をする必要がある。もっとも、そうでなければ他職種からの信頼度にもかかわる。

1-3. 日本フットケア・足病医学会の発足

前述のように日本フットケア学会ならびに日本下肢救済・足病学会が合併し、日本フットケア・足病医学へ発展し発足している。日本フットケア・足病医学会のホームページを拝見すると、初代理事長に就任された神戸大学大形成外科学の寺師浩人先生のご挨拶として所信表明が記載されてる。この中でプロジェクトが掲げられているので以下に紹介する。

この度、日本フットケア・足病医学会の理事長を拝命いたしました神戸大学大学院医学研究科形成外科学の寺師浩人と申します。

(中略)

この度、理事長職拝命に応じて、下記のようなプロジェクトを計画し推進してまいりたいと存じます。その骨子は、PODIATRY（足病学）の文字をそれぞれ頭文字にして、PODIATRY Project と呼び、所信表明（Inaugural address）とさせていただきます。

PODIATRY Project

P : Podiatric Medicine

O : Orthotist and Orthopedic Shoes（装具士と整形靴）下肢・足部変形や足潰瘍に特化した義肢装具士や整形靴専門家を育成する。

D : Diabetic Foot

I : (Health) Insurance（保険診療）：下肢創傷処置や装具装着、創傷リハビリテーションを含めた診療行為やフットケアへの保険診療点数獲得を目指す。

A : Ambulatory and Amputation Zero

T : Translational Research

R : Rehabilitation for Gait（歩行のためのリハビリテーション）：創傷発生予防と創傷治癒促進のためのリハビリテーションを推進する。

Y : Foot Care and Footwear for the Yellows

(<https://jfcpm.org/outline.html> より引用)

2. フットケア足病分野の今後

2-1. 認定者は誰か

専門義肢装具士（フットケア足病分野）とは、誰が認定すべきものなのか。勿論、当協会が認定するのは前提として当然である。しかし、これまでの当協会の社会的認知度や社会的影響力を踏まえると日本義肢装具士協会と関連他学会が共同で認定するのがより効果的と考える。この根本的な考え方についての合意と決定がされていないのも事実である。

少々本題からそれるが、これは単純な問題ではないと考えている。専門領域ごとに当協会と他学会が連名で、専門義肢装具士（〇〇分野）として成り立つのが理想である。しかし学会によっては、領域が重複している学会は多々存在し、全体を見通した時にどちらかを選択せざるを得ない状況が生まれるであろう。政治的な思惑が絡む事態になると予測される。ここではあくまでも WG であり我々の質の向上を目指すことが第一義なので割愛させていただく。

2-2. 認定要件は

現状でも触れたが、これまでに作成した養成プログラム（複数案あり）では、分野に必要な知識などを学ぶ講習会を設定している。認定要件となる講習会の受講にしても、講義そのもののレベルを担保する必要があり、特に講師の面で継続的に講師が可能か否かも問題となりうる。講習会開始後の数年間は、講習会の均等性から同一の講師陣が担当するべきと考える。また、逆に技術と材料は進歩し続けることから、講演そのものも進化していかなければならない葛藤が起きる。予め期限を設け定期的に内容を精査することが必要かもしれない。

講習会を受けた後はどうすべきかが問題であり、

- ・講習会の内容で認定試験を行う
- ・臨床のレポートを提出する
- ・個別ケースの質疑応答試験をする

等の方法論があるが、選択的にするかもしれないが複数必要か、またはすべて必要なのかを判断するべきである。技術系の職能団体である以上、医学的知識は勿論であるが、臨床現場を見据えた技術的認定も付け加えるべきと考えている。

2-3. 問題点

まずは専門義肢装具士への応募の段階から条件設定が必要である。義肢装具士協会の会員であれば誰でも応募できるのか。それとも一定の臨床経験が必要であるか。極端な例としては、新卒または免許取得年に講習会を受講して専門士取得が可能か否か。現実的には免許取得後3年や5年の臨床経験、可能であればフットケア足病分野の臨床経験を有することが望ましいであろう。

さらには専門士の認定資格の維持についても規定が必要となるだろう。すべての業界において考え方の変化や製作の技術革新、新材料の使用またはその応用など日々進歩している。少なくとも認定士である以上、最新の技術や知識は有するべきである。認定士の期限や更新方法なども検討の余地がある。専門士制度のスタート時点では整備されていないが、スタート後数年のうちに確立しなければならない。

専門士制度維持のためのランニングコストもある程度予測が必要であろう。まずは資格取得対象者の限定が必要となるが、講習会の募集人数により参加費の設定、開催地の決定が全国組織であることかとかから、地域毎の開催なのか固定開催なのか等、開催一つでも多々問題を抱える。

3. WG 委員長として思うこと

WG 議長として私的意見を述べさせてもらおうと、先にも記述したように当協会の知名度や力量は悲しいが高くない。したがって、当協会のみで認定しても医療関係職種に対し専門義肢装具士としての差別化につながるか疑問である。よって、他学会の力を借りながら専門義肢装具士制度を進展させることが望ましい。当然のことであるが、専門士としての立場を確立するのは、専門義肢装具士となった者の使命である。

しかし、ここ数年フットケア足病分野の他学会へ少なからず参加しているつもりであるが、過去数年前までは、比較的フットケア足病関連分野学会への当協会会員の参加者が増えたと感じていた。しかし、最近は一時期よりも参加者が減少したように感じている。関連学会から必要性を求められているにも関わらず、当協会の会員のフットケア足病分野業界への要望に充分に応えられていないことは非常に残念である。

特に地方における（私の地方だけかもしれないが）意見として、装具や靴が必要なのは理解するが「誰に相談したらいいのか」という相談がいまだに来る。この事実は、この地方における我々義肢装具士のこの分野への関与のなさを物語っている。

専門義肢装具士については幾つかの候補があると理解しているが、受講者には根本的な考え方のレベルアップが要求されるだろう。現在においても優れた義肢装具士は沢山存在する。しかし、優れた義肢装具士とは、どんな者で何ができる者であろうか。勿論、医者からの指示により、病名やその指示内容、禁忌に注意し適合を行い治療に貢献できる者であ

ることは当然である。しかし、フットケア足病分野においては、前述のような定義では不十分である。我々が通常の治療用装具の採型採寸、適合、フォローを加えても長くて半年ぐらいではなかろうか。この分野では時系列の単位を改める必要がある。また、病態と予後予測が必要となり、健康保険の適応となるのか否かも含め、今すぐ採型採寸をするべきか、それとも治癒を待って製作するべきなのかなどの判断も要求されることだろう。しかも、障害者手帳の交付基準も知っておくべきである。なぜならば、純粋に治療装具と更生用装具に分類できないケースに遭遇したり、そもそも装具なのか義肢なのかさえ判断に苦渋する場合もあるからである。

今季 WG 委員長を受けるにあたり大変申し訳ない話であるが、フットケア足病分野専門義肢装具士制度を実行するチャンス一度逃したと考えている。協力を求めた日本下肢救済足病学会の組織が変わったこと、我々日本義肢装具士協会の運営体制が変わったことが大きいと認識している。ある程度の骨子ができれば実行に移し、専門義肢装具士となった方々で WG 委員長や委員を構成しタイムリーに行動をしなければならないと考えている。皆様のご協力をお願いします。

4. 所属委員

委員長：安田 義幸

担当理事：野坂 利也

委員：上口 茂徳、砂田 和幸

3 車椅子シーティング分野 WG

北川 新二

車椅子シーティング分野 WG 委員長（有限会社木村義肢工作研究所）

1. 概要

1990年に身体障害者福祉法や児童福祉法により交付される補装具として「座位保持装置」が新たに認められて以降、完成用部品にいろいろな座位保持装置のパーツが認可され、車椅子に関してはティルト式車椅子やティルト・リクライニング式車椅子が認可されました。現在は車椅子フレーム付き座位保持装置も認可されており、使用者の状態、使用環境に対応した車椅子や座位保持装置が公的制度で提供しやすくなっています。また、座位保持椅子に関しても車載用加算が可能になっており、自動車や送迎バス等の中でも安全に座位保持が可能な車載用座位保持椅子（カーシート）も提供できるようになっています。

高齢者の分野でも、2000年に介護保険制度が施行になり、車椅子（車椅子付属品の含む）は福祉用具として位置づけられ、福祉用具貸与の対象品目に入っています。多くの利用者が車椅子や座クッション・姿勢保持クッションなどを使用し日常生活をおくっています。

2017年には、厚生労働省保健局医療課から公表された診療報酬の疑義解釈資料より、疾患別リハビリテーション料に「シーティング」が入り算定が可能になり、臨床の場で車椅子・シーティングにかかわる機会がさらに増えてくることが予想されます。

車椅子・シーティングはチームアプローチが重要です。補装具の車椅子、座位保持装置の製作においては本人を中心として医師、セラピスト、エンジニア、ソーシャルワーカーなど、児童になるとそこに特別支援学校関係者などを含めていろいろな職種がかかわってきます。また、介護保険においては上記の職種に加えて介護支援専門員、福祉用具専門相談員、介護福祉士などの関係者が加わってきます。チームの中で周りの職種と連携をとりながらコーディネートする能力も必要になってきます。

これらのスキルを学び、さらにスキルアップできる環境を整えることを目的として車椅子・シーティング分野 WG は活動しています。まずは車椅子・シーティング分野の認定制度の確立のためにカリキュラムの構築を車椅子・シーティングにかかわる他団体との協力体制を含め進めています。

2. 活動実績報告

- 車椅子姿勢保持適合技術連絡会参加（全4回）
2018/4/4、2018/10/23、2019/3/14、2019/8/28
- テキスト・カリキュラム委員会参加
2020/1/28
- 福祉用具シリーズ小冊子作成委員会参加（全7回）
2019/4/4、2019/5/2、2019/6/13、2019/8/16、2019/9/3、2019/10/27
- 福祉用具にかかわる方のためのシーティング講習会3団体合同セミナー（後援）
2017/2/4-5、2018/5/5-6、2019/1/12-13
- JAWS（日本車椅子シーティング協会）定時総会併催研修会参加
2017/6/17、2018/6/9-10、2019/6/15

3. 現状の課題と今後の目標、展望

今回、平成元年 12 月にテクノエイド協会より小冊子『車椅子を知るためのシーティング入門～小児から高齢者まで使える～』が発行されました。この小冊子は JAPO をはじめとする車椅子・姿勢保持に関する 12 団体が参加している「車椅子姿勢保持適合技術連絡会」で作成されました。これをテキストとして、連絡会で作成したカリキュラムを使用して行う講習会は、テクノエイド協会主催、関連団体が運営を行うものになります。この講習会を含め、関連団体で開催されている講習会のカリキュラムの内容を参考に社会的にも対外的にも認知される認定制度のカリキュラムの構築、さらにスキルアップのための専門制度まで含めたカリキュラムの確立を社会状況を踏まえながら進めていきたいと考えています。

4. 所属委員

委員長：北川 新二

委 員：星野 元訓、児玉 真一、鈴木 昭宏、中礼 仁孝

2 義肢装具士業務および関連制度

1 倫理委員会

坂井 一浩

倫理委員長（人間総合科学大学）

医療に従事する者には高い倫理性が求められる。医師や医療関連職種に共通する「医の倫理」に加え、職種ごとの特性を反映した職業倫理がある。例として、義肢装具士の9割以上が義肢装具事業所に所属していることから、経営的な責務の有無に関わらず、義肢装具士には「商倫理」的な観点求められる点も特殊性の一つではないかと考える。

公益社団法人日本義肢装具士協会（以下、協会）は、義肢装具士によって組織される職能団体として「義肢装具士の職業倫理」を定義し、自律性に基づきこれを義肢装具士に周知徹底しなければならない。

ここでは、冒頭に協会が定めた現行の倫理綱領を示し、次に、関連する委員会の取り組みについて報告する。また、末尾では現状の課題と今後の方向性について述べることにする。

1. 日本義肢装具士協会による倫理綱領（現行）

現代社会は、多様性に満ちており、その中に暮らす全ての人々は人としての尊厳を維持し、健康で幸福であることを願っている。そのような社会にあって義肢装具士の免許を与えられた者は、義肢装具の製作・適合等をもって人々の願いに貢献し、延いては社会に貢献する。日本義肢装具士協会は、その会員である義肢装具士が自らの使命を自覚し、その職責を果たすための指針としてこの「倫理綱領」を定める。

1-1. 基本精神

- 1) 義肢装具士は、国籍、人種、民族、宗教、文化、思想、信条、門地、社会的地位、年齢、性別、および性的指向などの如何にかかわらず、対象者に対して平等に接する。
- 2) 義肢装具士は、義肢装具等を必要とするすべての人々に対し、義肢装具等を提供する事により、その生活の質を向上させることを使命とする。
- 3) 義肢装具士は、自己の知識・技術・経験を出来得る限り提供して、人々の保険・医療・福祉へ貢献する。
- 4) 義肢装具士は、業務にあたり誠意と責任を持って行い、自己の最善を尽くす。
- 5) 義肢装具士は、個人の責任として継続学習による能力の維持・開発に努める。
- 6) 義肢装具士は、後進の育成に努める。

1-2. 遵守事項

- 1) 義肢装具士は、業務上知り得た個人の秘密や情報の保護に努め、その秘密を守る。
- 2) 義肢装具士は、業務上の目的と限界の責任を認識し、対象者に業務の内容を十分に説明し、医師に指示のもとに義肢装具の製作・適合等にあたる。
- 3) 義肢装具士は、その活動の場を日本国内に限定せず、国際貢献・協力を積極的に行う。
- 4) 義肢装具士は、他の関連職種と協働し、チーム医療の一員として誠実にその責任を果たし、信頼を得られるよう努める。

- 5) 義肢装具士は、正当な報酬以外の要求や収受を行ってはならない。
- 6) 義肢装具士は、その技術水準の向上のために常に学術的研鑽と知識や情報の収集、共有に努め、医療・福祉の発展に寄与する。
- 7) 義肢装具士は、社会の人々から信頼を得られるように、個人としての品行を常に高く維持する。

2. 委員会による取り組み（経緯）

協会活動の一つに義肢装具士養成校の最終学年生を対象とした「卒前新人セミナー」がある（平成 29 年以降は「卒後新人セミナー」へ変更）。会則検討委員会（平成 27 年度に「倫理・会則検討委員会」へ名称変更、平成 28 年度に「倫理委員会」として独立）では、前述の「倫理綱領」作成に加え、卒前新人セミナーの講座として「倫理」のコンテンツ構築を行ってきた。また、平成 27 年度における「倫理・会則検討委員会」の主な作業は、将来の公益法人化を踏まえた定款細則の整備にシフトしている。

平成 28 年度第 1 回理事会において「研究に関する倫理審査部門の設置について」が審議されたが、協会単独では人的体制の整備が困難であると思われたことから、学術団体である日本義肢装具学会へこれを打診することとなった（令和 2 年 1 月時点で継続審議中）。

平成 29 年 7 月に福岡で開催された第 2 回理事会では、第 4 期へ向けた各事業の趣旨の明文化と実行組織の再編成が提案された。このうち「倫理委員会」の活動は、「義肢装具士業務及び関連する制度の改善等に関する事業」のうち「義肢装具士の職業倫理に関する事業」として扱われることになった。

同年度第 3 回理事会においては、前述の「倫理委員会」の独立について承認され、狩野綾子理事（当時）が委員長に就任した。

平成 30 年度第 1 回理事会において「倫理委員会」が扱うべきアジェンダについて協議された。結果、「倫理綱領」の見直しに加え、ハラスメント・ガイドラインを検討することとなった。なお、実習指導者の臨床実習生に対するハラスメントは、教育機関と実習施設との関係になるためこれとは区別することとなった。

平成 30 年度第 2 回理事会において「倫理綱領改定案」が示され、現在、改定へ向けて作業が進められている。

3. 今後の課題

倫理委員会の今後の課題としては以下 3 点である。

1) 倫理綱領の定点的な見直し

上述のとおり「改訂案」の作成が進んでいる。これに加え、30 年ぶりに改定される『義肢装具士業務指針』との整合性や「商倫理」の検討も含め、協議を進めていく必要がある。

2) 「義肢装具士倫理ガイドライン（仮称）」の作成

本ガイドラインは、義肢装具士に求められる職業倫理について、具体的な事例をあげて分かりやすく示そうとするものである。今期（2019-2021）中に具体案を示したいと考えている。

3) 協会従事者の利益相反

研究発表における場合だけでなく、理事や委員長、委員として協会内部の業務に携わる者については Conflict of Interest（COI：利益相反）の開示が求められるものとする。ISPO（国際義肢装具協会）など先進的な組織の例を基に検討を進めていく必要がある。

4. 所属委員

委員長：坂井 一浩

担当理事：中村 喜彦

委員：石原 栄治

2 義肢装具業務指針検討 WG

大塚 博

義肢装具業務指針検討 WG 委員（人間総合科学大学）

1. 目的

本 WG は、1988 年（昭和 63 年）9 月 13 日に作成された「義肢装具士業務指針（以下、業務指針）」を改訂することを目的に設置されました。

現行の業務指針は、義肢装具士法が 1988 年 4 月 1 日に施行されたのに併せ、厚生省（現、厚労省）の医事課の意向もあり、日本リハビリテーション医学会、日本整形外科学会、日本義肢協会、日本義肢装具技術者協会（1993 年 3 月解散¹⁾）、日本作業療法士協会、日本理学療法士協会の 6 団体での協議を経て、合意により作成されました²⁻⁴⁾。各専門職の業務指針の多くは、当該職能団体の単独で作成されますが、義肢装具による医療サービスが、医師をはじめ、理学療法士、作業療法士などの多職種連携によってなされていたこと、そして義肢装具士業務指針の必要性・重要性をこれらのステークホルダーが認識していたことからこのような一種、特殊な形で作成されたと考えられます。

30 年以上たった現在、変化した状況に整合させること、また進歩するテクノロジーをある程度予測しそれにも対応可能なことを改訂の目標としています。改訂プロセスとして、前回と異なるのが、義肢装具士の職能団体である本会が主導することです。したがって本会が改訂案を発案します。そして、前回と同様に、関連学会・関連職能団体との合意取得は、継承することとしました。具体的には、各団体から本 WG に委員を派遣してもらい、その委員を通じて各団体と意見交換をします。それを集約した改訂最終案を作成し、合意（各団体の理事会等の審議機関による承認）を取る予定です。完成後、厚労省医事課に報告する予定です。

2. 活動実績

2-1. 改訂案の作成

本 WG では、現行の業務指針をベースに文言の修正と追加し、改訂案を作成しました。改訂案は理事会での意見交換、協議を経て、本会の改訂案を完成させました。

2-2. 改訂案の各団体への説明と審議依頼

2019 年 11 月に各団体から派遣された委員（外部委員）へ改訂案を説明し、意見交換する会議を開催しました。2020 年 3 月現在、各団体へ最終案を提示し審議依頼をしています。

3. 課題・展望

業務指針の改訂は今回が初めてですが、今後は改訂の頻度を高める必要性があります。職能団体は、対象者の不利益を解消する努力を優先しなければならず、そのためには法制度や仕組みのどこに課題があるのかを突き止めることも必要ですが、まずは義肢装具士の業務範囲を明文化し、責任ある行動に結びつけることが重要です。本 WG はこの改訂が終了後に解散される可能性があります。業務指針の改訂が継続的に協議されることが望ましいと考えます。

4. 所属委員

委員長：野坂 利也

担当理事：石原 栄治、大塚 博、根岸 和諭、中村 隆、中村 喜彦、榆木 祥子

外部委員：大庭 潤平（日本作業療法士協会）、緒方 直史（日本整形外科学会）、菊地 尚久（日本義肢装具学会）、
時吉 重雄（日本義肢協会）、長倉 裕二（日本理学療法士協会）、芳賀 信彦（日本リハビリテーション医学会）

参考文献

- 1) 田沢英二：日本義肢装具士協会設立準備経過報告. PO アカデミージャーナル 1(1), 2-4, 1993.
- 2) 加倉井周一：義肢装具士法の制度と今後の諸問題. 日本義肢装具学会第3回大会講演集, 37-38, 1985.
- 3) 川村一郎：義肢装具士の資格制度～今後の課題など～. 日本義肢装具学会誌, 3(4), 201-206, 1987.
- 4) 細田多穂：我が国の義肢装具士への期待～PTの立場から～, 日本義肢装具学会誌 5(2), 125-127, 1989.

3 義肢装具士業務対価化検討 WG

石原 栄治

義肢装具士業務対価化検討 WG 委員長（有限会社大阪義肢）

1. 概要

平成 29 年 7 月の常任理事会において、義肢装具士の専門職としての対価を価格体系の中で明確化し、もって社会的地位の向上を図るために、義肢装具士業務対価化検討 WG の設立が決定された。これを受け、活動の指針として、以下の趣意書が作成された。

（設立趣意書より）「補装具価格は現在、積み上げ方式により成り立っている。積み上げの内訳は、基本価格、製作要素価格、完成用部品価格である。この価格体系は義肢装具士法成立前には既に存在していた。基本価格の中には採型・採寸、適合などの技術料が含まれていると考えられるが、成立時期を考慮すると専門職である義肢装具士を想定しているとは考えにくい。義肢装具士が臨床に進出するようになり、当初想定されていた業務を超えて、新たな業務が加わるようになってきた。採型・採寸前の身体評価や義肢装具装着後の歩行指導、義肢装具納品後のアフターフォローなどは価格体系には反映されていないと思われる。

一方、義肢装具業界では療養費の問題が喫緊の課題となっているが、治療用装具においては既製品問題をきっかけにして、新たな枠組みが作られる可能性が出てきている」

これらの背景を踏まえ、義肢装具士協会では、現在の価格に係る問題を明らかにする中で、義肢装具士の技術料を独立させた積算の要素を示し、もって義肢装具士の存在価値を示すべく WG を新たに設立することとする。

2. 活動実績報告

平成 29 年度	第 1 回 WG メール会議（平成 30 年 1 月 20 日）
平成 29 年度	第 2 回 WG メール会議（平成 30 年 3 月 27 日）
平成 30 年度	第 1 回 WG 対面式会議（平成 30 年 7 月 22 日、札幌コンベンションセンター）
平成 30 年度	第 2 回理事会資料作成、提出（平成 30 年 9 月 20 日）
平成 30 年度	第 2 回 WG メール会議（平成 30 年 10 月 8 日）
平成 30 年度	第 1 回 2 団体連絡協議会資料作成、提出（平成 30 年 10 月 20 日）
平成 30 年度	第 2 回 2 団体連絡協議会資料作成、提出（平成 31 年 3 月 8 日）
平成 30 年度	第 3 回理事会資料作成、提出（平成 31 年 3 月 30 日）
令和元年度	第 1 回 WG 対面式会議（令和元年 5 月 31 日、神戸医療三田校）
令和元年度	第 4 回既製品リスト収載検討 WG 資料作成、提出（令和元年 8 月 16 日）
令和元年度	保険局三谷専門官質問事項回答書作成、提出（令和元年 9 月 22 日）
令和元年度	「補装具費支給基準告示改定に向けた提案」への意見掲載（令和元年 9 月 30 日）

上記活動については、主に昭和 53 年度、54 年度に作成された飯田報告書を基に、補装具価格体系の中の基本価格に含まれるすべての人件費を抽出し、業務内容に応じて専門性を必要とする義肢装具士業務^{*}と、製作技術者業務とに 2 分したうえで、義肢装具士業務を種目ごとに実働時間を算出し、これに 2016 年に刊行した PO 白書から算出した時間当りの賃金と、飯田報告書に示された人件費にまつわる諸経費を含んだ係数をかけ合わせ、種目別の義肢装具士業務価格を算出したものを、資料として各会議に提出している。また、製品が介在する専門職として薬剤師の価格体系との比較も合わせて行っている。

^{*}義肢装具士業務としてイギリス義肢装具士協会による分類（①アセスメント、②採寸・採型、③仮合せ適合、④納品時適合、⑤納品後フォローアップ）を参考にした。

3. 現状の課題と今後の目標、展望

義肢装具価格体系が実態調査ならびに諸外国の価格体系を参照しながら、詳述されているものは昭和 53 年度ならびに昭和 54 年度の飯田報告書のみであるため、飯田報告書に基づいて算出されている我々 WG の義肢装具士業務対価には 2 つの点で、現状との齟齬が存在していると思われる。

一つは、義肢装具士の職域が 40 年前と比較して拡大していることである。義肢装具の設計に必要なアセスメントが、当時は断端や患肢の観察にとどまっていたが、現在では、様々な評価法を取り入れることで多様化しており、再評価されるべきであろう。同様に、納品後のフォローアップも 40 年前には明確な基準が示されていない。義肢装具の効果を最大限に引き出すためには、フォローアップも再評価されるべきである。

もう一つは、実態調査のアップデートの必要性である。アセスメントに関しては上記の通り、様々な評価法を取り入れることで多様化しており、採寸・採型、製作法もデジタル技術の普及により多様化してきている。これら現状に即した実態調査が必要と考えられる。

したがって、WG の今後の目標としては、義肢装具士業務を現状に即して、その範囲、時間、内容を実態調査により明確にし、義肢装具士業務の対価化をより根拠あるものとすることである。

4. 所属委員

委員長：石原 栄治（担当理事兼務）

委員：佐々木 伸、藤本 陽亮

4 義肢装具士白書編集委員会

出井 裕司

義肢装具士白書編集委員会委員長（株式会社幸和義肢研究所）

1. 義肢装具士白書編集委員会の概要

1-1. 背景・経緯

義肢装具士白書編集委員会は、平成 30 年度より協会向上委員会から機能分化させ設置された委員会であり、『義肢装具士白書』の発刊を主目的に活動を行っております。

前身の協会向上委員会は、平成 17 年に作業部会（議長：小田純生氏）として発足して以降、職能団体としての基盤強化の観点より、①組織率の向上、②義肢装具および義肢装具士の実態調査、を活動目標として継続的に委員会運営が行われてきました。その後平成 24 年に協会が法人化され、そして平成 29 年の公益法人化に伴い新たな組織編成が行われ、②の事業を継続担当するセクションとして当委員会が設置されました。

1-2. 活動目的

当委員会は、協会の公益推進事業の一環として『白書』の定期発刊を目的としております。社会における専門職としての存在意義や役割を認識し、また、今後のあり方などを検討して行く上においても、義肢装具のニーズと供給（義肢装具士）に関する具体的なデータが必要であると考えております。またこれらの情報を広く共有できるよう刊行物として、『義肢装具士白書』の発刊を行います。

2. 活動内容

当委員会の活動内容は以下の通りです。

① 白書の内容に関する企画立案・検討（図 1）

現状ではⅠ部～Ⅳ部構成としており、Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ部については継続的に調査掲載内容としています。Ⅲ部については、その時々々の社会情勢や協会内の活動状況等に応じて可変項目として設定しています。

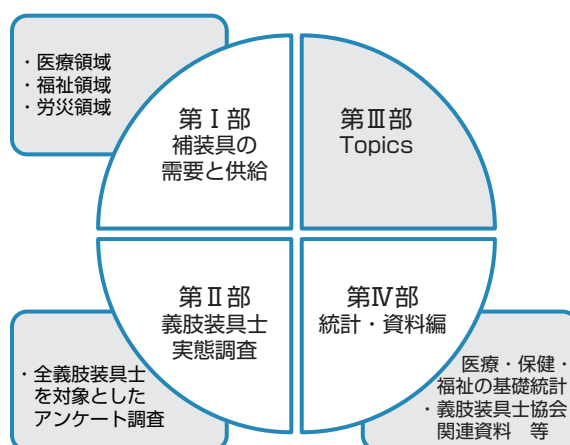


図 1 義肢装具士白書の全体構成

② 統計情報の収集、分析

主に第Ⅰ部に関する統計情報について、ファンド毎の事業年報を中心に情報検索・収集を行っています。

③ 実態調査に関する内容の企画立案、実施方法の検討、委託業者との調整、実施、集計、報告書作成

第Ⅱ部の実態調査実施のために必要な発送先リスト作成（国内の義肢装具製作所や義肢装具士が勤務している関連施設等）、アンケート内容の企画検討、実施依頼する外部委託業者との調整を行っています。

④ 原稿執筆依頼、編集・調整、発刊

過去5年間の主な活動実績は以下の通りです。

- ・平成28年2月 第2回義肢装具士実態調査実施
- ・平成29年7月 義肢装具士白書2016 発刊

3. 現状の課題と今後の展望

3-1. 統計調査に関して

現在、医療、福祉、労災の3領域に分けて義肢装具の給付実績を調査していますが、各領域において公表内容に大きな差が生じています。福祉領域、労災領域（社会復帰促進事業）については、対象品目毎の件数や金額の年次推移（含都道府県別）が明らかにされており、障害者白書や労災事業年報等よりその情報を得ることは容易です。

一方、医療領域に関しては、治療用装具費支給の保険者（保険協会、保険組合、市区町村など）が多数存在することに加え、それぞれで統計手法や調査項目が異なる等、網羅的に補装具費に関する情報を得ることは困難な状況にあります。一部主要ファンドが治療用装具に関する申請件数と金額に関しての情報を公開していますが、福祉・労災領域の様な対象品目等の細目情報までは公開されていないというのが現状です。今後、協会としてどのような対応が可能なのかを含め検討しているところであります。

3-2. 義肢装具士実態調査に関して

第2回の義肢装具士実態調査（2016年2月）より対象者を正会員に加えて、会員・非会員を問わず義肢装具士が所属していると思われる企業・施設（736社）に範囲を広げ実施しました。回収率は約3割であり、他関連職種と比較するとその結果は低値でありました。webサービスを利用したオンライン回答の導入も含めて、実施方法に関して対応策の検討が求められております。併せて、アンケート調査内容についても各種委員会やWGからの意見を反映させた内容になるよう、連携をとっていきたいと考えております。

最後に、白書の目的は義肢装具を取り巻く現況について会員をはじめ広く関係各所に周知することに加え、本協会の今後の組織戦略を検討する上での基礎資料を各種委員会や理事会へ提供することであると考えます。今後ともこの視点に立った情報提供ができるよう活動を継続してまいります。

4. 所属委員

委員長：出井 裕司

担当理事：石原 栄治（副会長）

委員：小田 純生、名和 大輔、谷川 奈々

3 社会的な活動

章

1 地域包括ケアシステム検討 WG

野坂 利也

地域包括ケアシステム検討 WG 委員長（北海道科学大学）

1. 概要

「地域包括ケアシステム」という概念は、1980 年代に広島県御調町における取り組みによって生まれました。当時、医療と福祉行政が連携して「高齢者の寝たきりゼロ」を目指すという画期的な取り組みを初めて実施し、これが「地域包括ケアシステム」と呼ばれるようになりました。その後、2000 年に介護保険制度が始まり、高齢者を支えるには医療と介護や福祉の連携だけではなく、生活支援サービスも必要であることが明らかになってきました。そんな中、医療サービスと介護サービス、さらに生活支援などを連携させた体制として改めて「地域包括ケアシステム」の概念が注目を集めるようになります。そして 2014 年には「医療介護総合確保推進法」が施行され、地域包括ケアシステムの構築が全国的に進められるようになりました。

地域包括ケアシステムにおいて、装具を使用して生活されている代表的な疾患としては、脳卒中が挙げられます。慢性期脳卒中罹患患者における下肢装具の現状調査¹⁾では、病院で処方された装具は継手無し PAFO が 73%、継手あり PAFO が 8%、金属支柱付 AFO が 7%となっていました。装具処方目的に関しては 28%が処方時に医師から説明を受け、49%が療法士、8%が義肢装具士から説明を受けたとしています。それに対して装具の破損や老朽化に対応してくれた職種では、医師が 8%、療法士が 45%、義肢装具士が 26%、12%がケアマネジャーと回答していました。装具の使用継続期間に関しては、平均装着期間は 3 年、装具の耐用年数は 85%が知らないと回答していました。このような実態調査でも、生活期の脳卒中罹患患者の多くは装具の耐用年数を知らないという情報の欠如が問題となっており、関西を中心に複数の義肢製作所が同じフォームで製作した装具の記録を使用者にお渡しする装具ノートを使用し問題解決を図っている地域もありますが、全国的に普及するまでには至っていません。

急性期、回復期における装具処方では、医師、療法士が装具処方に関わりが深い状況ですが、生活期においては介護保険で運動療法を提供する療法士やケアマネジャーが装具の更新の有無を判断し、義肢装具士に相談する比率も高く、義肢装具士と多職種の連携の構築が必要となっています。

生活期における装具処方には原則医師の処方が必要であり、意見書の記載が容易に依頼できないことにより、装具製作のハードルになることもあり、このような制度の見直し、タスクシフトの必要性を感じて厚生労働省にもお願いをしております。一方、一部の地域で積極的に地域包括ケアシステムに義肢装具士が関与して生活期の慢性期脳卒中罹患患者のフォローアップをしています。成功している事例を全国的にモデルケースとして適応するにはキーパーソンの育成、行政側の義肢装具士の必要性の理解など難しい問題も多く、当面各地域での地域包括センターとの関わりを探るといったことで様子を見る判断をせざるを得ない状況です。早急な対応としては、支部ごとに地域の要請に対応できる市町村レベルでの義肢装具士のキーパーソンを募り、地域包括支援センターとの情報交換するよう準備していくことになりましたが、他の委員会、WG 活動と異なり、地域包括支援 WG は、各支部で支部長、市町村レベルでのキーパーソンとなる義肢装具士が、行政からの依頼の窓口となり、諸問題に対応することにしております。今後、社会情勢、行政との話し合い等で地域包括支援 WG の活動性が高まれば、委員会活動を活発に行っていきたいと思っております。

2. 所属委員

委員長：野坂 利也

担当理事：石原 栄治、大塚 博、根岸 和諭、中村 隆、中村 喜彦、楡木 祥子

委員：小嶋 聡、内田 源生、保谷 純一、宮本 武志、佐熊 重広、本田 智裕

参考文献

- 1) 勝谷将史：ボツリヌス治療成績例より考える在宅装具利用者の現状と課題，PO アカデミージャーナル，25(1)，2-7.

2 パラスポーツ支援ありかた検討 WG

坂井 一浩

パラスポーツ支援ありかた検討 WG 委員長（人間総合科学大学）

2020 年オリンピック・パラリンピックの東京開催が決定して以降、日本義肢装具士協会（以下、協会）ではパラリンピックおよびパラアスリートへの支援の可能性について模索してきた。以下に一連の活動を時系列に報告する。

1. 2020 年東京パラリンピックへの貢献

2016 年 7 月に開催された第 23 回日本義肢装具士協会学術大会では、小西克浩大会長の発案により「障がい者スポーツ～現状と課題～」というテーマでシンポジウムが開催された。パラスポーツ支援において義肢装具士、日本義肢装具士協会がなすべきことが議論され、技術的側面だけでなく、制度のありかたや支援体制等について課題が明らかとなった。

2017 年 3 月に協会会長および事務局長が東京都庁の 2020 年東京オリパラ担当課を訪問し、協会として可能な大会への直接的な支援について意見交換したが、残念ながら具体的なスキームを描くことはできなかった。

Ottobock 社は東京パラリンピック期間中、Official Service Supporter として参加する全ての選手に対し無償で修理サービスの提供を行う旨の契約を同組織委員会と締結した¹⁾（2018 年 12 月）。本協会ではこれに数名の会員を派遣したい旨オットボックジャパン社に要望した。同社よりご理解をいただき 2020 年 1 月現在で 3 名の協会員（義肢装具士）の派遣が決定している。日本の義肢装具士が、世界各国から集まる志の高い Prosthetists/Orthotists らと共にパラアスリートへの後方支援に加わることは素晴らしい機会であり、大いなる活躍を期待したい。

2. パラスポーツの啓蒙に関する事業

パラスポーツを発展させていくうえでは、パラアスリートへの直接的な支援だけでなく、社会における「障害の理解」や義肢装具士への認知向上も不可欠である。2017 年 6 月、協会では東京都教育委員会が主催する「オリンピック・パラリンピック教育推進支援事業」²⁾ へ「パラアスリートと義肢装具士」というタイトルでエントリーし、採択を受け、実行組織として東日本支部が担うこととなった。2018 年 2 月には中央区立月島第二小学校にて 5 年生 82 名を対象に義足ユーザーによる講演や「義足体験プログラム」などを実施している他、多くの実績を残している（詳細は東日本支部活動報告を参照のこと）。

3. パラスポーツ支援ありかた検討ワーキング・グループの設置

2017 年 7 月、福岡国際会議場で行われた協会理事会において新体制の素案が示された。その中で、社会的貢献に資する活動の一環として「パラスポーツおよびパラアスリートの支援に関する事業」が掲げられ、担当部署として新たに「パラスポーツ支援ありかた検討ワーキング・グループ」（以下、WG）が設置された。本 WG の趣旨は「パラスポーツの発展へ向け、義肢装具士ならびに職能団体が行いうる貢献について検討する」ことであり、具体的には以下 3 つの骨子に従って活動している。

- ① パラスポーツおよびパラアスリートへの支援（経済的／技術的／人材発掘等）の可能性に関する検討
- ② 文科省および都道府県との意見交換
- ③ 2020 年東京パラリンピック支援のあり方に関する検討

4. 障害者スポーツ用具活用促進事業への参画

2019年8月、本協会ではスポーツ庁による2019年度「障害者スポーツ推進プロジェクト（障害者スポーツ用具活用促進事業）」³⁾に応募し、採択を受けた(図1)。これに伴い、ランニングなどスポーツを希望している下肢切断者の方々のニーズに広く応えるために、スポーツ義足を正しく扱うことのできる義肢装具士を育てることを趣旨として、義肢装具士を対象とした「スポーツ義足フォーラム」を全国6会場で開催することとなった。本フォーラムでは、講師として臼井二三男氏（鉄道弘済会義肢装具サポートセンター）と沖野敦郎氏（オキノスポーツ義肢装具）を招聘し、特にスポーツ義足製作の技術的側面に焦点をあてた講習会に加え、講師・参加者間の情報交換の枠を設けた。参加総数は全国で70名程度となるが、今後は各地域でのキーパーソンとしてこの分野の発展におけるリーダーシップが期待される。

③ 障害者スポーツ用具活用促進事業

趣旨等

- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会のレガシーとして、障害者スポーツの実施人口の拡大を図るため、個人での購入が容易でない障害者スポーツ用具について、義肢装具士等との連携も含め、地域の保有資源を有効活用する仕組みの構築を行い、過大な金銭的負担を負うことなくスポーツを始めることのできる環境を整備する。

現状と課題

- ◆平成29年度において、障害者(成人)の週1回以上のスポーツ実施率は、20.8% 健康者の51.5%と比べ、極端に低い現状。
- ◆スポーツ実施の障壁で、最も多い回答が「金銭的余裕がない」(21.5%)。
- ◆特に肢体不自由者では、体の機能を補助する道具を、選手個人が用意する必要があり、その価格は、基本的な用具でも40万～100万円程度。
- ◆障害者スポーツ用具は、個人の障害の状態等に合わせた調整が必要となるが、スポーツ用義足を扱う義肢装具士や、車いす技術者の数は十分でないと言われており、身近で容易に見つかる状況ではない。

- ◆その上、用具の修理・調整等が必要となるため、健康者のスポーツ用具市場であれば存在するような、レンタルや中古品の活用など比較的低価格で用具が入手できる環境がない。



事業内容

①スポーツ用具資源活用モデル形成支援事業

- ・義肢装具士や車いす技術者等、用具保有者、利用者の3者のマッチングなど、地域のスポーツ用具資源を活用する事業モデル(※)の構築支援の実施
- ・モデル構築に関連する検討会の開催、調査の実施
- ・構築モデルの活用促進に向けたプロモーションの実施 等

②スポーツ用具人材育成活用に関する調査研究

- ・義肢装具士、車いす技術者、サービスエンジニア等、スポーツ用具の保守・修理・調整を行える者の育成、活用の仕組みに関する先進事例調査の実施
- ・「スポーツ用具マネージャー(仮称)」の育成について、関連事業者、スポーツ団体、養成学校等を含めた協議会の開催、必要な連携体制の検討、ガイドライン等の作成

※レンタル、中古品、体験施設など多様な形態を想定

モデルイメージ



効果

- ・地域の資源の有効活用により、その結果としての、障害者のスポーツ人口の拡大、スポーツ用具人材等の技術レベル・収益向上、それがさらなるスポーツ環境の改善につながる障害者スポーツエコシステムの実現。

図1 「障害者スポーツ用具活用促進事業」(スポーツ庁)の概要

5. トーゴ・パラアスリートへの支援

平成 30 年度第 5 回理事会において「トーゴ切断者への支援」が審議され、承認された。本事業の趣旨は、トーゴを含めた発展途上国における障害者のスポーツ参加を促進することであり、これにより同国・地域の障害者を勇気づけようとするものである。本協会の国際委員会が行っている「国際支援事業」と趣旨が一致しているところから、一部、国際委員会の予算が充当されている。

はじめに Aduayom-Ahego Akouetevi 氏（トーゴ人、(株) ドリームジーピー研究開発室勤務）を本プロジェクトのカウンターパートとし、支援対象者の人選を依頼した。結果、Kuakumensah Kodjo Edem 氏（トーゴ人、左膝離断）が選ばれ、本協会は Kuakumensah 氏に対してスポーツ義足の提供やトレーニング等の支援を行って 2020 年東京パラリンピックへの出場を目指すこととなった。

2019 年 4 月 3 日から 10 日の間、Kuakumensah 氏へのスポーツ義足の提供と練習指導を行うことを目的に、沖野敦郎氏（(株) OSPPO オキノスポーツ義肢装具）、前出の Aduayom-Ahego 氏、およびカメラマンを現地トーゴ共和国へ派遣した（図 2）。現地に於て義足を製作するとともにトレーニングを行った結果、最終日に計測した 100 m 走のタイムは 38 秒 71 であった。

トーゴにて製作・適合した義足のフィッティングや切断端の状態、100 m の走行タイム等を確認するために、2019 年 12 月 9 日から 16 日までの間、Kuakumensah 氏を日本へ招聘した。日常用も含めた義足の調整、および一連のトレーニングスケジュールの策定は沖野氏が担当し、メディア対応を含め通訳は Aduayom-Ahego 氏が行った。期間中の 100m タイムは、25 秒 27、23 秒 02、22 秒 32、21 秒 48 と更新されたものの、東京パラリンピック参加標準記録（15 秒 60）には及んでいない。

今後は公式大会において上記標準記録をクリアする必要があると、これに向けての支援のありかたが検討されている。



図 2 Ahego 氏（左）Kuakumensah 氏（中央）、沖野氏（右）

6. 今後の課題・方向性

パラスポーツの発展へ向け、義肢装具士ならびに我々協会が行いうる貢献には多くの可能性がある。個々の義肢装具士の技術レベルを高めることもそうであるが、関連する省庁や団体・組織との連携による包括的な支援体制づくりも必要なことと思われる。今後もこの方向性に従って活動を進め、公益的な観点からこの分野の発展に寄与したいと考えている。

関連情報

- 1) オットーボックジャパン社ホームページ：東京 2020 パラリンピック競技大会. <https://www.ottobock.co.jp/paralympic/tokyo2020/>（閲覧日 2020 年 1 月 19 日）
- 2) 東京都教育委員会ホームページ：オリンピック・パラリンピック教育推進支援事業（コーディネート事業）について. <https://www.o.p.edu.metro.tokyo.jp/news/entry/12>（閲覧日 2020 年 1 月 19 日）
- 3) スポーツ庁ホームページ：障害者スポーツ. https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop06/1371877.htm（閲覧日 2020 年 1 月 19 日）

7. 所属委員

委員長：坂井 一浩

担当理事：楡木 祥子

3 障がい者、パラアスリート、義肢装具士の啓蒙 WG

保谷 純一

障がい者、パラアスリート、義肢装具士の啓蒙 WG 委員長（公益財団法人鉄道弘済会義肢装具サポートセンター）

1. 設立の背景や経緯、目的など

障がい者、パラアスリート、義肢装具士の啓蒙 WG は、JAPO 第 4 期（2017～2019）に設立された、東日本支部直轄事業の WG である。

本 WG は JAPO 事業活動のうち、「社会貢献に関する事業」の 1 つであり事業の趣旨は、障がい者、パラアスリートおよび彼らを支える義肢装具士等専門職について、社会的な理解を高めるための啓蒙活動を行うことである。

活動の取り組みとしては、① 2020 年オリ・パラを契機とした地域活性化プランへの協力、②小学生、中学生に対する社会教育への貢献、③東京都オリンピック・パラリンピック教育推進支援プログラムへの参加等による貢献、④上記啓蒙活動の全国展開へ向けた他支部への提案、としている。

2. 活動実績報告

【2017 年度：第 4 期】

＜第 3 回 義肢装具体験イベント＞

日程：平成 29 年 11 月 11 日（土）

場所：中野区立 南中野中学校

時間：1 時間目～3 時間目（1 コマ：50 分）

対象：1 年生～3 年生（計 279 名）・保護者・教職員

内容：① 講義「障がいのある方々と、義肢装具士の関わり」

② 採型体験（下肢）

③ 義足ユーザー交流（大腿義足ユーザー・下腿義足ユーザー）

④ 義肢装具装着体験（模擬義足体験・装具装着体験・高齢者疑似体験）

＜第 1 回 オリ・パラ教育推進支援プログラム＞

日程：平成 30 年 2 月 17 日（土）

場所：中央区立 月島第二小学校

時間：1 時間目～4 時間目（1 コマ：45 分）

対象：5 年生（計 82 名）・保護者・教職員

内容：① 講義「義肢装具ってなに？ パラリンピックってなに？」

② 義足ユーザー交流（大腿義足ユーザー・下腿義足ユーザー）

③ 義肢装具体験（指型採型・筋電義手体験・装具装着体験・骨格義足組立体験・義肢装具触知体験）

【2018 年度：第 4 期】

＜道徳地区公開講座＞

日程：平成 30 年 7 月 7 日（土）

場所：西東京市立 保谷中学校

時間：1 コマ（50 分）

対象：1年生～3年生（約500名）・保護者・教職員

内容：パラリンピアンによる講演

講師：高橋 和廣氏（パラアイスホッケー選手：平昌パラリンピック日本代表）

<第4回 義肢装具体験イベント>

日程：平成30年9月8日（土）

場所：西東京市立 保谷中学校

時間：1時間目～3時間目（1コマ：50分）

対象：1年生・のびる組（161名+27名：計188名）・保護者・教職員

内容：① 講義「障がいのある方々と、義肢装具士の関わり」

② 採型体験（下肢・体幹）

③ 義足ユーザー交流（大腿義足ユーザー）

④ 義肢装具装着体験（模擬義足体験・装具装着体験・高齢者疑似体験）

<第2回 オリ・パラ教育推進支援プログラム>

日程：平成31年2月2日（土）

場所：品川区立 三木小学校

時間：1時間目～4時間目（1コマ：45分）

対象：5年生（2学級：47名）・6年生（2学級：41名）・保護者・教職員

内容：① 講義「義肢装具ってなに？ パラリンピックってなに？」

② 義肢ユーザー交流（大腿義足ユーザー・前腕義手ユーザー）

③ 義肢装具体験（指型採型・義肢装具装着体験・筋電義手体験・骨格義足組立体験・義肢装具触知体験）

<第3回 オリ・パラ教育推進支援プログラム>

日程：平成31年3月12日（火）

場所：品川区立 豊葉の杜学園

時間：3時間目・4時間目（1コマ50分で、同内容を2コマ）

対象：中学校1年生（124名）・教職員

内容：① 講義「パラリンピックを支える義肢装具士という仕事や、障がいを抱えた人々を支える義肢装具について」

② 義足ユーザー交流（大腿義足ユーザー）

③ 模擬義足体験（代表生徒 数名）

【2019年度：第4期】

<第5回 義肢装具体験イベント>

日程：令和元年6月15日（土）

場所：西東京市立 保谷中学校

時間：1時間目～3時間目（1コマ：50分）

対象：1年生・のびる組（158名+20名：計178名）・保護者・教職員

内容：① 講義「障がいのある方々と、義肢装具士の関わり」

② 採型体験（下肢・体幹・足底）

③ 義肢ユーザー交流（大腿義足ユーザー・下腿義足ユーザー・前腕義手ユーザー）

④ 義肢装具装着体験（筋電義手体験・装具装着体験・高齢者疑似体験・骨格義足組立体験）

【2019年度：第5期】

<第4回 オリ・パラ教育推進支援プログラム>

日程：令和元年10月3日（木）

場所：八王子市立 第五中学校

時間：13時～14時

対象：中学校1年生～3年生（計475名）・教職員

内容：① 講義「障がいについて」・「義肢装具の分類」・「義肢装具士とは？」・「スポーツ用義足」に関して
② 義足ユーザー交流（下腿義足ユーザー：パラリンピック陸上競技者・走幅跳日本記録保持者）

<第5回 オリ・パラ教育推進支援プログラム>

日程：令和元年12月12日（木）

場所：品川区立 豊葉の杜学園

時間：3時間目・4時間目（1コマ50分で、同内容を2コマ）

対象：中学校1年生（120名）・教職員

内容：① 講義「パラリンピックを支える義肢装具士という仕事や、障がいを抱えた人々を支える義肢装具について」
② 義足ユーザー交流（大腿義足ユーザー：（一社）日本障がい者立位テニス協会 代表）

3. 目標と展望

障がい者、パラアスリートおよび彼らを支援する義肢装具士等専門職について、社会的な理解を高めるための啓蒙活動をさらに進めることを目的とする。

主な活動目標は、①小学生・中学生・高校生や一般の方に対して、「障がい」・「障がい者」への理解を通じてボランティアマインドの育成や社会教育への貢献、②義肢装具士の社会的な理解を高める活動、③2020年オリ・パラを契機とした、東京都教育委員会が主管する「オリ・パラ教育推進支援プログラム」への参加による、地域活性化プランへの協力、④これらの啓蒙活動の全国展開へ向けた、当協会他支部への提案とする。

4. 所属委員

委員長：保谷 純一

委員：後藤 直生、安部 勉、星野 元訓、田村 萌子、井上佳奈恵、佐藤 紫穂、福満 浩貴

東日本支部事務局長：本道 伸弘

4 大規模災害被災者支援 WG の概要

根岸 和諭

大規模災害被災者支援 WG 委員長（国立障害者リハビリテーションセンター学院）

1. 概要

災害時におけるリハビリテーションの重要性が叫ばれる中、平成 23 年の東日本大震災、平成 27 年の関東・東北豪雨、平成 28 年の熊本地震などの際には協会員個人がその地域の要請により、“個人”の義肢装具士として活動に尽力しており、日本義肢装具士協会としての介入は少なかった。

そのような背景から大規模災害被災者支援 WG は、協会の発災時支援介入を円滑に行うための組織化が必要という判断により、また、既に平成 25 年より協会として参加していた JRAT とのより緊密な連携を実現するため平成 29 年に設置され、現在その連絡・活動の窓口としての機能を果たしている。これにより、例えば、以前は各支部が支部活動の一環として地域 JRAT に参加していたものを、大規模災害被災者支援 WG の活動として整理し、協会として介入することでその活動の幅を広げることが可能になった。

JRAT とは平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に端を発して組織された、「大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会（JRAT:Japan Rehabilitation Assistance Team）」を指し、それは、日本リハビリテーション医学会、日本理学療法士協会、日本作業療法士協会といった 13 のリハビリテーション関連団体で組織されている。また各都道府県を単位とした「地域 JRAT」と呼ばれるものが存在している。これは、平時は防災・減災活動を実施するとともに発災時には組織的かつ直接的支援を行う核になることをその役割としている。

本協会はその 11 番目の団体として平成 25 年に新規参加し、以下の JRAT 活動指針の下、構成団体の一員としてその役割を果たしている。

- ① 災害リハビリテーション支援チームの育成・組織化
- ② 都道府県を単位とする 全国規模のネットワークの構築
- ③ 災害リハビリテーションに関する 教育・啓発のための研修および広報
- ④ 災害支援必要機材の準備
- ⑤ 他の災害救助チームとの連携
- ⑥ 災害時、組織的且つ直接的な 災害リハビリテーション支援
- ⑦ その他、目的を達成することに関連した活動

2. 活動実績報告（過去 5 年程度）

平成 29 年の本 WG 設置以来の活動は、WG 本部では JRAT 活動の一環として、西日本豪雨および北海道地震の被災者支援について（一社）日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）の協力による福祉用具提供のスキーム構築を行っている。

支部単位の活動として全国 6 支部で活発に活動しており、北海道支部では 2 か月に 1 回の北海道災害リハビリテーション推進協議会（Do-Rat）と年 1 回の研修セミナーへの出席、また北海道胆振東部地震発災後の活動に要する費用、福祉用具のニーズ情報の連絡ルート確立、および福祉用具や義肢装具を支援する際の地元 PO 事業所との関係構築、等に対する課題抽出・解決に向けて活発に活動している。

また南日本支部では JRA 熊本、JRA 福岡、JRA 長崎といった地域 JRAT へ日本義肢装具士協会南日本支部として参加し、その活動の場を広げている。その他の支部についても近隣の地域 JRAT への会議出席等により、情報の交換および発災時の連絡ルート確立を行っている。

3. 現状の課題と今後の目標、展望

現在地域 JRAT は全国 38 都道府県に設置され、被災地域 JRAT 本部の立ち上げと運営や被災地域 JRAT と JRAT 東京本部との連絡調整といった活動を行うための Rapid Response Team (RRT) を育成しているが、本協会では各支部単位での活動であり、未だ全国都道府県を網羅するような組織化には至っていない。よって今後は各支部の協力を仰ぎながら、地域 JRAT に参加できるような人員配置および組織体制を各都道府県に構築することが急務であるといえる。

また災害時の支援活動において義肢装具士がリハビリテーション専門職としてどのように関わっていくべきか、についても引き続き検討していかなければならない。

4. 所属委員

委員長：根岸 和諭

担当理事：中村 隆、中村 喜彦

委員：小嶋 聡、内田 源生、保谷 純一、宮本 武志、佐熊 重広、本田 智裕

5 国際委員会

楡木 祥子

国際委員長（オズールアジア）

国際的な知見を広げるために、海外の義肢装具士との情報交換や交流、国際援助の活動、支援などを目的とする。主な活動は以下のとおりである。

1. 国際助成金のプロジェクト

毎年、日本人義肢装具士から海外での援助活動などにおいて、助成金の対象となるものの申請を受けつける。これらについて活動内容と助成金額について委員会にて協議し、承認の手続き、その後の活動について支援と報告までサポートする。

実績では、ネパール地震のあとに設立された義肢装具クリニックへオープン寄贈、モンゴル国ウランバートル市において大腿義足製作の技術指導と部品の提供、トーゴ国へのスポーツ義足の技術伝達とアスリート支援などがある。

支援は、技術だけでなく、使用する部品の提供も必要になってくるので、高額になりやすく、対象となる人数に限りがある。支援がより多くの人へ届くような活動となるようにしていきたい。

2. 学術大会における海外からの講演者のサポート

学術大会において、海外からの講演者の推薦や、コミュニケーションを必要に応じて行う。期間中は通訳などのサポートまで、必要に応じて行う。

実績では、海外における義肢や装具の適応に応じた技術や評価に関する講演などのために、欧米やアジアからの講演者をサポートした。

支給制度の違いはあっても、日本で取り入れることのできる技術などの情報に、会員が触れる機会が増えるように関わっていきたい。

3. ホームページ英語情報の更新

日本国内での活動の発信、海外からの問い合わせに応じている。海外における義肢装具事情に関してももっと発信していきたい。

4. 所属委員

委員長：楡木 祥子（担当理事兼務）

委員：佐々木 伸、佐々木和憲、渡部 厚史、坂井 一浩

4 章 その他委員会

1 学術大会顧問会議

大塚 博

学術大会顧問会議委員長（人間総合科学大学）

1. 目的

本委員会の名称が、「学術大会委員会」ではなく、「学術大会顧問会議」であることには理由があります。構成メンバーを大会長、実行委員長および常任理事会（当時は三役会）とし、協会本部と大会本部との密なコミュニケーションを図り、協力して課題解決に当たるというコンセプトで設置されたことがその理由です。

本委員会では、これまで開催した学術大会で蓄積した経験をもとに明文化したマニュアル「学術大会取り決め事項」を作成し、学術大会の企画・運営の標準化を図っています。「学術大会取り決め事項」は、本会や社会情勢の変化に対応するため、内容を常に精査し、本委員会ならびに理事会で協議して、改正しています。

学術大会をこれから開催する大会長および実行委員長にとっては、多くの心配事を抱えることがありますが、経験者からの助言を直接受けられるので、不安要素を排除し、大会長や実行委員会が思い描く理想的な大会を作ることを可能にします。また、学術大会の予算規模は本会予算の3分の1～2分の1を占めますので、大きな影響を及ぼします。準備段階から、課題になりそうな項目を注視し、実行委員会とともに健全な大会運営について協議しています。

2. 活動実績

2-1. 学術大会のサポート

これまでに本委員会がサポートしてきた学術大会は表1の通りです。正式名称は、「第〇回日本義肢装具士協会学術大会」ですが、ここでは「第〇回 + 開催都市名 + 大会」と表記しました。

表1 学術大会顧問会議がサポートした大会

2011年 第18回大阪大会	2012年 第19回札幌大会	2013年 第20回沖縄大会
2014年 第21回金沢大会	2015年 第22回東京大会	2016年 第23回神戸大会
2017年 第24回福岡大会	2018年 第25回札幌大会	2020年 第26回岡山大会

2-2. 担当支部の順番の固定化と開催都市

これまでも支部の持ち回りで担当してきましたが、様々な事情で順番が入れ替わり、不規則になることがありました。そこで理事会では、順番の固定化の妥当性を協議し、大会長人事や準備計画の観点から必要であるとの結論が出され、審議（2019年3月31日）を経て承認されました。原則、2021年度以降は下記表2の順番で開催されます。また、開催都市の選定については、大会長の地元には固執せず、会場の容量、周辺の宿泊施設、利便性、集客性などを総合的に考慮して、大会実行委員会と担当支部とで協議して最終決定することを改めて確認しました。

順番：中部日本→東北→東日本→南日本→北海道→西日本

表2 2021年以降の学術大会の担当支部

2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
中部日本	東北	東日本	南日本	北海道	西日本
2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年
中部日本	東北	東日本	南日本	北海道	西日本

2-3. 講演集の電子化とダウンロード配布

これまで講演集は、POアカデミージャーナル特別号という位置づけで、全会員に配布され、また印刷・製本と輸送費は学術大会の経費で賄われてきました。

本委員会では、毎年会員が増えることで経費が増加し、学術大会の予算負担が増えていくことを課題として検討してきました。対策案として、講演集を電子化し、ダウンロード配布することで、経費の抑制を図ることを理事会に提案しました。理事会での協議を経て、審議（2019年3月31日）の結果、承認されました。2020年の岡山の学術大会から実施されます。

3. 課題・展望

学術大会の成功は、参加人数、演題登録数、収支だけでは測れるものではありませんが、大会長と実行委員長は、大会当日までプレッシャーを抱えていらっしゃいます。大会終了後に、“素晴らしかったですね”とのねぎらいの言葉でホッとされるのだと思います。

本委員会は、さまざまな課題を予見して、対策を実行し、多くの参加者に満足していただくことを目標に活動しています。時代の変化にも対応しなくてはなりませんので、時には柔軟に、時には堅実な姿勢が求められていることを認識して、さらに評価される学術大会になるように取り組んでまいります。

4. 所属委員

委員長：大塚 博（担当理事兼務）

委員：第25回 札幌大会 小嶋 聡（大会長）、本道 伸弘（実行委員長）
 第26回 岡山大会 植田 幸一（大会長）、佐熊 重広（副大会長）
 第27回 名古屋大会 奥 謙治（大会長）、宮本 武志（実行委員長）
 中村 喜彦（常任理事）、楡木 祥子（常任理事）

2 広報委員会

大塚 博

広報委員長（人間総合科学大学）

1. 目的

本委員会の目的は、会員および社会に対して、本会の活動や関連する情報を発信することです。これまで本会の情報媒体として PO アカデミージャーナルと WEB サイトがありました。本来、PO アカデミージャーナルはその名の通り“学術誌”です。しかしながら他に会員へ伝える媒体を持たずにきましたので、学術以外の情報も掲載してきました。また、年 4 回という頻度も多いとはいえ、タイムリーな情報を送るには課題がありました。そこで、理事会では会報誌の必要性を協議し、発刊することを決定しました。会報を担当する委員会は広報委員会です。現在、発刊頻度や情報発信手段（電子化、紙面化）を検討し、次年度には創刊号を出す予定です。

2. 活動実績

① WEB サイトのリニューアル

長年、広報委員が HP 制作ソフトウェアを使って本会の WEB サイトを構築し、アップデートしてきましたが、制作会社に委託し、リニューアルされた WEB サイトが 2017 年に完成しました。

② キャッチコピーの公募

2018 年 7 月に、義肢装具士やその活動を表現するキャッチコピーを公募しました。リーフレット、WEB サイトなどで使用することが目的です。

優秀賞に選ばれたのは次の 2 作品です。

「できる」を身に着ける 佐藤 健斗 様（株式会社 田村義肢製作所）

夢をカタチに 義肢装具士 溝手 雅之 様（株式会社 松本義肢製作所）

③ 義肢装具士を紹介する漫画冊子の企画・編集の協力

本会を含め 19 の医療福祉の職能団体が加盟している「チーム医療推進協議会」の事業として、専門職を広報する高校生向け漫画冊子があります。本委員会はこの企画に携わり、義肢装具士を主人公とする物語の構成や題材となる資料提供など作家との打ち合わせを繰り返し、2018 年 12 月に『まんがでわかる！メディカルスタッフの仕事⑩モノづくりで日々の活動を支える義肢装具士』が発刊されました。

下記のチーム医療推進協議会のサイトから概要を見ることができます。

<http://www.team-med.jp/wp-content/uploads/2018/12/4f27399cb46ef7ba8f815967e3d51fc1.pdf>

3. 課題・展望

会員への情報媒体となる会報誌の発刊が急務で、当面、これが本委員会の課題です。リーフレットのリニューアルも 2020 年度中に完成予定です。

4. 所属委員

委員長：大塚 博

担当理事：楡木 祥子

3 総務委員会

中村 喜彦

総務委員長（国立障害者リハビリテーション学院）

1. 経緯と目的

本会は2012年に一般社団法人となり、2017年に内閣府より公益法人の認定を受けた。義肢装具士を取り巻く状況が変化している中で、広く国民の生活に資する事業活動も求められており、本会の事業は多岐に亘っている。このため、本会の財政状況に注視しながら各部署が効率的に事業活動を行えるよう管理する部署が求められ、2013年に総務委員会が設置された。総務委員会の目的は以下の3点である。

- ①財務関係：財務状況の把握、次年度予算案、購入業者の選定、公益法人財務三基準の遵守など
- ②事業化：各部署の事業が実行可能性について財政面から判断、業務委託業者の選定など
- ③事業管理：事務局業務の点検と連携

2. 活動実績報告

2-1. 財務関係

- ・各部署から提出された事業計画書および予算書を精査し、顧問税理士と連携して次年度予算を作成した。
- ・当該年度の予算執行状況を事務局および顧問税理士と連携してモニタリングし、公益法人財務三基準の遵守に向け対応した。
- ・決算報告から費用面での課題を抽出し、次年度予算へ反映させた。
- ・補正予算申請に係る規程を整備した。

2-2. その他

- ・財務に係る謝金規程案を作成し、理事会へ提出した。
- ・会報発刊への課題を整理し、実現に向けた総務委員会案を作成した。
- ・報酬と日当の区分を整理し、事務局業務の円滑化を図った。

3. 現状の課題と今後の目標

事務局業務の円滑化および効率化に向け、事務局との連携を強化する必要がある。そのひとつとして事務局業務のマニュアル化を行い、事務員交代などの際にも円滑に業務移行を行える体制を整える。

4. 所属委員

委員長：中村 喜彦

担当理事：根岸 和諭

委員：笹本 嘉朝、野村 崇、芥川 雅也

4 定款・会則検討委員会

大塚 博

定款・会則検討委員長（人間総合科学大学）

1. 目的

本委員会の目的は、定款の改訂および規則類を定款に則して整備することです。本会は、任意団体（1993～2012年）、一般社団法人（2012～2017年）を経て、2017年12月に内閣府の認可を受け、公益社団法人になりました。移行するたびに定款を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に適合させる必要があり、その都度、本委員会にて改訂案を作成し、理事会および総会での審議を経て改正してきました。また公益法人には、備えるべく規程が定められていますので、本委員会の直近の活動は、これらの規程類の素案の作成が主でした。

2. 活動実績

2-1. 公益法人に整合する定款の改訂

2015年に公益法人化を目指すことが決定し、当時の定款を各法に整合した修正案を作成し、内閣府のヒアリングで指導された文言などをもとに、さらに修正するという作業を繰り返し実施しました。

2-2. 規程の整備

公益法人として整備すべき規程を整備しました。新たに追加した規程は以下の通りです。

役員の報酬等および費用に関する規程／会費規程／会員の入会および退会に関する規程／社員総会運営規程／理事会運営規程／常任理事会運営規程／理事の職務権限規程／監事監査規程／寄付金等取扱規程／事務処理規程／会計処理規程／文書管理規程／特定費用準備資金および資産取得資金の取扱規程／委員会規程／情報公開および閲覧規程／個人情報管理規程／パート職員就業規則／パート職員給与規程／謝金規程

3. 課題・展望

ルールの明文化やマニュアル化は、運営の安定性と継続性には有効ですが、多用しすぎると組織が硬直化するといわれていますので、必要最低限に留めるようとする意識も本委員会には求められています。上記の通り、本会は任意団体として20年、法人化して10年になろうとしています。必要な規程をそのときどきに応じて制定してきました。また、公益法人化に伴って、今回多くの規程が整備されました。役員をはじめ、日々実務を行っている事務局には、どのような規程があるか、困ったときにはどの規程で判断するのかなど、改めて周知する必要があり、本委員会の役割になると考えています。

4. 所属委員

委員長：大塚 博

担当理事：根岸 和諭

委員：岡崎 友満（事務局長）

5 支部活動

1 北海道支部

小嶋 聡

北海道支部長（北海道ハイテクノロジー専門学校）

1. 支部概要

（北海道支部）平成 27 年 4 月 1 日より

エリア： 北海道

所属正会員数：134 名（平成 31 年 4 月 30 日現在）

歴代支部長： 植松 茂夫（第 4 期～5 期；平成 11 年度～15 年度）※北日本支部
野坂 利也（第 6 期；平成 15 年度～16 年度）※北日本支部
関 宏三（第 7 期～10 期；平成 17 年度～24 年度）※北日本支部
早川 康之（第 11 期；平成 25 年度～26 年度）※北日本支部
小嶋 聡（第 12 期～；平成 27 年度～）※北海道支部

2. 現支部の活動目的と目標

2015 年に北日本支部が東北支部と北海道支部に分れ、その後に北海道支部としての活動が始まりました。北海道支部は研修委員会や編集委員会への協力の他に、北海道災害リハビリテーション推進協議会（DoRAT）への参加協力や北海道支部の活動の理解と入会者数の増加を図り、生涯学習委員会が実施している卒後セミナーの協力などを主な活動としています。また、年 1 回の支部会を開催して活動報告や今後の活動について検討を行っています。

2018 年には北海道支部の会員の皆様や企業様の協力のもとで第 25 回日本義肢装具士協会学術大会札幌大会を開催することができました。2019 年に佐藤健斗研修副委員長から北見市のケアマネージャーを対象とした講習を行い、地域との関わりが持てました。

今後の活動としては支部の会員の皆様に支部の活動を理解してもらうことや入会のきっかけになること期待して「北海道支部だより（案）」を計画しています。また、北見市との関係を足がかりに地域包括ケアシステム検討WGにメンバーを募り活動を考えています。北海道には 2 校の義肢装具士養成校があるので北海道支部の活動で義肢装具士協会の理解を深めていきたいと考えています。

3. 活動実績報告

3-1. 大規模災害被災者支援 WG（北海道支部）

北海道では地域 JRAT である DoRAT が活動しています。DoRAT は医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、ケアマネージャー、社会福祉士、義肢装具士で構成されています。災害時に備えて、自治体へのアンケートを実施や 2 ヶ月に 1 回の会議を行っています。また、災害時のリハビリテーション支援などの研修会をリハビリテーション関連職種対象に開催しています。

DoRAT には北海道支部から 2 名の義肢装具士が参加しています。

北海道胆振東部地震（2018 年）では DoRAT が活動本部を立ち上げ JRAT との協力を得ながらリハスタッフを派遣し、避難所の状況把握や自治体との情報共有を行っていました。義肢装具士として現地派遣はありませんでしたが、当協会本部を通じて日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）と繋がりながら福祉用具の要請への対応を行っていました。

北海道支部では DoRAT の活動において大規模災害時に義肢装具士ができることを考え、義肢装具や福祉用具のニーズに応えられるように活動をしています。

3-2. WG 委員

早川 康之、小塚 脩平、小嶋 聡

4. 構成メンバー

支 部 長：小嶋 聡

事務局長：村原 伸

委 員：野坂 利也（理事）、昆 恵介（理事）、佐藤 健斗（研修副委員長）、清水 新吾（編集副委員長）、
榊原 滋樹（生涯学習委員）

2 東北支部

内田 源生

東北支部長（株式会社田村式義肢政策工業所）

1. 支部概要

（東北支部）平成 27 年 4 月 1 日より

エリア： 青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県

所属正会員数： 160 名（平成 31 年 4 月 30 日現在）

歴代支部長： 植松 茂夫（第 4 期～ 5 期；平成 11 年度～ 15 年度）※北日本支部

野坂 利也（第 6 期；平成 15 年度～ 16 年度）※北日本支部

関 宏三（第 7 期～ 10 期；平成 17 年度～ 24 年度）※北日本支部

関川 伸哉（第 2 期～ 4 期；平成 25 年度～令和元年度）※北日本～東北支部

内田 源生（第 5 期～；令和元年度～令和 3 年度）※東北支部

2. 現支部の活動目的と目標

東北各県（6 県）に主要メンバーを配置、県の窓口となり現状把握・情報共有を主に活動。激甚災害に指定された令和元年 10 月 12 日に上陸し多大なる被害をもたらした台風第 19 号（ハギビス）による被災地にボランティアとしてメンバーが参加。「大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会：JRAT」の地域支部が各県毎に存在するので WG メンバーは繋がりを持ち情報伝達の起点となることを検討中。

3. 活動実績報告

青森：2019.12 青森理学療法士協会青森支部：事例症例検討会参加

山形：2019.10 つるおか地域包括ケア研究会参加

2019.11 つるおか地域包括ケア研究会参加・東北 7 県医療連携実務者協議会参加

2020. 1 やまがた冬の FUN まつり参加予定（幅広い職種や活動を行っている方々と健康等の仕組みや活動について知ってもらう）

福島：2018. 6 平成 30 年度：地域リハビリテーション活動支援事業「福島市介護予防ケアマネジメント相談会」参加

2018. 7 平成 30 年度：福島市医療と介護のネットワーク定例会参加

2018.12 平成 30 年度：福島市医療と介護のネットワーク定例会参加

2019. 5 平成 31 年度：福島市医療と介護のネットワーク定例会参加

2019. 9 平成 31 年度：福島市医療と介護のネットワーク定例会参加

2019.10 多職種連携合同研修会（福島市医療と介護のネットワーク主催）参加

2019. 3 第 2 回福島市在宅医療・介護連携支援センター市民公開講座（日本義肢装具士協会東北支部として後援）参加

宮城：2019.11 丸森災害ボランティア参加

2019.12 ひっぽ災害復旧大作戦参加

4. 構成メンバー

支 部 長：内田 源生（宮城）

事務局長：伊藤かおり（宮城）

委 員：時吉 健輔（青森）、佐々木雄登（秋田）、見木 太郎（岩手）、植松 茂也（山形）、阿部 真典（福島）

3 東日本支部

保谷 純一

東日本支部長（公益財団法人鉄道弘済会）

1. 支部概要

エリア： 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、栃木県、茨城県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県

所属正会員数：722名（平成31年4月30日現在）

歴代の支部長：坂井 一浩（第1期～第4期：平成5年度～平成12年度）

中島 正裕（第5期～第10期：平成13年度～平成24年度）

保谷 純一（平成25年度～現在）

2. 現支部の活動目的と目標

東日本支部では、「公益目的事業活動の活性化」・「義肢装具士の職業理解と認知度向上に係る活動」・「関連団体との協力体制の構築」・「会員に向けた活動」を主な活動目的としている。

目的到達のために、以下の項目を目標として活動に取り組んでいる。

- I. 公益目的事業活動を継続的に実行するために、東日本支部直轄事業である「障がい者、パラアスリート、義肢装具士の啓蒙WG」の活動に積極的に取り組む。
- II. 福祉関連のイベントへブースの出展をおこない、来場者への「義肢装具体験」や「義肢装具に関する各種相談」を通じて、義肢装具士の職業理解および医療職としての名称と認知度アップに繋がる広報活動に取り組む。
- III. 関連団体との交流により、支部活動の新たな事業や更なる活性化を見出すために、（一社）日本義肢協会 関東・東京支部との協力体制の構築に取り組む。
また、災害リハビリテーション支援チーム（JRAT）との関りも検討する。
- IV. （一社）日本義肢協会との共同事業として合同セミナーの実施に取り組み、東日本支部主催のセミナーを開催することで会員に研修の場を提供する。

3. 活動実績報告

【2015年度：第3期】

＜義肢装具体験イベント＞

日 程：平成27年6月28日（日）

場 所：大田区産業プラザ PiO

※第22回日本義肢装具士協会学術大会（東京） 大展示ホール

時 間：10時～14時

対 象：会場近隣（大田区）の小・中学生

内 容：① 仕事内容の紹介（義肢装具製作工程ビデオ放映・採型デモ）

② 筋電義手体験

③ 足型採型体験

④ 指型採型体験

⑤ 金属加工体験

⑥ 装具装着体験

⑦ 義肢装具展示

【2016年度：第3期】

＜第1回 義肢装具体験イベント＞

日 程：平成28年9月10日（土）

場 所：西東京市立 保谷中学校

時 間：1時間目～4時間目（1コマ：50分）

対 象：1年生～3年生・のびる組（約600名）・保護者・教職員

内 容：① 講義「義肢装具士と、その仕事とは」

② 採型体験（下肢・体幹）

③ 義足ユーザー交流（大腿義足ユーザー・下腿義足ユーザー）

④ 義肢装具装着体験（模擬義足体験・装具装着体験・高齢者疑似体験）

⑤ パラリンピアンによる講演「パラリンピック出場の経験」

講 師：青木 辰子 氏（アルペンスキー（チェアスキー）パラリンピック日本代表）

＜第2回 義肢装具体験イベント＞

日 程：平成29年1月14日（土）

場 所：中野区立 第二中野中学校

時 間：1時間目～4時間目（1コマ：50分）

対 象：1年生～3年生・特別支援学級（230名+24名：計254名）・保護者・教職員

内 容：① 講義「義肢装具士と、その仕事とは」

② 採型体験（下肢）

③ 義足ユーザー交流（下腿義足ユーザー）

④ 義肢装具装着体験（模擬義足体験・装具装着体験・高齢者疑似体験）

⑤ パラリンピアンによる講演

「障害を乗り越えて～ボート選手として参加したリオパラリンピック～」

講 師：駒崎 茂 氏（ボート競技 リオパラリンピック日本代表）

※ 第4期以降、「義肢装具体験イベント」、「オリ・パラ教育推進プログラム」については、「障がい者、パラアスリート、義肢装具士の啓蒙WG」が事業活動を引き継ぎました。

＜合同セミナー 共催：（一社）日本義肢協会 東京支部・関東支部＞

日 程：平成28年11月18日（土）

場 所：ジーニアスセミナールーム秋葉原

テーマ：「糖尿病足部病変と装具療法の基礎」

講 師：菊池 守 先生（下北沢病院 院長：医師）

砂田 和幸 先生（（有）砂田義肢製作所：義肢装具士）

参加者：80名

【2018年度：第4期】

＜第14回 新潟福祉機器展 JAPO ブース出展＞

日 程：平成30年5月11日（金）・12日（土）・13日（日）

場 所：新潟市産業振興センター

時 間：13時～16時30分（5/11）・10時～16時30分（5/12）・9時30分～15時30分（5/13）

出展数：50ブース（福祉用具関連企業・リハビリテーション関連医療職能団体 など）

内 容：模擬義足体験・筋電義手体験・義肢装具展示・JAPOと義肢装具士の広報

参加者：延べ約1,200名

<合同セミナー 共催：(一社) 日本義肢協会 東京支部・関東支部>

日 程：平成 30 年 10 月 20 日 (土)

場 所：ハロー貸会議室 秋葉原駅前

テーマ：「義肢装具士業務における自己評価～学びの履歴と経験の可視化～」

講 師：吉田 重和 先生 (新潟医療福祉大学健康科学部健康スポーツ学科 准教授)

参加者：28 名

【2019 年度：第 4 期】

<第 15 回 新潟福祉機器展 JAPO ブース出展>

日 程：令和元年 5 月 10 日 (金)・11 日 (土)・12 日 (日)

場 所：新潟市産業振興センター

時 間：13 時～16 時 30 分 (5/10)・10 時～16 時 30 分 (5/11)・9 時 30 分～15 時 30 分 (5/12)

出展数：44 ブース (福祉用具関連企業・リハビリテーション関連医療職能団体 など)

内 容：模擬義足体験・筋電義手体験・義肢装具展示・JAPO と義肢装具士の広報

参加者：延べ約 1,300 名

<企業内研修の協力>

日 程：令和元年 5 月 17 日 (金)

場 所：株式会社テルモ

時 間：15 時～16 時 30 分 ※ JAPO 担当は 45 分間

対 象：テルモ社員 30 名～40 名

内 容：① 講義「障がいのある方々と、義肢装具士の関わり」

② 義肢装具展示と質疑応答

③ 模擬義足体験

【2019 年度：第 5 期】

<合同セミナー 共催：(一社) 日本義肢協会 関東・東京支部>

日 程：令和元年 11 月 9 日 (土)

場 所：ハロー貸会議室 秋葉原駅前

テーマ：「足底装具とバイオメカニクス～エビデンスに基づいた足底装具を製作するために～」

講 師：大西 忠輔 先生 (昭和伊南総合病院：義肢装具士／理学療法士)

参加者：91 名

4. 構成メンバー

支 部 長：保谷 純一

事務局長：本道 伸弘

メンバー：後藤 直生、出井 裕司、米津 潤平、須田 裕紀、山口 和章、笹本 嘉朝、北川 新二、
星野 元訓、安部 勉、山岡 正也

4 中部日本支部

宮本 武志

中部日本支部長（日本聴能言語福祉学院）

1. 支部概要

エリア： 富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、

所属正会員数：374 名（令和元年度末）

歴代支部長： 松本 芳樹（第1期～5期；平成5年度～14年度）

中川 三吉（第6期～12期；平成15年度～28年度）

宮本 武志（第13期～現在；平成29年度～現在）

2. 支部活動の目的

本協会の目的は、公益社団法人日本義肢装具士協会定款第3条により、「本会は、義肢装具士の資質の向上及び、知識・技術の研鑽に努めるとともに、義肢装具をはじめとした福祉用具の普及・発展を図り、国民の保健・医療・福祉に寄与することを目的とする」と定められている。この第3条の目的を達成するための事業として、（1）義肢装具をはじめとした福祉用具を必要とする者の生活の質の向上に資する事業、（2）義肢装具をはじめとした福祉用具に関する学術・技術の向上、研究開発並びにその普及・発展に資する事業、（3）義肢装具をはじめとした福祉用具に関する国際協力および貢献に資する事業、（4）義肢装具をはじめとした福祉用具に関する調査研究事業及び刊行物の発行、（5）義肢装具士の社会的地位の向上と相互福祉に関する事業、（6）その他本会の目的を達成するために必要な事業があり、中部日本支部も上記の事業を中心に活動している。

3. 活動実績報告

3-1. アビリンピック

アビリンピックの正式名称は、全国障害者技能競技大会といい、能力（アビリティ）のオリンピックであることから、このアビリンピックという呼び方が親しまれている。

この大会は、障害者の高い技能や能力を広く知っていただき、障害者の雇用を促進させることを目的として毎年行われている。愛知県では大会への参加人数が多いことから、まず県大会として愛知県障害者技能競技大会（愛知アビリンピック）を実施し、参加競技の中で金賞を受賞すると全国大会に出場することができる。中部日本支部は、第34回愛知県障害者技能競技大会から参加競技種目：義肢に協力しており、（1）障害者技能競技大会・全国障害者技能競技大会への参加者の推薦、（2）愛知県障害者技能競技大会の試験会場、（3）協議員として会議に参加している（表1）。第9回国際アビリンピック大会においては、株式会社松本義肢製作所の香川貴宏様が金メダルを受賞しています。

表1 アビリンピック

第9回 国際アビリンピック	
開催日	平成28年3月23日～25日（3日間）
開催地	フランス ボルドー
参加競技技能種目	義肢
課 題	義肢ソケット製作から膝装具の製作へ変更
参加人数	7名

第38回 愛知県障害者技能競技大会	
開催日	平成28年7月24日（1日間）
会 場	専門学校 日本聴能言語福祉学院
参加競技技能種目	義肢
課 題	下腿義足（PTB 式ソケット）の製作
参加人数	1名

第40回 愛知県障害者技能競技大会	
開催日	平成30年7月8日（1日間）
会 場	専門学校 日本聴能言語福祉学院
参加競技技能種目	義肢
課 題	下腿義足（PTB 式ソケット）の製作
参加人数	4名

第41回 愛知県障害者技能競技大会	
開催日	令和元年6月23日（1日間）
会 場	専門学校 日本聴能言語福祉学院
参加競技技能種目	義肢
課 題	下腿義足（PTB 式ソケット）の製作
参加人数	3名

第39回 全国障害者技能競技大会	
開催日	令和元年11月15～17日（3日間）
会 場	愛知県国際展示場
参加競技技能種目	義肢
課 題	下腿義足（PTB 式ソケット）の製作
参加人数	2名

4. 所属委員の動向

支部長（平成 27 年～令和元年）						
期	第 12 期			第 13 期		第 14 期
年 度	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	平 30 年度	令和元年度
支部長	中川 三吉	中川 三吉		宮本 武志	宮本 武志	宮本 武志

編集委員会 所属委員（平成 27 年～令和元年）						
期	第 12 期			第 13 期		第 14 期
年 度	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	平 30 年度	令和元年度
編集副委員長	宮本 武志	宮本 武志		奥 謙治	奥 謙治	奥 謙治
編集委員	佐野 健一	佐野 健一		佐野 健一	佐野 健一	佐野 健一
	中村 有里	中村 有里		中村 有里	中村 有里	中村 有里
	山下 敬史	山下 敬史		山下 敬史	山下 敬史	中条 亮
	奥 謙治	奥 謙治		中条 亮	中条 亮	馬場 幸治
	小幡 悟	小幡 悟				

研修委員会 所属委員（平成 27 年～令和元年）						
期	第 12 期			第 13 期		第 14 期
年 度	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	平 30 年度	令和元年度
研修副委員長	宮川 拓也	宮川 拓也		宮川 拓也	片桐 浩二	片桐 浩二
研修委員	吉田 健次	吉田 健次		吉田 健次	吉田 健次	吉田 健次
	千田 弦	千田 弦		千田 弦	千田 弦	千田 弦
	片桐 浩二	片桐 浩二		片桐 浩二	岩田 崇宏	岩田 崇宏
	芥川 雅也	芥川 雅也		芥川 雅也	浅井 香澄	浅井 香澄
	宇野 秋人	宇野 秋人		宇野 秋人	佐藤 一稀	佐藤 一稀

事務局長（平成 27 年～令和元年）						
期	第 12 期			第 13 期		第 14 期
年 度	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	平 30 年度	令和元年度
事務局長	宮本 武志	宮本 武志		芥川 雅也	芥川 雅也	芥川 雅也

5. 現状の課題と今後の目標

中部日本支部は2017年度から地域包括ケアシステム検討WGを担当しており、これまで様々な機会にこの地域包括ケアシステムに対して義肢装具士が果たすことができる役割について検討してきましたが、具体的な活動に繋がっていないのが現状であり、今後も引き続き情報収集をしていきたいと考えています。また、2021年7月17.18日に愛知県産業労働センター（ウイंकあいち）において、第27回日本義肢装具士協会学術大会を開催することが決定しています。

参考文献

- 丹羽政仁：アビリンピックの成り立ちから今後の展望，PO アカデミー，25(4)，216-223，2018.
水澤二郎：アビリンピック「義肢」種目のこれまで，PO アカデミー，25(4)，224-228，2018.

5 西日本支部

支部長 佐熊 重広

西日本支部長（神戸医療福祉専門学校三田校）

1. 支部概要

エリア： 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

事務局： 神戸医療福祉専門学校三田校

所属正会員数： 749 名（平成 31 年 4 月 30 日現在）

歴代支部長： 高田 浩（第 1 期～第 2 期；平成 5 年度～ 6 年度）
小峰 敏文（第 3 期；平成 9 年度～ 10 年度）
高橋 啓次（第 4 期；平成 11 年度～ 12 年度）
内田 充彦（第 5 期～第 6 期；平成 13 年度～ 16 年度）
石原 栄治（第 7 期～第 10 期；平成 17 年度～ 24 年度）
富金原 武（第 11 期～第 12 期；平成 25 年度～ 28 年度）
佐熊 重広（第 13 期～現在；平成 29 年度～現在）

2. 現支部の活動目的と目標

西日本支部のエリアは、近畿・中国・四国地方と広範囲にわたり、正会員数も 700 名を越え協会最大規模の支部となる。西日本支部の主な活動として、支部エリアの活性化および会員サービスの拡充があげられる。上記内容実現のため、会員からの要望を吸い上げ検討実行していくことである。例年研修委員会のセミナー開催においては、義肢協会近畿支部様、中国四国支部様と共催関係でセミナー開催を行い地域の要望に沿ったテーマになるように日々検討している。2019 年度には、神戸で ISPO 世界大会が約 30 年ぶりに行われた。また、他職種連携として、若手リハ医に対して義肢装具についての勉強会などもリハ医学会近畿地方会と共同して行っていくなど積極的に活動を行っている。

3. 活動実績（過去 5 年程度）

2017 年 12 月 日本義肢協会近畿支部共催セミナー「臨床におけるエビデンスの重要性を考える～ PO 業界発信の歩行評価機器（ゲイトジャッジシステム）を通して～」後援として参画
2018 年 1 月 第 19 回兵庫県総合リハビリテーションケア研究大会参加
2018 年 3 月 第 43 回 日本リハ医学会近畿地方会学術集会参加
2018 年 4 月 災害時の時間経過で考える受援と支援（兵庫 JRAT）参加

4. 現状の課題と今後の目標、展望

西日本支部は広範囲にわたるため支部エリア内の会員サービスが届きにくいことが上げられる。そのため日本義肢協会近畿支部様、中国四国支部様と共催関係を結び隔年で近畿地方と中国四国地方とセミナー開催場所を変更して行っている。セミナー開催することだけが共催関係ではないと考えており、今後は、セミナー以外での会員サービスを検討する必要がある。事務拠点として近畿と中国四国でそれぞれ義肢装具士養成校がある。その拠点をうまく活用し、支部エリア内隅々まで行き渡る会員サービスを行います。

5. 構成メンバー

支 部 長：佐熊 重広

事務局長：唐内 健太

委 員：藤本 陽亮（編集副委員長）

佐藤 寿彦（研修副委員長）

植田 幸一（第26回学術大会大会長）

大窪伸太郎（第26回学術大会実行委員長）

6 南日本支部

本田 智裕

南日本支部長（熊本総合医療リハビリテーション学院）

1. 支部概要

エリア： 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
事務局： 熊本総合医療リハビリテーション学院
所属正会員数： 319 名（平成 31 年 4 月 30 日現在）
歴代支部長： 高田 浩 （第 1 期～第 2 期；平成 5 年度～ 8 年度（※西日本支部））
小峯 敏文（第 3 期；平成 9 年度～ 10 年度（※西日本支部））
小峯 敏文（第 4 期～第 9 期；平成 11 年度～ 22 年度）
本田 智裕（第 10 期～現在；平成 23 年度～現在）

2. 現支部の活動目的と目標

職能団体として 1993 年日本義肢装具士協会に設立、東日本・中日本・西日本の 3 つの支部によって構成され、現南日本支部の前身となるのは西日本支部となる。初代支部長は高田浩氏、その後小峯敏文氏を経て本田が 3 代目となる。現在の支部活動は、研修および編集委員会への協力はもとより、大規模災害被災者支援事業に対し、地域 JRAT へ義肢装具士の派遣や生涯学習委員会が行う卒後セミナーへの協力、また年 1 回の支部会を開催して活動報告や今後の活動について検討を行っている。

支部の目標として、会員サービスの充実を図りながら、正会員への勧誘を進めていく。地域包括ケアシステム検討 WG の中で各地域での状況を調査し義肢装具士がどのように介入できるのか等を考えていきたい。また、大規模災害被災者支援 WG については、日本義肢協会九州沖縄支部と連携のもと、各県に義肢装具士を派遣していくことを目標としている。

3. 活動実績

3-1. 大規模災害被災者支援 WG

南日本支部は九州 8 県が対象となる支部である。九州 8 県にそれぞれ地域 JRAT が存在し活動を行っているが、それら全ての地域 JRAT に対して義肢装具士を派遣できていない状況ではある。現在 3 県（熊本、福岡、長崎）に対し、南日本支部の義肢装具士として登録ができています。ここでは、熊本県災害リハビリテーション推進協議会の活動を紹介します。

熊本県災害リハビリテーション推進協議会は、平成 23 年に発生した東日本大震災を契機に、平成 27 年 7 月に発足され、その際日本義肢装具士協会南日本支部の代表として小峯敏文氏（前南日本支部長）が世話人会の一員として参加し、現在本田智裕（現南日本支部長）が引き継いで参加している。

本協議会の活動目的は、平時から参加施設、団体が相互に連携し、各地域において災害リハビリテーション支援チームを発足させ、大規模災害発生時には災害弱者、新たな障害者、あるいは被災高齢者などの生活不活発病への予防に対する適切な対応を可能とすることで住民が災害を乗り越え、自立生活を再建、復興を目指していけるように、安心、安全、且つ、良質なリハビリテーション支援を受けられる制度や体制の確立を促進することを目的としている。世話人会

は、会員施設や団体を代表する者で構成し、主として本会の事業および予算の決定、その他の提案審議事項について議決・決定している。活動内容は、各地域における災害リハビリテーション支援チームの育成・組織化、県内および各地域のネットワークの構築、災害リハビリテーションに関する教育・啓発のための研修および広報、災害支援必要機材の準備、他の災害救助チームとの連携、発災時、組織的かつ直接的な災害リハビリテーション支援などを行うこととしている。

3-2. WG 委員

委員長：本田 智裕

委 員：中野 浩朗、中武 将隆

4. 構成メンバー

支 部 長：本田 智裕

事務局長：山形なおみ

委 員：笹川 友彦（生涯学習委員長委員長）

光永 康司（編集副委員長）

成清 健市（生涯学習副委員長）

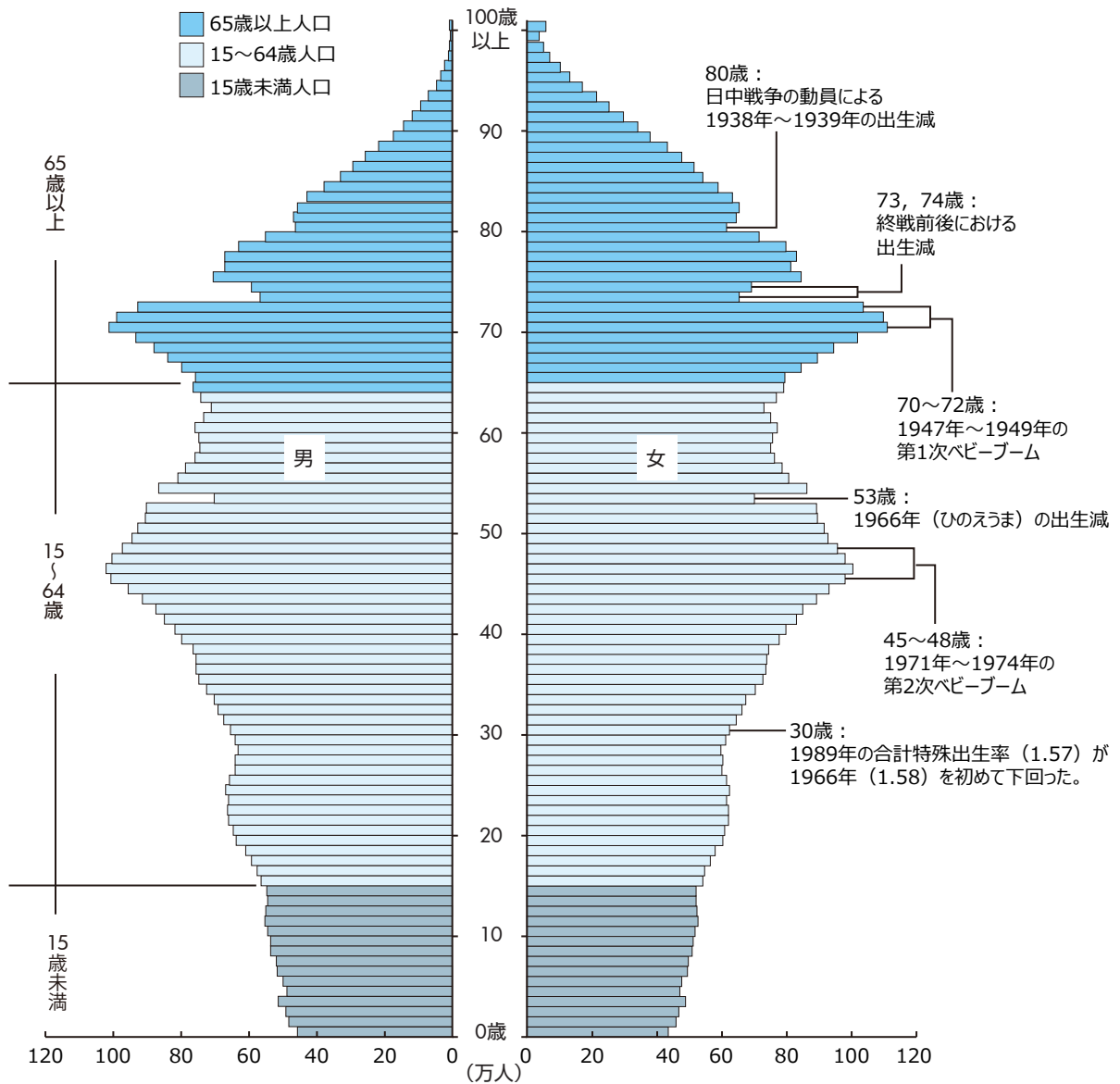
中礼 裕之（研修副委員長）

IV部

統計・資料編

1. 医療・保険・福祉の基礎統計

1) 日本の人口ピラミッド



総務省統計局統計調査部国勢統計課「人口推計年報」

2019（令和元）年10月1日現在

資料：総務省統計局統計調査部国勢統計課「人口推計年報」

2) 医療施設調査・病院報告の概況

	平成 8 年 (1996)	平成 11 年 (1999)	平成 14 年 (2002)	平成 17 年 (2005)	平成 20 年 (2008)	平成 23 年 (2011)	平成 26 年 (2014)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)
施設数									
総数	156,756	163,270	169,079	173,200	175,656	176,308	177,546	178,492	179,090
病院	9,490	9,286	9,187	9,026	8,794	8,605	8,493	8,412	8,372
精神科病院	1,057	1,060	1,069	1,073	1,079	1,076	1,067	1,059	1,058
伝染病院	5	-	-	-	-	-	-	-	-
結核療養所	7	4	2	1	1	1	-	-	-
一般病院	8,421	8,222	8,116	7,952	7,714	7,528	7,426	7,353	7,314
(再掲) 地域医療支援病院	-	16	43	106	228	378	493	556	604
(再掲) 老人病院	1,701	1,032	244	-	-	-	-	-	-
(再掲) 療養病床を有する病院	494	2,227	3,723	4,374	4,067	3,920	3,848	3,781	3,736
(再掲) 感染症病床を有する病院	-	306	294	322	326	332	347	365	366
一般診療所	87,909	91,500	94,819	97,442	99,083	99,547	100,461	101,471	102,105
有床	20,452	18,487	16,178	13,477	11,500	9,934	8,355	7,202	6,934
(再掲) 療養病床を有する一般診療所	-	1,795	2,675	2,544	1,728	1,385	1,125	902	847
無床	67,457	73,013	78,641	83,965	87,583	89,613	92,106	94,269	95,171
病床数									
総数	1,911,595	1,872,518	1,839,376	1,798,637	1,756,115	1,712,539	1,680,712	1,653,303	1,641,468
病院	1,664,629	1,648,217	1,642,593	1,631,473	1,609,403	1,583,073	1,568,261	1,554,879	1,546,554
精神病床	360,896	358,449	355,966	354,296	349,321	344,047	338,174	331,700	329,692
感染症病床	9,716	3,321	1,854	1,799	1,785	1,793	1,778	1,876	1,882
結核病床	31,179	24,773	17,558	11,949	9,502	7,681	5,949	5,210	4,762
療養病床	-	-	113,534	359,230	339,358	330,167	328,144	325,228	319,506
一般病床	-	-	249,858	904,199	909,437	899,385	894,216	890,865	890,712
その他の病床	1,262,838	1,261,674	903,823	-	-	-	-	-	-
(再掲) 療養型病床群	37,872	167,106	187,317	-	-	-	-	-	-
(再掲) 老人病床	193,295	114,418	23,377	-	-	-	-	-	-
一般診療所	246,779	224,134	196,596	167,000	146,568	129,366	112,364	98,355	94,853
(再掲) 療養病床	-	16,452	24,880	24,681	17,519	14,150	11,410	9,069	8,509
1 日平均患者数									
1 日平均在院患者数	1,403,294	1,395,721	1,395,735	1,382,190	1,318,020	1,299,322	1,261,181	1,252,295	1,246,867
1 日平均外来患者数	1,784,892	1,790,089	1,736,762	1,579,640	1,431,316	1,401,669	1,372,114	1,346,627	1,334,097

注：1) 平成 11 年 4 月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されたため、「伝染病床」は「感染症病床」に改められた。
(医療施設調査)

2) 平成 14 年までの「療養病床を有する病院」は「療養型病床群」または「経過的旧療養型病床群」または「療養病床」を有する病院である。

3) 平成 14 年の「その他の病床」は「経過的旧その他の病床」である。

4) 平成 14 年の「療養型病床群」は「経過的旧療養型病床群」である。

5) 平成 20 年までの「一般診療所」には「沖縄県における介輔診療所」を含む。

各年 10 月 1 日現在

資料：厚生労働省医療施設調査・病院報告

3) 医療施設従事者数

	平成 19 年 (2007)	平成 20 年 (2008)	平成 21 年 (2009)	平成 22 年 (2010)	平成 23 年 (2011)	平成 24 年 (2012)	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 29 年 (2017)
総数	1,736,362.2	1,771,435.8	1,820,335.0	1,868,255.5	1,909,736.9	1,958,017.8	2,003,487.8	2,043,369.0	2,078,635.6	2,090,967.5
医師	183,828.3	187,947.6	191,125.3	195,368.1	199,499.2	202,825.2	206,658.6	210,112.4	214,677.8	217,567.4
常勤	147,472.0	150,238.0	153,343.0	157,166.0	159,974.0	163,528.0	166,134.0	169,600.0	173,662.0	172,192.0
非常勤	36,356.3	37,709.6	37,782.3	38,202.1	39,525.2	39,297.2	40,524.6	40,512.4	41,015.8	45,375.4
歯科医師	9,684.1	9,981.3	9,993.1	10,202.8	10,112.1	10,115.6	10,103.6	10,006.1	10,051.8	9,825.1
常勤	8,065.0	8,326.0	8,272.0	8,248.0	8,106.0	7,863.0	8,062.0	7,985.0	8,045.0	7,705.0
非常勤	1,619.1	1,655.3	1,721.1	1,954.8	2,006.1	2,252.6	2,041.6	2,021.1	2,006.8	2,120.1
薬剤師	41,032.2	41,760.0	43,113.6	43,294.8	42,802.9	44,353.9	45,680.4	46,663.4	47,941.8	49,782.8
保健師	3,517.6	3,983.6	4,459.9	4,676.5	4,747.7	4,959.2	5,176.2	5,272.1	5,309.1	5,658.5
助産師	17,597.0	18,130.7	18,881.5	19,224.3	20,121.9	21,072.4	21,596.4	22,223.8	22,613.4	22,881.7
看護師	618,406.4	636,970.8	660,142.9	682,603.9	704,626.7	725,559.8	747,009.2	767,700.8	787,404.2	805,708.0
准看護師	176,441.8	170,782.5	166,546.0	161,125.8	153,690.6	147,800.5	142,304.7	135,799.0	129,594.0	113,496.5
看護業務補助者	191,323.9	189,838.3	193,536.7	196,072.6	196,894.2	198,343.3	200,105.8	196,696.0	192,329.0	175,234.8
理学療法士 (PT)	34,782.7	38,675.3	42,813.0	47,541.2	51,800.1	56,851.2	61,720.6	66,151.4	70,492.4	78,439.0
作業療法士 (OT)	21,776.9	24,456.7	27,616.0	30,795.0	33,020.5	35,577.7	37,451.0	39,786.2	41,376.0	45,164.9
視能訓練士	2,852.3	2,956.4	3,124.5	3,340.3	3,435.8	3,633.4	3,823.4	3,968.2	4,103.1	4,320.5
言語聴覚士	6,738.8	7,869.2	8,666.2	9,663.1	10,650.5	11,530.5	12,536.1	13,493.4	14,256.7	15,781.0
義肢装具士	54.4	60.6	58.0	58.6	63.7	62.9	63.9	62.5	66.4	61.6
歯科衛生士	4,201.3	4,266.6	4,409.7	4,519.2	4,636.7	4,850.1	5,131.4	5,362.6	5,622.8	5,970.9
歯科技工士	798.0	781.1	767.3	758.6	750.3	753.0	748.2	712.3	682.8	661.9
診療放射線技師	36,884.5	37,443.2	38,079.4	38,906.7	39,629.2	40,603.2	41,323.4	42,257.8	43,249.1	44,755.4
診療エックス線技師	354.3	312.8	290.7	247.9	244.4	231.2	223.0	179.8	151.4	105.5
臨床検査技師	46,638.9	47,371.9	48,055.4	48,986.3	49,772.1	50,665.4	51,759.5	52,961.5	54,155.4	54,960.2
衛生検査技師	187.5	202.2	164.2	158.1	141.6	148.0	129.3	112.6	96.9	76.5
臨床工学技士	10,956.6	11,931.9	12,837.8	13,767.0	14,585.8	15,504.6	16,588.7	17,918.9	19,263.5	21,184.3
あん摩マッサージ指圧師	3,005.0	2,743.4	2,524.1	2,271.9	2,103.2	1,905.7	1,782.1	1,642.2	1,516.6	1,229.5
柔道整復師	659.9	630.1	610.0	581.5	564.8	536.4	550.4	522.9	493.7	486.4
管理栄養士	16,859.3	17,489.3	17,825.2	18,284.7	18,824.3	19,745.4	20,510.5	21,206.7	21,887.0	22,430.0
栄養士	6,026.2	5,917.6	5,776.3	5,682.3	5,486.7	5,299.6	5,044.3	4,851.2	4,654.9	4,717.3
精神保健福祉士	6,324.2	6,766.2	7,154.3	7,454.7	7,722.6	8,090.7	8,350.8	8,870.1	9,195.7	9,822.4
社会福祉士	3,625.7	4,581.2	5,183.4	5,971.3	6,767.3	7,649.9	8,293.5	9,258.6	10,077.0	12,966.6
介護福祉士	25,061.6	27,481.0	30,600.9	33,143.7	34,942.4	38,200.0	40,182.6	42,987.9	45,375.0	45,197.1
その他の技術員	16,116.0	15,900.2	16,274.9	16,364.5	16,692.1	17,334.5	16,725.1	16,411.6	16,436.4	18,916.6
医療社会事業従事者	9,232.3	9,200.9	9,206.0	9,061.7	8,838.7	9,118.7	9,253.8	9,527.3	9,459.8	4,774.5
事務職員	157,867.7	162,736.1	168,145.6	176,279.5	185,824.7	194,005.7	202,762.1	209,954.8	216,353.7	218,004.0
その他の職員	83,526.8	82,267.1	82,353.1	81,848.9	80,744.1	80,690.1	79,899.2	80,694.9	79,748.2	73,547.8

注：総数には、結核療養所を含む。

各年 10 月 1 日現在、値は常勤換算値

資料：厚生労働省医療施設調査・病院報告

4) 身体障害者数の推移

	総 数	視覚障害	聴覚言語障害	肢体不自由	内部障害	重複障害（再掲）
昭和 45 年	1,314	250	235	763	66	121
(1970)	100.0	19.0	17.9	58.1	5.0	9.2
昭和 55 年	1,977	336	317	1,127	197	150
(1980)	100.0	17.0	16.0	57.0	10.0	7.6
昭和 62 年	2,413	307	354	1,460	292	156
(1987)	100.0	12.7	14.7	60.5	12.1	6.5
平成 3 年	2,722	353	358	1,553	458	121
(1991)	100.0	13.0	13.2	57.1	16.8	4.4
平成 8 年	2,933	305	350	1,657	621	179
(1996)	100.0	10.4	11.9	56.5	21.2	6.1
平成 13 年	3,245	301	346	1,749	849	175
(2001)	100.0	9.3	10.7	53.9	26.2	5.4
平成 18 年	3,483	310	343	1,760	1,070	310
(2006)	100.0	8.9	9.8	50.5	30.7	8.9
平成 23 年	3,791	311	312	1,667	921	168
(2011)	100.0	8.2	8.2	44.0	24.3	4.4
平成 28 年	4,219	308	335	1,895	1,225	737
(2016)	100.0	7.3	7.9	44.9	29.0	17.5

注：身体障害者数には、18 歳未満の身体障害者（身体障害児）を含まない。

上段：推計数（単位：千人） 平成 3 年迄は聴覚障害、下段：構成割合（単位：％）

資料：厚生労働省統計表データベースシステム：障害保健福祉部「身体障害者実態調査」

政府統計の総合窓口 e-Stat：平成 18 年度障害者・児実態調査

平成 28 年生活のしづらさに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）結果

5) 身体障害児数の推移

	総 数	視覚障害	聴覚言語障害	肢体不自由	内部障害	重複障害（再掲）
昭和 45 年	93.8	7.0	23.7	57.3	5.6	12.6
(1970)	100.0	7.5	25.3	61.3	6.0	13.4
昭和 62 年	92.5	5.8	13.6	53.3	19.8	6.6
(1987)	100.0	6.3	14.7	57.6	21.4	7.1
平成 3 年	81.0	3.9	11.2	48.5	17.5	6.3
(1991)	100.0	4.8	13.8	59.9	21.6	7.8
平成 8 年	81.6	5.6	16.4	41.4	18.2	3.9
(1996)	100.0	6.9	20.1	50.7	22.3	4.8
平成 13 年	81.9	4.8	15.2	47.7	14.2	6.0
(2001)	100.0	5.9	18.6	58.2	17.3	7.3
平成 18 年	93.1	4.9	17.3	50.1	20.7	15.2
(2006)	100.0	5.3	18.6	53.8	22.2	16.3
平成 23 年	72.7	4.9	11.8	42.3	9.8	8.8
(2011)	100.0	6.7	16.2	58.2	13.5	12.1
平成 28 年	68.0	5.0	5.0	36.0	15.0	23.0
(2016)	100.0	7.4	7.4	52.9	22.1	33.8

注：上段：推計数（単位：千人）、下段：構成割合（単位：％）

資料：厚生労働省統計表データベースシステム：障害保健福祉部「身体障害者実態調査」

政府統計の総合窓口 e-Stat：平成 18 年度障害者・児実態調査

平成 28 年生活のしづらさに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）結果

6) 身体障害者の疾患別状況

	総 数	脳性 マヒ	脊髄性 小児マヒ	脊髄損傷Ⅰ (対マヒ)	脊髄損傷Ⅱ (四肢マヒ)	進行性筋 萎縮性疾患	脳血管 障害	脳挫傷	その他の 脳神経疾患	骨関節 疾患	リウマチ性 疾患	中耳性 疾患	内耳性 疾患
昭和 62 年 (1987)	2,423 100.0	65 2.7	53 2.7	76 2.7		13 0.5	354 14.7	— (—)	— (—)	232 9.6	93 3.8	97 4.0	103 4.3
平成 3 年 (1991)	2,722 100.0	67 2.5	43 1.6	34 1.2	29 1.1	12 0.4	325 11.9	— (—)	— (—)	214 7.9	96 3.5	73 2.7	89 3.3
平成 8 年 (1996)	2,933 100.0	74 2.5	47 1.6	43 1.5	33 1.1	13 0.4	359 12.2	14 0.5	64 2.2	254 8.7	99 3.4	78 2.7	66 2.3
平成 13 年 (2001)	3,245 100.0	80 2.5	55 1.7	58 1.8	42 1.3	22 0.7	341 10.5	17 0.5	72 2.2	281 8.7	98 3.0	73 2.2	58 1.8
平成 18 年 (2006)	3,483 100.0	54 1.6	43 1.2	33 1.0	24 0.8	21 0.7	273 7.8	11 0.3	73 2.1	238 6.8	97 2.8	32 0.9	45 1.3

	角膜 疾患	水晶体 疾患	網脈絡膜・ 視神経系 疾患	じん臓疾患	心臓疾患	呼吸器疾患	ぼうこう 疾患	大腸 疾患	小腸疾患	後天性免 疫不全症 候群	その他・ 不明・不詳
昭和 62 年 (1987)	63 2.6	63 2.6	112 4.6	74 3.1	136 5.6	65 2.7	14 0.6	20 0.8	1 0.0	— (—)	781 32.3
平成 3 年 (1991)	46 1.7	55 2.0	105 3.9	95 3.5	135 7.2	68 2.5	16 0.6	25 0.9	1 0.0	— (—)	1,136 41.7
平成 8 年 (1996)	48 1.6	22 0.8	113 3.9	131 4.5	293 10.0	78 2.7	22 0.8	34 1.2	1 0.0	— (—)	0 0.0
平成 13 年 (2001)	35 1.1	17 0.5	97 3.0	169 5.2	360 11.0	83 2.6	26 0.8	34 1.0	2 0.1	— (—)	1224 37.7
平成 18 年 (2006)	19 0.5	11 0.3	84 2.4	163 4.7	350 10.0	56 1.6	20 0.6	51 1.5	4 0.1	2 0.1	1,778 51.0

注：表中の脊髄損傷Ⅰは「対麻痺」を、脊髄損傷Ⅱは「四肢麻痺」をいう。上段：推計数（単位：千人）、下段：構成割合（単位：%）

身体障害者には、18 歳未満の身体障害者（身体障害児）を含まない。

資料：厚生労働省統計表データベースシステム：障害保健福祉部「身体障害者実態調査」

政府統計の総合窓口 e-Stat：平成 18 年度障害者・児実態調査

7) 身体障害児の疾患別状況

	総 数	脳性 マヒ	脊髄性 小児マヒ	脊髄損傷Ⅰ (対マヒ)	脊髄損傷Ⅱ (四肢マヒ)	進行性筋 萎縮性疾患	脳血管 障害	脳挫傷	その他の 脳神経疾患	骨関節 疾患	リウマチ性 疾患	中耳性 疾患	内耳性 疾患
昭和 62 年 (1987)	92.5 100.0	26.9 29.1	0.8 0.9	2.7 2.9	1.9 2.1	2.7 2.9	0.8 0.9	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1.5 1.6	5.1 5.5
平成 3 年 (1991)	81.0 100.0	21.8 26.9	1.0 1.2	1.9 2.3	1.9 2.3	0.5 0.6	2.4 3.0	— (—)	— (—)	1.0 1.2	— (—)	0.5 0.6	4.9 6.0
平成 8 年 (1996)	81.6 100.0	18.6 22.8	0.7 0.9	0.5 0.6	0.8 1.0	2.0 2.5	1.9 2.3	0.3 0.4	3.4 4.2	1.0 1.2	— (—)	1.0 1.2	3.7 4.5
平成 13 年 (2001)	81.9 100.0	19.8 24.2	0.2 0.2	1.0 1.2	1.9 2.3	1.0 1.2	1.4 1.7	1.0 1.2	4.8 5.9	0.5 0.6	— (—)	0.7 0.9	4.3 5.3
平成 18 年 (2006)	93.1 100.0	24.1 25.9	0.3 0.3	0.9 1.0	0.6 0.6	1.5 1.6	0.9 1.0	0.3 0.3	3.7 4.0	0.6 0.6	— (—)	0.3 0.3	3.7 4.0

	角膜疾患	水晶体 疾患	網脈絡膜・ 視神経系 疾患	じん臓疾患	心臓疾患	呼吸器疾患	ぼうこう 疾患	大腸 疾患	小腸疾患	後天性免 疫不全症 候群	その他・ 不明・不詳
昭和 62 年 (1987)	0.4 0.4	1.2 1.3	3.5 3.8	15.5 16.8	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	29.5 31.9
平成 3 年 (1991)	0.5 0.6	— (—)	0.5 0.6	0.5 0.6	14.6 18.0	— (—)	— (—)	— (—)	0.5 0.6	— (—)	28.6 35.5
平成 8 年 (1996)	0.3 0.4	0.7 0.9	1.0 1.2	1.5 1.8	15.0 18.4	0.5 0.6	0.3 0.4	— (—)	0.2 0.2	— (—)	18.6 35.0
平成 13 年 (2001)	0.5 0.6	0.2 0.2	1.0 1.2	0.5 0.6	9.2 11.2	0.5 0.6	0.5 0.6	— (—)	— (—)	— (—)	33.0 40.3
平成 18 年 (2006)	0.3 0.3	— (—)	1.9 2.0	1.2 1.3	12.4 13.3	0.3 0.3	— (—)	0.3 0.3	0.3 0.3	— (—)	39.2 47.1

注：表中の脊髄損傷Ⅰは「対麻痺」を、脊髄損傷Ⅱは「四肢麻痺」をいう。上段：推計数（単位：千人）、下段：構成割合（単位：%）

資料：厚生労働省統計表データベースシステム：障害保健福祉部「身体障害者実態調査」

政府統計の総合窓口 e-Stat：平成 18 年度障害者・児実態調査

8) 年齢階級別にみた身体障害者数

	総数	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	不詳
昭和 62 年 (1987)	2,413 100.0	8 0.3	78 3.2	182 7.5	269 11.1	483 20.0	638 26.4		756 31.1	— (—)
平成 3 年 (1991)	2,722 100.0	16 0.6	71 2.6	136 5.0	266 9.8	467 17.2	789 29.0		918 33.7	58 2.1
平成 8 年 (1996)	2,933 100.0	8 0.3	72 2.5	111 3.8	242 8.3	435 14.8	378 12.9	408 13.9	1,179 40.2	— (—)
平成 13 年 (2001)	3,245 100.0	11 0.3	70 2.2	93 2.9	213 6.6	468 14.4	363 11.2	522 16.1	1,482 45.7	22 0.7
平成 18 年 (2006)	3,483 100.0	12 0.3	65 1.9	114 3.3	182 5.2	470 13.5	394 11.3	436 12.5	1,775 51.0	35 1.0
平成 23 年 (2011)	3,791 100.0	10 0.0	57 5.7	110 1.9	168 1.5	323 1.9	443 1.4	439 1.0	2,216 5.0	25 0.0
平成 28 年 (2016)	4,219 100.0	10 0.2	74 1.8	98 2.3	186 4.4	314 7.4	331 7.8	576 13.7	2,536 60.1	120 2.8
増加率 (%) 平成 28 年 / 平成 23 年	111.3	100	129.8	89.1	110.7	97.2	74.7	131.2	114.4	480

上段：推計数（単位：千人）、下段：構成割合（単位：％）

資料：厚生労働省統計データベースシステム：障害保健福祉部「平成 8 年身体障害者実態調査」

政府統計の総合窓口 e-Stat：平成 18 年度障害者・児実態調査

平成 28 年生活のしづらさに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）結果

9) 年齢階層別にみた身体障害者の年次推移

	総数	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上
昭和 35 年 (1960)	13.7	5.2	5.4	10.0	16.0	20.0	28.2		39.1
昭和 45 年 (1970)	17.9	3.3	4.9	7.7	15.8	29.7	40.9	56.2	63.7
昭和 55 年 (1980)	23.8	3.5	4.9	7.0	16.0	33.7	55.8	68.7	87.6
昭和 62 年 (1987)	26.3	2.2	4.9	9.1	15.7	31.7	56.9	72.9	88.0
平成 3 年 (1991)	28.3	3.9	4.1	8.3	13.4	28.9	54.5	75.9	90.4
平成 8 年 (1996)	28.9	2.3	3.8	7.0	12.2	26.2	49.6	62.3	94.6
平成 13 年 (2001)	31.1	3.7	3.9	5.4	13.0	24.2	46.5	72.1	96.2

※ここからは身体障害児を含める。

	総数	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上
平成 13 年 (2001)	28.0	3.1	4.0	5.4	13.0	24.2	46.5	72.1	96.2	87.6
平成 18 年 (2006)	26.2	3.2	4.0	4.1	6.1	11.6	24.4	48.9	58.3	94.9
平成 23 年 (2012)	30.3	3.7	3.6	4.3	9.7	9.5	20.7	43.2	53.5	98.1
平成 28 年 (2016)	33.8	3.0	4.1	5.9	6.4	9.8	20.3	40.6	56.1	104.3

注：人口千人対の身体障害者数算出の基礎人口は、総務庁統計局の「国勢調査」および「推計人口」における 18 歳以上の人口を用いた。

資料：厚生労働省「身体障害者実態調査」および厚生労働省「身体障害児・者実態調査」

平成 28 年生活のしづらさに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）結果

2. 日本義肢装具士協会関連資料

1) 概要

公益社団法人日本義肢装具士協会は、国内唯一の義肢装具士の職能団体で、1993（平成 5）年に設立され、2012（平成 24）年に法人化、そして 2017（平成 29）年に内閣府より公益法人認定を受けました。

本会は、義肢装具士の資質の向上および知識・技術の研鑽に努めると共に、義肢装具をはじめとした福祉用具の普及・発展を図り、国民の保健・医療・福祉に寄与することを目的とし、次の事業を行っています。

- ・義肢装具をはじめとした福祉用具を必要とする者の生活の質の向上に資する事業
- ・義肢装具をはじめとした福祉用具に関する学術・技術の向上、研究開発ならびにその普及・発展に資する事業
- ・義肢装具をはじめとした福祉用具に関する国際協力および貢献に資する事業
- ・義肢装具をはじめとした福祉用具に関する調査研究事業および刊行物の発行
- ・義肢装具士の社会的地位の向上と相互福祉に関する事業

具体的には、学術大会、研修会、学術誌・白書の発行、義肢装具士の生涯学習および国際協力などが挙げられます。

2) 会員構成（平成 30 年 4 月 30 日現在）

①正会員	2,386 名	内訳	
		北海道支部	137 名
		東北支部	149 名
		東日本支部	695 名
		中部日本支部	355 名
		西日本支部	735 名
		南日本支部	315 名
②名誉会員	1 名		
③学生会員	879 名		
④購読会員	91 名		
⑤賛助会員	33 団体		
総計	3,357 名		
	33 団体		

正 会 員：義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）第 3 条の規定による義肢装具士の免許を有する者

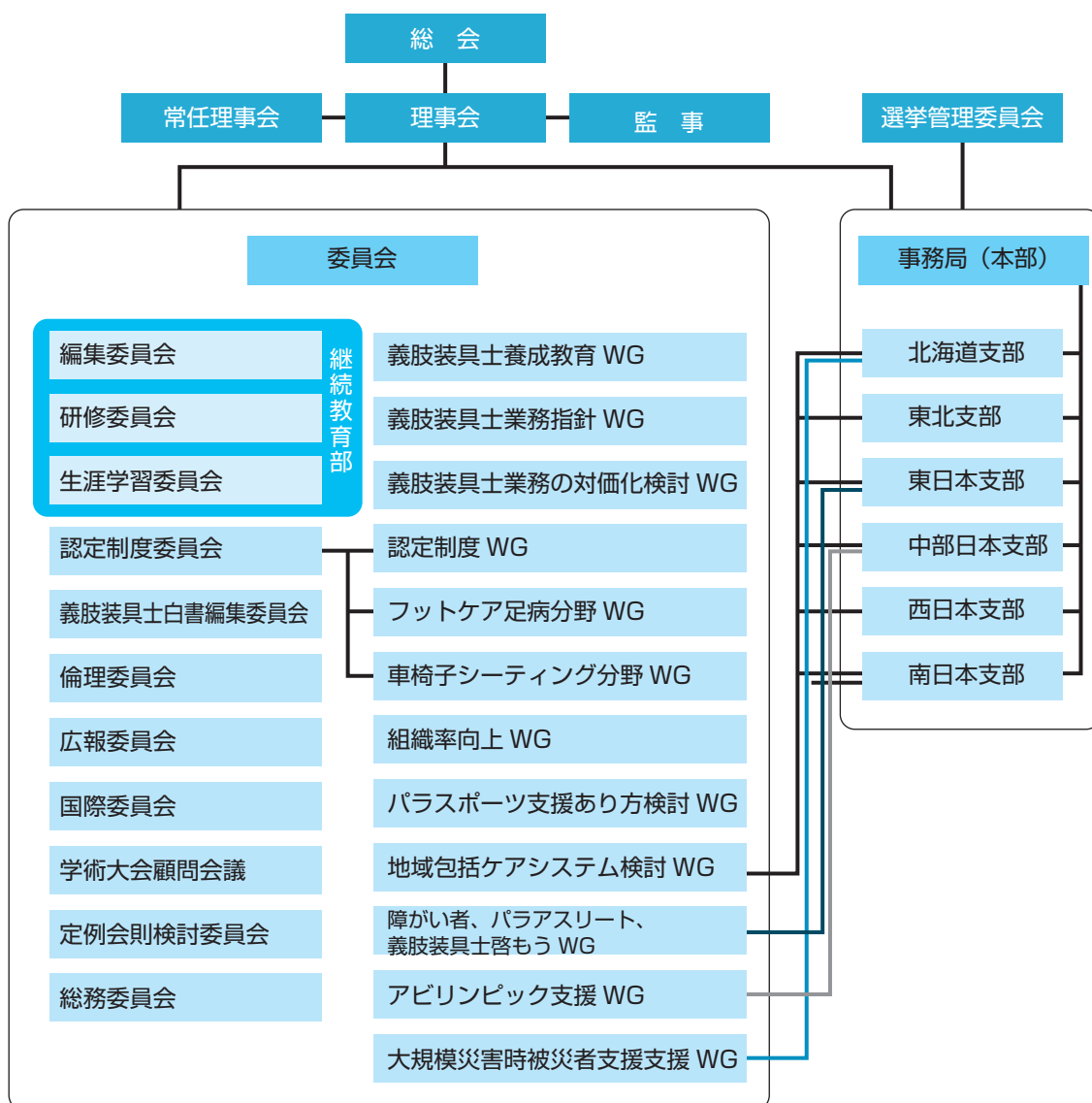
賛助会員：本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助する個人（義肢装具士の免許を有しない者に限る）および団体

学生会員：義肢装具士養成学校の学生その他学生であって義肢装具士の免許を有しない者

購読会員：本会の刊行物等の購読を希望する個人（義肢装具士の免許を有しない者に限る）および団体

このほか、名誉会員（本会に特に功労があった者で、理事会の推薦に基づき社員総会において承認された者）があります。

3) 組織図



4) 役員名簿

第5期（任期：令和元年7月14日～令和3年度定時社員総会）

役職名	氏 名	所 属
会 長（非常勤）	野坂 利也	北海道科学大学
副会長（非常勤）	石原 栄治	有限会社大阪義肢
副会長（非常勤）	大塚 博	人間総合科学大学
副会長（非常勤）	根岸 和諭	福岡義肢製作所
常任理事（非常勤）	中村 隆	国立障害者リハビリテーションセンター研究所
常任理事（非常勤）	中村 喜彦	国立障害者リハビリテーションセンター学院
常任理事（非常勤）	楡木 祥子	オズールアジア
理 事（非常勤）	内田 源生	株式会社田村式義肢製作工業所
理 事（非常勤）	小嶋 聡	北海道ハイテクノロジー専門学校
理 事（非常勤）	昆 恵介	北海道科学大学
理 事（非常勤）	佐熊 重広	神戸医療福祉専門学校三田校
理 事（非常勤）	保谷 純一	公益財団法人鉄道弘済会義肢装具サポートセンター
理 事（非常勤）	本田 智裕	熊本総合医療リハビリテーション学院
理 事（非常勤）	宮本 武志	専門学校日本聴能言語福祉学院
監 事（非常勤）	東江由起夫	新潟医療福祉大学
監 事（非常勤）	小谷 和男	株式会社小谷義肢
監 事（非常勤）	佐々木智也	株式会社佐々木製作所

5) 倫理綱領

(前 文)

現代社会は、多様性に満ちており、その中に暮らす全ての人々は人としての尊厳を維持し、健康で幸福であることを願っている。そのような社会にあって義肢装具士の免許を与えられた者は、義肢装具の制作適合等をもって人々の願いに貢献し、延いては社会に貢献する。日本義肢装具士協会は、その会員である義肢装具士が自らの使命を自覚し、その職責を果たすための指針としてこの「倫理綱領」を定める。

1 (基本精神)

- 1) 義肢装具士は、国籍、人種、民族、宗教、文化、思想、信条、門地、社会的地位、年齢、性別、および性的指向などの如何にかかわらず、対象者に対して平等に接する。
- 2) 義肢装具士は、義肢装具等を必要とするすべての人々に対し、義肢装具等を提供する事により、その生活の質を向上させることを使命とする。
- 3) 義肢装具士は、自己の知識・技術・経験を出来得る限り提供して、人々の保険・医療・福祉へ貢献する。
- 4) 義肢装具士は、業務にあたり誠意と責任を持って行い、自己の最善を尽くす。
- 5) 義肢装具士は、個人の責任として継続学習による能力の維持・開発に努める。
- 6) 義肢装具士は、後進の育成に努める。

2 (遵守事項)

- 1) 義肢装具士は、業務上知り得た個人の秘密や情報の保護に努め、その秘密を守る。
- 2) 義肢装具士は、業務上の目的と限界の責任を認識し、対象者に業務の内容を十分に説明し、医師に指示のもとに義肢装具の制作適合等にあたる。
- 3) 義肢装具士は、その活動の場を日本国内に限定せず、国際貢献・協力を積極的に行う。
- 4) 義肢装具士は、他の関連職種と協働し、チーム医療の一員として誠実にその責任を果たし、信頼を得られるよう努める。
- 5) 義肢装具士は、正当な報酬以外の要求や収受を行ってはならない。
- 6) 義肢装具士は、その技術水準の向上のために常に学術的研鑽と知識や情報の収集、共有に努め、医療・福祉の発展に寄与する。
- 7) 義肢装具士は、社会の人々から信頼を得られるように、個人としての品行を常に高く維持する。

3. 義肢装具士法

義肢装具士法（昭和六十二年六月二日法律第六十一号）

最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、義肢装具士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もつて医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「義肢」とは、上肢又は下肢の全部又は一部に欠損のある者に装着して、その欠損を補てんし、又はその欠損により失われた機能を代替するための器具器械をいう。

2 この法律で「装具」とは、上肢若しくは下肢の全部若しくは一部又は体幹の機能に障害のある者に装着して、当該機能を回復させ、若しくはその低下を抑制し、又は当該機能を補完するための器具器械をいう。

3 この法律で「義肢装具士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合（以下「義肢装具の製作適合等」という。）を行うことを業とする者をいう。

第二章 免許

（免許）

第三条 義肢装具士になろうとする者は、義肢装具士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生労働大臣の免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

（欠格事由）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 罰金以上の刑に処せられた者
- 二 前号に該当する者を除くほか、義肢装具士の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者
- 三 心身の障害により義肢装具士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定める者
- 四 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

（義肢装具士名簿）

第五条 厚生労働省に義肢装具士名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

（登録及び免許証の交付）

第六条 免許は、試験に合格した者の申請により、義肢装具士名簿に登録することによって行う。

2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、義肢装具士免許証を交付する。

（意見の聴取）

第七条 厚生労働大臣は、免許を申請した者について、第四条第三号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

（免許の取消し等）

第八条 義肢装具士が第四条各号のいずれかに該当するに至つたときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて義肢装具士の名称の使用の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により免許を取り消された者であっても、その者がその取消しの理由となった事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第六条の規定を準用する。

(省令への委任)

第九条 この章に規定するもののほか、免許の申請、義肢装具士名簿の登録、訂正及び消除並びに義肢装具士免許証の交付、書換え交付、再交付、返納及び提出に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 試験

(試験の目的)

第十条 試験は、義肢装具士として必要な知識及び技能について行う。

(試験の実施)

第十一条 試験は、毎年一回以上、厚生労働大臣が行う。

(義肢装具士試験委員)

第十二条 試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に義肢装具士試験委員（次項及び次条において「試験委員」という。）を置く。

2 試験委員に関し必要な事項は、政令で定める。

(不正行為の禁止)

第十三条 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

(受験資格)

第十四条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した義肢装具士養成所において、三年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は厚生労働省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所において一年（高等専門学校にあつては、四年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した義肢装具士養成所において、二年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項の規定に基づく義肢及び装具の製作に係る技能検定に合格した者（厚生労働省令で定める者に限る。）で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した義肢装具士養成所において、一年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもの

四 外国の義肢装具の製作適合等に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で義肢装具士の免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

(試験の無効等)

第十五条 厚生労働大臣は、試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとすることができる。

(受験手数料)

第十六条 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

(指定試験機関の指定)

第十七条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

２ 指定試験機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

３ 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

４ 厚生労働大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第三十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者
(指定試験機関の役員の選任及び解任)

第十八条 指定試験機関の役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

２ 厚生労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第二十条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(事業計画の認可等)

第十九条 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２ 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(試験事務規程)

第二十条 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２ 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

３ 厚生労働大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(指定試験機関の義肢装具士試験委員)

第二十一条 指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を義肢装具士試験委員（次項から第四項まで、次条及び第二十四条第一項において「試験委員」という。）に行わせなければならない。

２ 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

３ 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

４ 第十八条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

第二十二条 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

(受験の停止等)

第二十三条 指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、試験に関して不正の行為があつたときは、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させることができる。

2 前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第十五条及び第十六条第一項の規定の適用については、第十五条第一項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは「その試験」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項又は第二十三条第一項」と、第十六条第一項中「国」とあるのは「指定試験機関」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第十六条第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(秘密保持義務等)

第二十四条 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)

第二十五条 指定試験機関は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告)

第二十七条 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生労働省令で定めるところにより、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第二十八条 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、指定試験機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(試験事務の休廃止)

第二十九条 指定試験機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第三十条 厚生労働大臣は、指定試験機関が第十七条第四項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十七条第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第十八条第二項(第二十一条第四項において準用する場合を含む。)、第二十条第三項又は第二十六条の規定による命令に違反したとき。

三 第十九条、第二十一条第一項から第三項まで又は前条の規定に違反したとき。

四 第二十条第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

（指定等の条件）

第三十一条 第十七条第一項、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条第一項又は第二十九条の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

第三十二条 削除

（指定試験機関がした処分等に係る審査請求）

第三十三条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項 及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

（厚生労働大臣による試験事務の実施等）

第三十四条 厚生労働大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

2 厚生労働大臣は、指定試験機関が第二十九条の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第三十条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

（公示）

第三十五条 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十七条第一項の規定による指定をしたとき。

二 第二十九条の規定による許可をしたとき。

三 第三十条の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするととき、又は自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするととき。

（試験の細目等）

第三十六条 この章に定めるもののほか、試験科目、受験手続、試験事務の引継ぎその他試験及び指定試験機関に関し必要な事項は厚生労働省令で、第十四条第一号から第三号までの規定による学校又は義肢装具士養成所の指定に関し必要な事項は文部科学省令、厚生労働省令で定める。

第四章 業務等

（業務）

第三十七条 義肢装具士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項 及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の身体への適合を行うことを業とすることができる。

2 前項の規定は、第八条第一項の規定により義肢装具士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

（特定行為の制限）

第三十八条 義肢装具士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の身体への適合を行つてはならない。

（他の医療関係者との連携）

第三十九条 義肢装具士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。

(秘密を守る義務)

第四十条 義肢装具士は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。義肢装具士でなくなつた後においても、同様とする。

(名称の使用制限)

第四十一条 義肢装具士でない者は、義肢装具士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

(権限の委任)

第四十一条の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(経過措置)

第四十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章 罰則

第四十三条 第十三条又は第二十二條の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第二十四条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 第三十条第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 第三十八条の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十七条 第四十条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定により義肢装具士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、義肢装具士の名称を使用したもの

二 第四十一条の規定に違反した者

第四十九条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十五条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第二十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第二十八条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第二十九条の許可を受けずに試験事務の全部を廃止したとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(受験資格の特例)

第二条 義肢装具士として必要な知識及び技能を修得させる学校又は養成所であつて、文部大臣又は厚生大臣が指定したものにおいて、この法律の施行の際現に義肢装具士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又はこの法律の施行の際現に義肢装具士として必要な知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法律の施行後に終えた者は、第十四条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

第三条 この法律の施行の際現に病院、診療所その他厚生省令で定める施設において、医師の指示の下に、適法に義肢装具の製作適合等を業として行っている者であつて、次の各号のいずれにも該当するに至つたものは、昭和六十八年三月三十一日までは、第十四条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

一 厚生大臣が指定した講習会の課程を修了した者

二 病院、診療所その他厚生省令で定める施設において、医師の指示の下に、適法に義肢装具の製作適合等を五年以上業として行つた者

第四条 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は厚生労働省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第十四条第一号の規定の適用については、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者とみなす。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に義肢装具士又はこれに紛らわしい名称を使用している者については、第四十一条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(登録免許税法の一部改正)

第六条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号（六）イ（3）中「又は」を「、義肢装具士又は」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第七条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第三十六号の次に次の二号を加える。

三十六の二 義肢装具士の養成所を指定し、義肢装具士の試験を行い、並びに義肢装具士の免許及び登録を行い、並びに免許を取り消し、及び名称の使用の停止を命ずること。

三十六の三 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）の規定に基づき、指定試験機関を指定し、指定試験機関に対し、認可その他監督を行うこと。

附 則（平成三年四月二日法律第二五号）抄

(施行期日)

1 この法律は、平成三年七月一日から施行する。

附 則（平成五年十一月一二日法律第八九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成七年五月一二日法律第九一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成十一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一三年四月二五日法律第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成一三年六月二九日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律における障害者に係る欠格事由の在り方について、当該欠格事由に関する規定の施行の状況を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(再免許に係る経過措置)

第三条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定する免許の取消事由により免許を取り消された者に係る当該取消事由がこの法律による改正後のそれぞれの法律により再免許を与えることができる取消事由(以下この条において「再免許が与えられる免許の取消事由」という。)に相当するものであるときは、その者を再免許が与えられる免許の取消事由により免許が取り消された者とみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の再免許に関する規定を適用する。

(罰則に係る経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一三年七月一一日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第五十六条に一項を加える改正規定、第五十七条第三項の改正規定、第六十七条に一項を加える改正規定並びに第七十三条の三及び第八十二条の十の改正規定並びに次条及び附則第五条から第十六条までの規定 平成十四年四月一日

附 則（平成一三年一二月一二日法律第一五三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（処分、手続等に関する経過措置）

第四十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（経過措置の政令への委任）

第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則（平成一九年六月二七日法律第九六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年六月四日法律第五一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

4. 義肢装具士の養成校

北海道科学大学 保健医療学部 義肢装具学科

〒 006-8585 北海道札幌市手稲区前田 7 条 15-4-1

TEL: 011-681-2161

北海道ハイテクノロジー専門学校 義肢装具士学科

〒 061-1396 北海道恵庭市恵み野北 2-12-1

TEL: 0123-37-7777

人間総合科学大学 保健医療学部 リハビリテーション学科 義肢装具学専攻

〒 339-8555 埼玉県さいたま市岩槻区太田字新正寺曲輪 354-3

TEL: 048-758-7111

国立障害者リハビリテーションセンター学院 義肢装具学科

〒 359-0042 埼玉県所沢市並木 4-1

TEL: 0429-95-3100

西武学園医学技術専門学校 義肢装具学科

〒 169-0073 東京都新宿区百人町 2-5-9

TEL: 03-3360-6217

新潟医療福祉大学 義肢装具自立支援学科

〒 950-3198 新潟県新潟市島見町 1398 番地

TEL: 025-257-4455

専門学校 日本聴能言語福祉学院 義肢装具学科

〒 453-0023 愛知県名古屋市中村区若宮町 2-14

TEL: 052-482-8788

神戸医療福祉専門学校 三田校 義肢装具士科

〒 669-1313 兵庫県三田市福島字宮野前 501-85

TEL: 0795-63-1222

広島国際大学 総合リハビリテーション学部 リハビリテーション支援学科 義肢装具学専攻

〒 739-2695 広島県東広島市黒瀬学園台 555-36

TEL: 0120-55-1659

熊本総合医療リハビリテーション学院 義肢装具学科

〒 862-0930 熊本県熊本市小山町 920-2

TEL: 096-380-0033

義肢装具士白書 編集委員会

委員長 出井 裕司
委 員 小田 純生 名和 大輔 谷川 奈々

担当理事 石原 栄治
坂井 一浩（～2019年7月）
石原 英治（2019年7月～）

義肢装具士白書 2019

令和2年12月28日 発行

編集 公益社団法人 日本義肢装具士協会
発行

〒113-0033 東京都文京区本郷5丁目32-7
義肢会館202
Tel (03) 5842-5457

印刷 株式会社アイペック

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨1-24-12
Tel (03) 5978-4067

